

令和3年度

福山市包括外部監査結果報告書

福山市包括外部監査人

公認会計士・弁護士 金 浦 東 祐

目 次

第1. 令和3年度包括外部監査の概要	1
第2. テーマの選定理由	2
第3. 監査の結果及び意見の要約	3
第4. 監査の詳細	25
1. 監査対象の概要	25
1-1. 我が国及び福山市の子育て支援の経緯	25
1-2. 子育て支援を取り巻く環境	26
1-3. 福山市ネウボラ事業計画の概要	31
1-4. 監査対象部署の概要	36
2. 個別事業の検討	40
2-1. ネウボラ推進課	40
2-1-1. 子育て世代包括支援センター（ネウボラ）	41
2-1-2. 地域子育て支援拠点事業（公立分）	49
2-1-3. ふくやま子育て応援センター事業（キッズコム）	53
2-1-4. えほんの国事業	55
2-1-5. 母子健康診査費	58
2-1-6. 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業	60
2-1-7. ひとり親家庭等の施策及び相談	63
2-1-8. 母子生活支援施設	68
2-1-9. 児童虐待の防止	70
2-1-10. 子ども医療費の助成	74
2-1-11. ひとり親家庭等医療費の助成	76
2-1-12. 児童手当	77
2-1-13. 児童扶養手当	79
2-1-14. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	81
2-1-15. 子育て応援プレゼント事業	83
2-1-16. ふくやま子育て応援センター「キッズコム」及び「えほんの国」視察	86
2-2. 保育施設課	92
2-2-1. 乳児保育促進事業	92
2-2-2. 保育補助者雇上強化事業	96
2-2-3. 職員給与等改善費	98
2-2-4. 障がい児保育推進事業	103
2-2-5. 施設型給付及び地域型保育給付	106
2-2-6. 施設等利用給付	113
2-2-7. 病児・病後児保育事業	118
2-2-8. 地域子育て支援拠点事業（私立分）	123

2-2-9. 延長保育事業及び一時預かり事業	128
2-2-10. 保育所等保育料	132
2-2-11. 子ども・子育て支援システム保守等	134
2-2-12. 公立保育施設維持補修（工事請負費）	137
2-2-13. 施設維持改良費	139
2-2-14. 施設維持改良費（耐震改修）	142
2-2-15. 財産台帳（土地、建物）の状況	144
2-2-16. 普通財産（土地・建物）の状況	145
2-2-17. 保育所用地の借受状況	146
2-3. 保育指導課	149
2-3-1. 放課後児童クラブ事業	149
2-3-2. 日本スポーツ振興センター負担金	157
2-3-3. 太陽光発電電力売払収入	161
3. 平成24年度包括外部監査における指摘事項の再検証	164
第5. 終わりに	170

- ・本文中、端数未満の金額は四捨五入している。
- ・端数処理の関係で、表の金額の集計結果と合計とは必ずしも一致しない。
- ・施設・団体の名称について、本文中、一部略称としている。

第1. 令和3年度包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象として選定したテーマ

(1) 監査対象

子育て支援に関する事務の執行について

(2) 監査対象部署

ネウボラ推進部に属する、ネウボラ推進課、保育施設課及び保育指導課

その他、選定した監査テーマに関する事務に関して、必要な事務の一部を担当しているとして包括外部監査人が判断する部課

(3) 監査対象期間

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても対象とした。

(4) 監査実施期間

監査契約日（令和3年4月1日）から

報告書提出日（令和4年3月15日）まで

3. 監査の着眼点

① 子育て支援に関する事務は、法令等に準拠して行われているか。（合規性）

② 子育て支援に関する事務は、経済的に行われているか。（経済性）

③ 子育て支援に関する事務は、効率的に行われているか。（効率性）

④ 子育て支援に関する事務は、効果的に行われているか。（有効性）

4. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

包括外部監査人 公認会計士・弁護士 金浦 東祐

包括外部監査人は、福山市との間に地方自治法第252条の29に規定する利害関係を有していません。

包括外部監査人補助者 公認会計士 石原 広一

公認会計士 日下 真吾

公認会計士 渡邊 雅史

公認会計士 内田 祐輔

公認会計士 松井 智成

公認会計士 堀田 洋子

包括外部監査人補助者は、監査の対象とした特定の事件につき、いずれも利害関係を有していません。

第2. テーマの選定理由

我が国における出生数は、第2次ベビーブームの昭和48年には約209万人であったが、以後概ね継続して減り続け、令和元年には約87万人となっている。我が国の65歳以上人口が15歳未満人口を上回るようになって既に20年余りが経過している。この間、国も地方自治体も必死に対策をとりその効果が見受けられる部分もあるものの、少子化の流れを押しとどめることに成功しているとは言い難い状況にある。

少子化の進捗には複雑多様な原因があるとされており、不安定な就労による将来にわたる経済的不安を背景とした未婚化や晩婚化の進展、夫婦の出生力の低下、あるいは育児・教育のコストの負担増や仕事と子育ての両立の負担感等も一因とみられている。この状況を改善するために、社会が子育て支援を行うことは社会を維持発展させる上で極めて重要であることは述べるまでもない。

福山市における子育て支援策にはどのようなものがあるか、それらは効果的に、また経済的かつ効率的になされているかを、外部の視点から改めて確認することは必要かつ重要である。

福山市の包括外部監査としては、平成24年度に「少子化対策としての次世代育成支援施策」という観点から監査対象とされたが、福山市においてその後平成27年度から令和元年度まで「福山市子ども・子育て支援事業計画」が実施され、現在は第二期計画である「福山市ネウボラ事業計画」が実施されている。現時点で子育て支援に関する事務の執行について改めて確認することは有意義であると考え、本年度のテーマとして選定した。

第3. 監査の結果及び意見の要約

1. はじめに

本報告書では、監査の過程で発見された事項について、違法または不適当な事項を「指摘」とし、違法または不適当とまでは言えないものの意見を付した事項を「意見」として記載する。なお最終的に、「指摘」は4件、「意見」は55件となった。

これらの具体的内容については、「第4. 監査の詳細」にそれぞれ詳述しているが、以下本項において「指摘」と「意見」の要約を示す。

2. ネウボラ推進課に関する監査の結果及び意見

(1) 福山ネウボラ相談窓口「あのね」の実施体制の見直しについて【意見】(第4の2-1-1.)

利用者支援事業(13か所)は、人件費負担や一部は賃料負担もある。他市における設置状況(福山市は窓口数と対応人数が多い)、窓口別の来所による相談実績件数(0.6~3.0件/日である)、利用者の利用状況(設置場所により利用数の多寡があり、利用意思のある未就学児の約3割の利用にとどまっている)に加え、他の子育て施策の充実化や、少子化、乳児期から子どもを預けて働く母親の増加傾向などを踏まえると、経済性・効率性の観点から疑問なしとしない。最も望ましいのは、潜在的な相談需要を掘り起こして市の用意した人員・設備等を市民に十二分に利用してもらうことであるが、市民による利用増が容易に見込めないのであれば、より効率的に運営することを考えないわけにはいかない。例えば、市内6区域の行政窓口と公立の保育施設に重複する窓口を常設して人員配置するよりも、相談件数が少ない窓口については、「あのねぬまくま」のように常設型ではなく出張型とする、公立の保育施設では後述(2-1-2)の地域子育て支援拠点事業に特化し、より深い支援が必要となった場合に地域子育て支援拠点事業による相談対応から別の行政窓口で常駐するネウボラ相談員が連携を受けて対応する、といった柔軟な体制を検討することも必要ではないだろうか。

(2) 地域子育て支援拠点事業(公立分)の体制の見直しについて【意見】(第4の2-1-2.)

地域子育て支援事業は、スペースとしては既存の保育施設の一部屋を活用しており、公立と私立のセンター型を除き、賃料負担はない。保育士は専任で2名以上が必要となるため、公立では14名の人件費負担がある。他市における設置状況(福山市の拠点数は多い)、拠点別の利用状況(設置場所により利用件数の多寡が見られ、国が目安とする10件/日を下回る拠点が3拠点ある)、市街地にある2拠点以外の5拠点はブロック内の利用にとどまっていること、公立5日型の利用件数は私立5日型の利用件数より少なく、事業費は公立の方が高いこと、私立は3日型を基本に増設していること、私立の3日型でも公立の5日型を超える利用が見られること、ネウボラ相談窓口「あのね」と同一の場所で2つの相談事業を並行して実施していること(公立の保育施設において、「あのね」窓口として看護職1名と保育士1名が相談事業を実施している横で、地域子育て支援事業として別の保育士2名が別途相談事業を実施している)、少子化や乳児期から子どもを預けて働く母親の増加により利用数が減少傾向にあることから、潜在的な相談需要の掘り起こし等が容易に見込めないのであれば、ブロック別の7拠点で一律の人員配置をする

のではなく、利用数が少ない拠点は 3 日型にする、ネウボラ相談員も含めたより柔軟な人員配置を再検討するといった体制の見直しが必要と考える。

(3) ふくやま子育て応援センター事業の内容、実施場所の再検討について【意見】(第 4 の 2-1-3.)

子育て応援センターは、ローズコム(図書館)、エフピコ RiM 福山、すこやかセンターと移転を続け、「えほんの国」を早期に再開することを目標に再開場所が検討され、空きスペースのある商業施設に、「えほんの国」と合わせて移転することとされた。「えほんの国」の機能は中長期的に見直す方向であるため、子育て応援センターの実施場所も同様の位置づけと考えられるが、本来は、子育て応援センターの機能と実施場所を、事業費負担も含めてまず検討すべきと考えられるところ、エフピコ RiM 福山で実施されていた「えほんの国」事業の指定管理者に対する委託料と移転後の賃料を比較して移転場所が判断されたことが適切かは評価が分かれるところと思われる。現状の子育て応援センターは、地域子育て支援拠点事業のプレイルームと「えほんの国」事業のスペースが大半を占めているが、利用者数や駐車場が限定される現在の場所で当事業を実施する意義があるかどうかを含め、子育て応援センターの事業内容、実施場所、実施体制について、継続的に検討されたい。

(4) えほんの国事業を市の事業として実施する意義や実施場所の再検討について【意見】(第 4 の 2-1-4.)

「えほんの国」はエフピコ RiM 福山の閉鎖によりいったん中断したものの、利用者の声や市の子育て支援の充実策の一貫として、令和 3 年 5 月に再開された。「えほんの国」を開始した平成 25 年度当初に比べ、地域子育て支援事業における子どもの遊び場、ネウボラ相談窓口「あのね」における相談の場を政策的に増やしてきた一方で、少子化や乳児期から子どもを預けて働く母親の増加により利用者層は減少傾向にあるという状況変化がある。また移転後の「えほんの国」は、エフピコ RiM 福山の時の実施スペースから約 1/3 に縮小し、利用者層や利用できる人数が限定されたが、事業費負担は増加し、1 拠点にして地域子育て支援拠点事業(公立分)のほぼ 4 か所分の事業費負担となっている。また年間運営費のほぼ 3 年分に上る移転時の初期費用は、移転判断時の検討資料に記載されていなかった。未就学児を主な対象とする絵本やイベントに関して、各地区の図書館や保育施設、商業施設で実施されている取り組みと類似するとも思われる中、この種の場所をより増やすべきという意見もあり、当事業の実施意義や実施場所、実施形態について、継続的に検討していくことが望まれる。

(5) 健康診断の未受診者への対策について【意見】(第 4 の 2-1-5.)

1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診について、例年は集団健診のみのところ、直近では新型コロナウイルスの影響により、集団健診の 1 回当たりの人数を制限したり、予定していた集団健診が実施できなかつたりしたため、個別健診となる対象者が増加した結果、個別健診の対象となった者の受診率が低下した。

未受診者に対しては、学区担当保健師が積極的に電話連絡・家庭訪問を行い、受診勧奨

をしているが、保育所等や幼稚園に通園中の子どもを持つ保護者や家庭で保育をしている保護者が、仕事や家事の都合をつけて任意の日時で複数の病院を受診するハードルはそれなりに高いのではないかと考えられる。母子保健法で幼児健診の受診時期が規定されているが、このような不測の事態においては、例年通りの年齢にこだわらずに、令和3年度の落ち着いたタイミングで、前期の対象児童に対して再度集団健診を実施するなど、柔軟な対応を検討してもよかったのではないだろうか。今後も新型コロナに限らず、自然災害など不測の事象により集団健診が実施できない事態は想定されるが、4か月・1歳6か月・3歳という就学前の一定の時期に医療機関と連携することで、保護者が気付かないような医療的な問題を早期に発見するだけでなく、市の保健師やキラキラサポーターといったボランティアの方がその場に同席し、幼児の健康に資するような助言を行う貴重な機会であるから、このような機会をいかにして確保するか、当期に実施できない場合は翌期に別の形で実施する他の手立てはないか、慎重に検討するとともに、今後同様の事態が起きた場合に活かせるよう、令和2年度の事例・結果を参考に、平時から検討・計画しておくことが望まれる。

(6) 乳児全戸訪問の訪問体制について【意見】(第4の2-1-6.)

令和2年度は新型コロナの影響があったものの、訪問者ごとの割合によると、学区担当保健師による訪問件数・訪問割合が3,372人中1,688名と多かった。これは訪問区分の目安として予め設定した保健師の訪問割合の2倍(目標:25%、令和2年実績:50%)であり、継続支援となった養育支援の対象が約110名であることを踏まえても、保健師訪問が多くなっている。現状の市から妊産婦・幼児へのコンタクトのタイミングは、7回(①妊娠届、②産前面談、③産後訪問[当事業]、④4か月児健診、⑤8-9か月児健康相談、⑥1歳6か月児健診、⑦3歳児健診)あるが、産後訪問前の①②やネウボラ相談で得られた情報に加え、妊娠時・出生時の医学的な情報から訪問者を判定しており、少しでもリスク兆候があれば学区担当保健師が訪問して問題の早期予防に努めている結果と考えられる。ただしその後のコンタクトのタイミングや、ネウボラ相談、保健師による相談・訪問、子ども家庭総合支援拠点事業による訪問など、産後訪問以外にもさまざまな取組がなされている。産婦の年齢などのリスク判定項目は継続して見直し、保健師による産後訪問を幅広く増やすのではなく、育児家庭訪問員やキラキラサポーターを活用しつつ、産後訪問以外のコンタクトのタイミングから得られた情報を連携して支援していくことで、より効果的・効率的な支援ができると考えられる。学区担当保健師がよりハイリスクな乳児家庭の訪問に注力できるよう、また外部の専門職である育児家庭訪問員や、子育て経験があり、子育て支援に熱意のあるボランティアであるキラキラサポーターの方を積極的に活用し、地域全体で子育て家庭を支援していく雰囲気醸成するためにも、訪問結果から得られた情報を集約した上で、訪問者を決定するための判定指標を継続的に見直し、必要十分な体制、効果的・効率的な体制をめざす取組が必要と考える。

(7) 自立支援教育訓練給付金事業の給付金の計算方法について【意見】(第4の2-1-7.)
自立支援教育訓練給付金事業は、ひとり親の自立に向けた教育訓練講座の受講料を支

給する事業だが、支給額や支給時期について、厚労省のハローワークによる同様の制度と比較すると厳しい条件となっている。国の要綱を基に行う事業であり、国庫負担 3/4 と負担率が比較的高く、市の負担は 1/4 と低い水準にある中で、令和元年度に看護師等の高度な専門資格を対象に加えた際に、対象資格や利用実態に見合った制度設計を市として検討してもよいのではないだろうか。ただし県の事業で、別途「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」があるため、こちらの利用を促すということであれば、県の事業ではあるが、市の「ひとり親家庭のしおり」やホームページにて紹介・告知することも検討されたい。

(8) ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業の対象者について【意見】(第4の2-1-7.)

ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業は、国の要綱は“ひとり親家庭の子ども”を対象としているが、市の要綱は中学生に限定している。国による支援の考え方を参照すると、中学生よりも学習内容が高度化し、精神面でより成熟し不安やストレスも複雑化する高校生にも必要な事業と考えられること、近隣他市(広島市・岡山市)では高校生まで対象に含んでいること、福山市は令和2年度から中学生の定員を拡大したものの、新型コロナウイルスの影響もあり利用数が定員に満たなかったことから、福山市においても高校生まで対象を拡大することも検討してはどうだろうか。

(9) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業及び母子・父子自立支援プログラム策定事業の体制見直しについて【意見】(第4の2-1-7.)

ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業は、一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会へ事業委託しており、相談員2名が事業にあたっているが、令和2年度の活動実績は新型コロナウイルスの影響もあろうが、10数件と少なくなっている。対象者が自らインターネット等で情報を得やすくなったほか、ひとり親家庭へのサポートの充実によるものである。福山市にもひとり親家庭自立支援員が別途3名常駐しているため、体制の見直しを検討する時期ではないだろうか。

(10) ひとり親家庭等の施策の告知の見直しについて【意見】(第4の2-1-7.)

ひとり親家庭等の施策について、近隣他市(広島市・岡山市・倉敷市)と比較して、ホームページに掲載されていない情報が散見された。福山市は、事業の対象者になるであろう児童扶養手当受給資格者に向けて配布や通知を行っているが、ホームページ上で広く告知することで、事業の潜在的な利用者も含めて、必要な人に支援が行き届きやすくなる。当該事業を利用しようとする者も、事前に容易に基礎情報を得られることで、市に問い合わせる際の心理的なハードルが下がったり、市からの制度説明もよりスムーズにいくなど、利便性が高まると考えられる。また、現状の福山市のホームページでは、ひとり親家庭に対する施策・事業が他市のように一覧になっておらず、目当ての事業にたどり着きにくい仕様になっている。紙ベースの「ひとり親家庭のしおり」は25ページにも及ぶことから、他市を参考に、ホームページでの事業の検索性を上げることも必要ではないだろうか。さらに福山市の対象者が利用できる県の事業が紹介されていないため、ホー

ムページや「ひとり親家庭のしおり」で県の事業を紹介することも検討されたい。

(11) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託について【意見】(第4の2-1-7.)

他市では、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を委託しており、福山市も外部委託を検討したが、個人情報のセキュリティ面等の理由から断念した。福山市の統一ルールとしてのセキュリティルールを遵守することも大事だが、専門的な外部業者に委託することで、市の業務負担を減らし、効果的・効率的に事業を行うことが可能になるため、セキュリティ確保と事業の効果・効率化を両立させながら、継続的にセキュリティルールの柔軟な見直しも検討されたい。

(12) 母子生活支援施設に関する費用負担部門の適切性について【意見】(第4の2-1-8.)

DV 被害者である母子について、母子生活支援施設への入所を決定するのも、入所後も必要に応じて母子生活支援施設の自立支援員と連携して対応するのも、DV を担当する青少年・女性活躍推進課である。ネウボラ推進課は、過去から母子生活支援施設に関する事業を所管するが、福山市の母子生活支援施設であった久松寮は令和 2 年度末をもって廃止され、現在は入居可能な市外の母子生活支援施設の調査や、入所のための連絡調整業務を担いつつ、施設費を負担している。施設費が発生するまでの措置判断や、退所・自立に向けた支援について、主に関与するのは青少年・女性活躍推進課であることから、当該施設費の発生から終了までの責任を有するのは青少年・女性活躍推進課であるといえるが、ネウボラ推進課が施設費を負担しており、費用の責任部門と費用負担部門が明確に整合しない状況となっている。

福山市が保有する母子生活支援施設に関する事業の所管がネウボラ推進課であったため、母子生活支援施設に関する費用として他市の母子生活支援施設費も含めてネウボラ推進課の負担となったことが考えられるが、すでに福山市の施設は廃止されており、現状の DV 被害者に係る他市の母子生活支援施設費はネウボラ推進課にとって管理可能な費用ではない。費用の責任部門と費用負担部門は明確に整合させた方が費用管理上望ましいため、費用負担部門について再度検討するべきではないだろうか。

(13) 子ども家庭総合支援拠点の実施体制の継続的な見直しについて【意見】(第4の2-1-9.)

令和 3 年度から児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために「子ども家庭総合支援拠点」の機能を大規模型としてネウボラ推進課に設置した(拠点機能として 16 名、総合支援担当全体で 25 名)。人口規模が中規模型と大規模型のボーダーライン上に位置する福山市の児童人口・人口規模、現状の虐待通告件数、他市の整備状況、福山市の当上期における専門職員による活動件数の実態、市が抱える財政負担規模を踏まえると、大規模型以上の体制が継続的に必要か、議論の余地があると考え。国が示す指針によると、子育て支援施策は母子健康包括支援センターの機能を活かしながら、利用者支援事業(ネウボラ相談)や子ども家庭総合支援拠点事業を整備する枠組みも示されており、福山市よりも規模の小さい自治体においては、既存の仕組みを活かしながら限りある財源や人材を

どのようにして有効活用するか、保健・福祉・教育の関係を含めて組織や所掌を見直しながら独自の対応を行う好事例が調査研究として公式に発表されている。福山市は、新しい拠点機能を設置・明確化し、宣言することで、取組の認知度が高まり、よい効果が上がってきていると考えられるが、今後は一度整備した仕組みや以前からの体制を見直し、より効果的・効率的な体制にシフトしていく視点も必要ではないだろうか。

(14) 子ども医療費の助成に関する財政負担と制度の在り方について【意見】(第4の2-1-10.)

子ども医療費の助成対象を小学生までとしている近隣市(広島市・岡山市・倉敷市)と比較すると、中学生までとする福山市は、対象年齢が幅広く、また一部負担金はシンプルで手厚い給付となっている反面、財政負担が重くなっている。今後とも財政負担と対象年齢・一部負担金・所得制限の在り方について、制度の継続的な検討が必要と考える。

(15) ひとり親家庭等医療費の助成に関する財政負担と制度の在り方について【意見】(第4の2-1-11.)

ひとり親家庭の医療費について、近隣市(広島市・岡山市・倉敷市)と比較すると、自己負担なしとする広島市よりは財政負担が少ないものの、自己負担を1割とする岡山市・倉敷市よりは手厚い給付となっており、財政負担が重くなっている。今後とも財政負担と対象年齢・一部負担金・所得制限の在り方について、制度の継続的な検討が必要と考える。

(16) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)に関する未利用理由の調査、実態調査の必要性について【意見】(第4の2-1-14.)

子育てを応援してほしい人(依頼会員)と子育てを応援したい人(協力会員)を福山市が介入して紹介する事業において、依頼会員数や活動件数が増加傾向にある中で、利用会員数(実際の利用者)や援助会員数(実際の援助者)はあまり増えていない。コロナ禍で急な休園・休校が発生したり、分散登校があったり、勤労者にとって不都合な予測のつかない事態が多く発生した令和2年度以降において、子育てを応援したい者と支援を必要とする者を仲介し、市民で助け合うという本制度の重要性は高まっていると考えられる。依頼の意思を持った者が実際の利用に至らない理由や、負担が増しているかもしれない援助者の状況等について、継続的に実態調査を行い、依頼者・利用者・援助者双方の意見を聞きながら、よりよい制度になるような取組が必要と考える。

(17) 子育て応援プレゼント事業に関する物品配布の方法や在り方について【意見】(第4の2-1-15.)

子育て応援プレゼント事業は、補助金の多寡によって単価や金額の変動が大きく、補助金の使い方や利用者の公平性の面から、もう少し配慮をしてもよいのではないかと考えられる。また過年度の乳児健康相談への参加者に対するアンケート調査からは、プレゼントよりも相談の方に需要があったという実績がある中で、育児消耗品としては割高な単価設定でのプレゼント配布がなされている。今後ともプレゼントの効果やプレゼント単価について丁寧に検証し、より効果的な施策の検討が必要と考える。

(18) 未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所を増やすことについて【意見】(第4の2-1-16.)

いったん閉鎖された「えほんの国」の再開を望む声が市民の中に多かったこと、「キッズコム」と「えほんの国」を利用する子どもは未就学児が多く占めている状況をみると、未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所が福山市内にまだまだ少ないとも評価できる。もちろん財政の制約もある以上、その在り方は総合的な観点からの検討が必要であるが、親子が一緒に楽しめる場所として、また安全安心な場所として、例えば公園・スポーツ施設・文化施設などを未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所としてさらに広めていく必要があると考える。

(19) 「あのね」を子育て世代だけでなく幅広い世代や職場にも浸透させることについて【意見】(第4の2-1-16.)

No.	事業名	事業または施設の愛称
①	子育て世代包括支援センター	あのね
②	ふくやま子育て応援センター	キッズコム
③	子育て援助活動支援事業	ふくやまファミリー・サポート・センター
④	市立保育所・こども園地域子育て支援拠点(事業)	ふくやまローズひろば

上記の事業はその事業名から子育て支援関連の事業であることは連想できるが、それぞれがどのような事業なのか、また各事業の内容の違いについて、おそらく多くの市民が正確に理解できないと思われる。またいずれにも「センター」または同義の「拠点」が使われている。なお当該事業名は福山市独自で定めたものではなく、いずれも厚生労働省が策定した政策の中にある事業名である。一方、愛称の「あのね」・「キッズコム」・「ふくやまローズひろば」は福山市が独自に制定したものであり、福山市の工夫や努力を見ることが出来る。福山市では事業または実施施設に対し、暖かく親しみやすいイメージを想起させる愛称名を付している。しかし「キッズコム」こそキッズという言葉から子ども・子育て関連施設と想像できるが、「あのね」、「ふくやまローズひろば」という愛称からは事業や施設のイメージがわきにくい印象を持った。施設名または施設愛称からその事業や施設を明確にイメージできないと、事業内容や施設が周知されにくく、また浸透しないのではないだろうか。

「あのね」はまだ歴史が浅く、また「あのね」を利用または利用を考える世代は概ね平成29年6月の開設以降の妊産婦や未就学児を持つ世代に限定されることから、「あのね」を利用したことがない、または「あのね」のことを知らないという市民が多いのではないかと推測され、現状では市民に十分に浸透しているとは言えないと思われる。「あのね」の機能強化・拡充に努めるとともに、引き続き幅広い世代の市民に対し周知徹底を図ることが必要である。今後の周知の方策としては例えば、福山市内世帯だけでなく、公共施設や市内事業所に対し、「あのね」を周知させるパンフレットの配布や告知イベントを実施すること等も考えられる。

3. 保育施設課に関する監査の結果及び意見

(1) 乳児保育促進事業に関する添付書類について【意見】(第4の2-2-1.)

本事業の実施主体には、余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を下回ることが求められている。つまり、拠点区分の決算数値により判定を行う必要がある。この点、福山市において各施設が実際に添付していた資金収支計算書及び貸借対照表は、法人全体(第1様式)、事業区分別(第3様式)、拠点区分別(第4様式)のいずれかを各施設の判断で提出している状況であった。

確かに、一つの施設のみを運営している社会福祉法人の場合は、法人全体(第1様式)、事業区分別(第3様式)、拠点区分別(第4様式)のいずれであっても、判定に影響は及ばない。サンプルとして抽出した施設も、一つの施設のみを運営する社会福祉法人の施設であったため、現状の判定に誤りがあるわけではない。

しかし、複数の施設を運営する法人の場合は、拠点区分別(第4様式)のものでなければ、上記要件の判定はできない。またこの要件は、あくまでも拠点区分での判定を求めており、判定を効率的に実施するためにも、添付書類として提出を求める資金収支計算書及び貸借対照表は、拠点区分別(第4様式)のものに統一するべきである。拠点区分別(第4様式)の計算書類は必ず作成されるものであり、その様式に限定して添付を求めることは施設側の事務負担を増大させるわけではないと考えられる。

(2) 乳児保育促進事業に関する余剰金の確認方法について【意見】(第4の2-2-1.)

余剰金には、人件費積立資産や修繕積立資産等、各種積立資産が含まれることとなっている。添付書類である貸借対照表のチェックの証跡を見ると、純資産の部の「その他の積立金」が確認の対象となっていた。

「その他の積立金」とは、将来の特定の目的のために理事会の決議に基づいて積み立てられるものであり、積立金を計上する際は、同額の積立資産を積み立てる必要がある。一方、「積立資産」とは、資金管理上の理由等から必要がある場合に積み立てられるものであり、積立金を積み立てることは求められていない。

「余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を下回ること」という要件は、余剰金に「積立資産」を含めることとされていること、社会福祉法人会計基準において積立金を積み立てずに積立資産を計上することが許容されていることから、余剰金について適正に判定するためには、純資産の部に計上されている「その他の積立金」ではなく、資産の部に計上されている「積立資産」を確認するべきである。

(3) 乳児保育促進事業を実施する者が学校法人である場合の要件について【指摘】(第4の2-2-1.)

本事業を実施する者は社会福祉法人が大部分を占めているが、一部に学校法人がある。学校法人の計算書類は、学校法人会計基準に基づいて作成されるので、社会福祉法人の計算書類とは様式が全く異なる。「余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を下回ること」という要件は社会福祉法人を前提とした規定となっており、学校法人にそのまま当てはめることができない。

学校法人会計基準では「特定資産」という概念がある。特定資産とは、校舎その他の施

設の増設や改築、機械・備品などの設備投資等、将来の特定の支出に備えるために積み立てられた預金等をいう。本事業の対象となっている学校法人について、上記要件の判定過程を確認したところ、余剰金として扱われていたものは「翌年度繰越支払資金」のみであった。社会福祉法人の場合は各種積立資産を余剰金として扱うこととしているが、学校法人の場合にそれと同様の性格である特定資産を余剰金として扱わないことは不合理である。当該学校法人について、特定資産を余剰金に含めて判定した場合、余剰金が前年度収入決算の6か月相当額を超過することとなり、本事業の基本分は対象外となることが判明した。運営主体によって拠るべき会計基準は異なるので、運営主体別に公平な判定ができるよう、規定を整備する必要がある。社会福祉法人以外の施設として、学校法人については本事業に参入している施設が既に存在しているので、学校法人会計基準に基づいた規定を早急に整備されたい。

(4) 各施設に口頭で確認したことの記録について【意見】(第4の2-2-2.)

「勤務時間が週30時間以下」の要件について、雇用契約書、労働条件通知書のみでは十分な確認ができない場合は、電話による口頭確認がなされているが、その確認の記録方法が定まっていない。現物資料を閲覧したところ、雇用契約書等に直接記載する方法、付箋に記録を残す方法等があった。一方で、口頭で確認をしたのみで、記録として残っていないケースが見受けられた。一定の要件を設けて助成を行う以上、後になって要件を充足していることの確認ができる状態で記録を残しておくべきである。本事業については「勤務時間が週30時間以下」の要件が撤廃されたところであるが、今後、何らかの要件について口頭により確認を行う際は、記録を保存することを検討されたい。

(5) 職員給与等改善費支給後の使途を把握した上で、事業目的の達成状況を検証すること【意見】(第4の2-2-3.)

福山市において、職員給与等改善費にかかる事業は「特別委託料」として扱われていることから、経理等通知を参考に、施設の裁量で給与改善に充てていただくよう整理しており、使途の把握まではなされていない。しかし、一般委託料について経理等通知に基づく弾力運用を行う中で、私立施設の保育士等の給与改善が必要だと判断されていること、また職員給与等の改善を行うことにより児童処遇の適正化や保育内容・職員資質の向上についても図ることができると考えられていることから、公定価格の上乗せとして福山市が独自に支給する本事業の支給額については保育士等の給与に充てられるべきである。ただし、まずは本事業の支給額がどのような用途に活用されているのかを把握することが重要である。使途を把握することにより効果的な実態調査及び真に必要な対策の検討が可能になるであろう。使途について一定の制限を設ける必要があるのか、また財務状況の観点から支給対象自体について一定の制限を設ける必要があるのか等、本事業がより効果的かつ効率的なものとなるよう適時に検討されることが期待される。

(6) 資料の保存期間について【意見】(第4の2-2-3.)

職員給与等改善費にかかる事業は平成17年度より開始している。事業開始当時の保育環境を把握するために、事業開始当時の経緯を確認したところ、資料が残っておらず確認

することができなかった。確かに、形式的な文書の保存期間は経過しているのかもしれない。しかし、本事業のように、事業開始時からの経過を随時確認し、事業目的の達成状況を把握すべきものについては、形式的な文書保存期間にとらわれることなく資料として保存しておくことが望ましい。本事業については、資料がない以上もはやどうすることもできないが、今後新たに開始する事業については、必要性に応じて文書の保存期間延長等を検討されたい。

(7) 障がい児保育に対する支援の在り方について【意見】(第4の2-2-4.)

令和元年8月21日付け一般社団法人福山市私立認可保育施設協会からの要望書において、障がい児保育推進事業における認定基準の適正化及び各施設の支援状況に相当する予算の確保について要望がなされている。

要綱別紙①及び②の児童は、手帳所持の有無で絶対的に審査がなされるので異論はない。しかし、要綱別紙③の児童は、申請者の主観が混ざるものであり、膨大な申請件数を全て認定するわけにもいかず、相対評価にならざるを得ない。令和元年度及び令和2年度における、要綱別紙①②③の区別の申請件数及び認定件数を示す。

【令和元年度】

	要綱別紙①		要綱別紙②		要綱別紙③	
	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数
合計	8件	8件	9件	9件	791件	175件

【令和2年度】

	要綱別紙①		要綱別紙②		要綱別紙③	
	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数
合計	6件	6件	21件	21件	863件	144件

本事業に関して福山市の努力は理解できるものの、保育の現場からは今以上の支援を求められているのが現状である。発達障害の増加、統合保育への関心等、障がい児保育の重要性が高まっていることを踏まえ、保護者、保育施設及び福山市とで議論を重ね、福山市における障がい児保育がより充実したものとなっていくことが期待される。

(8) 施設型給付及び地域型保育給付における処遇改善等加算の実績報告書の審査において異常値を検出した場合には記載金額の根拠を確認すること【意見】(第4の2-2-5.)

ある1施設をサンプルとして、処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの令和元年度実績報告書に係る審査の方法について詳細にヒアリングを行った。

処遇改善等加算Ⅰの実績報告書については、添付書類である賃金改善明細により、賃金改善状況を確認できていた。しかし、処遇改善等加算Ⅱの実績報告書では、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるという内容の実績報告書となっていた。それらの数字を額面通り比較すれば必要額の賃金改善はなされているという結果となるが、その差は7,374,955円と多額であり、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるという推測される。具体的には、基準年度と比較し、処遇改善等加算Ⅱとして1,245,140円が賃金改善に充てられていなければならないところ、8,620,095円の賃金改善がなされているという内容の実績報告書となっていた。それらの数字を額面通り比較すれば必要額の賃金改善はなされているという結果となるが、その差は7,374,955円と多額であり、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるという推測される。

測される。

この点、総務省行政評価局による「子育て支援に関する行政評価・監視結果報告書（平成 30 年 11 月）」（以下、「総務省報告書」という。）において、処遇改善等加算に係る賃金改善確認の実施状況について、次のような所見がある。

内閣府及び厚生労働省は、地方公共団体における処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底を図る観点から、必要に応じ文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 認可保育施設等における処遇改善等加算に係る賃金改善額が、対象となる保育従事者等の給与へ適切に反映され、適正な給与水準が維持されているかについて、賃金改善実績報告書の提出時や監査の機会等を通じて賃金台帳等を活用した確認を行うよう、地方公共団体に要請すること。
- ② その際、賃金改善確認の対応に苦慮している地方公共団体の参考となるよう、地方公共団体が独自に様式を定め、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認するなど創意工夫している取組例を収集し、必要な情報を提供すること。

福山市では、賃金台帳等の原始資料の提出を求めることはしていない。処遇改善等加算に係る事務について、国から具体的な方法の指示がないとしても、総務省報告書の趣旨から鑑みて、合理的な審査体制を構築する必要があると考える。したがって、金額の記載誤りがあると推測される場合には、追加で適宜資料を求めたうえで審査を実施することを検討されたい。

- (9) 処遇改善等加算に係る令和 2 年度の改正事項について、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう努めること【意見】（第 4 の 2-2-5.）

令和 2 年度において、処遇改善等加算について重要な改正がなされた。具体的には、処遇改善等加算Ⅰは、算定の起点となる基準年度について、固定時点（支援法による確認の効力が生じる年度の前年度）となっていたところ、加算Ⅰ新規事由がない場合には「加算当年度の前年度」とされた（加算Ⅰ新規事由がある場合は割愛する）。また、処遇改善等加算Ⅱは、副主任保育士等（職員 A）に係る加算額の配分について、一定数確保する必要があったところ、「1人以上」に緩和された。

処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの令和 2 年度計画書を確認したところ、処遇改善等加算Ⅰの改正について理解ができていないと思われる計画書が散見された。この点について福山市の対応状況を確認したところ、施設から個別に質問を受けており、改正内容について理解をしていただくよう可能な限り努めたとのことであった。また、令和 2 年度は処遇改善等加算の改正があるので、年度開始当初に説明会の開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況からやむを得ず取りやめたとのことであった。

令和 2 年度計画書には、施設とのやり取りの記録が残っており、福山市における試行錯誤の努力のうかがい知ることができた。しかし、制度改正について、計画書の段階で完全には理解できていない施設があるのも確かなことである。したがって、令和 2 年度実績報告書の提出を受ける際は、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう対応が求められる。また、福山市も検討していたことであるが、新型コロナウイルス感染症等特別な要因がない限り、制度改正がある年度等は施設に対して予め周知の機会を設けるこ

とが望ましい。

- (10) 施設等利用費を法定代理受領する場合に、施設において「特定子ども・子育て支援提供証明書」（以下、「提供証明書」という。）の交付がなされていないこと【指摘】（第4の2-2-6.）

福山市における法定代理受領の事務フローには、提供証明書に係る事務フローがない。この点について担当課に確認したところ、幼児教育・保育の無償化が開始したのは令和元年10月からであるが、制度改革への対応に向けた実務の中で、内閣府が公表する実務フローの確認が漏れてしまったとのことであった。

法定代理受領の場合の提供証明書については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の第57条において、施設が市町村及び保護者へ交付するよう規定されている。

ただし、当該条項については、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）」等を踏まえ、市町村の負担軽減のための見直しが行われる予定である。具体的には、令和4年4月1日を施行日として、施設が法定代理受領する場合に義務付けられている保護者及び市町村に対する提供証明書の交付を、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（これらの施設における預かり保育事業も含む。）については不要とする改正がなされる予定である。

今後、福山市においては、法令等で規定された範囲内で効果的かつ効率的な事務体制を検討し構築することが求められる。

- (11) 病児・病後児保育事業にかかる交付要綱について【意見】（第4の2-2-7.）

福山市の病児・病後児保育事業にかかる委託料の金額は、交付要綱第6条に「別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。」と規定されているが、交付要綱別表には、病児・病後児保育事業にかかる委託料の計算と、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下「感染拡大防止事業」という。）にかかる補助金の計算がまとめて規定されている（表1参照）。しかし、福山市で実際に行われている事務は、病児・病後児保育事業にかかる基準額（表1第2欄（1）～（3））と病児・病後児保育事業に必要な経費を比較し、感染拡大防止事業の基準額（表1第2欄（4））と感染拡大防止事業の経費を比較して補助金等の金額が算定されているため、現在の規定方法では交付要領とは異なる事務が行われていると評価する余地がある状況である。

国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」には、感染拡大防止事業は病児保育事業とは別の区分に規定されており、これと同様の規定に変更するか、感染拡大防止事業のみの要綱を作成する等の対応を検討していただきたい。

- (12) 病児・病後児保育事業にかかる実施要綱について【意見】（第4の2-2-7.）

実施要綱第4条に「子育て支援事業の実施主体は、市又は市内に所在する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、病院若しくは診療所の設置者・・・」と規定されているが、この文言では病院等が病児・病後児保育事業の実施主体であるとの誤解を生じさせてし

まう。

国の病児保育事業実施要綱には、「実施主体は、市町村とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。」と規定されている。当事業を実施施設に委託した場合においても、主体はあくまで行政であり、事業についての最終的な責任は委託者である行政に帰属する。実施要綱第4条について、適切な文言へ変更すべきである。

(13) 病児・病後児保育事業にかかる実績報告書の審査（人件費）について【意見】（第4の2-2-7.）

担当課へヒアリングを行ったところ、看護師等が病児・病後児保育事業以外の業務に従事した時間にかかる人件費について、病児・病後児保育事業に必要な経費から除外していることの確認が行われていなかった。また、提出を受けた人件費明細の一部において、一人の職員の法定福利費が職員棒給額の半分以上の金額となっており異常値であるものの、施設へのヒアリングや賃金台帳等の追加書類を求めるなど十分な審査が行われた形跡が確認できないものがあった。

病児・病後児保育事業に必要な経費の中で、「人件費支出」の占める割合は大きく重要な区分である。審査時には、各書類間の整合性の確認のみならず、審査書類が事実に基づいて正確に作成されているか、事業に必要な経費に該当するかといった観点からも審査する必要がある。そのためにも、事業実績報告書の提出を受ける際に、給与額等の根拠資料や、従事した作業時間のわかる資料を添付してもらうことが望ましいと考える。

(14) 病児・病後児保育事業にかかる実績報告書の審査（事務費・事業費）について【意見】（第4の2-2-7.）

「事務費支出」及び「事業費支出」について、支出内容の確認がなされていなかった。

収支精算書上の「人件費支出」については、職員雇用状況等一覧表や人件費明細表により内容を確認できるが、収支精算書上の「事務費支出」及び「事業費支出」については、科目の合計金額のみ記載されており、各科目の詳細な支出内容については書類上では確認することはできない。そのため、事業に必要な経費に該当するかどうかについては、実績報告書等を審査する際に確認することができない。

実績報告書の提出を受ける際に、領収書等の支出内容のわかる書類を合わせて受領するか、もしくは支出内容がわかるように収支精算書に明細を記載してもらう等により、事業に必要な経費であるかを審査時に確認することが望ましいと考える。

(15) 病児・病後児保育事業にかかる実地調査の実施【意見】（第4の2-2-7.）

各施設と締結している福山市病児・病後児保育事業委託契約書には、「事業の実施状況について、調査及び監査することができる」と規定されているが、福山市では事業開始した平成16年度から一度も病児・病後児保育事業を実施している施設に実地調査が行われていなかった。

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の3には、看護師等の配置人数や、施設の要件などの設置基準が規定されており、また、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39

号)」第 53 条～第 61 条には、提供日、提供日ごとの時間帯、支援の具体的な内容等の記録がされているか、利用料と特定費用の額を区分して領収書が交付されているか等の運営基準が規定されている。これらの規定の遵守状況や実績報告の正確性等について、頻度は別にしても、実地調査を行い確認する必要があると考える。

(16) 病児・病後児保育事業にかかる委託料の計算方法の改善について【意見】(第 4 の 2-2-7.)

過去の実績を見ると、病児・病後児保育事業の実施施設は実績加算分の対象となったことはなく、延べ利用児童数や定員にかかわらず同じ委託料が支払われている。

当事業の実施施設では、職員の配置要件により人件費が固定的にかかるため、現在のように運営基本分を引き上げ、実施施設を増やすという考え方も理解できる。また、立ち上げ初年度等は事業が軌道に乗っていないため、このような支給方法が適切である場合もある。この点、国の病児保育事業実施要綱が平成 28 年に一部改正され、看護師等が緊急時に駆けつけられる場合には常駐を要件としない旨が明記されており、以前よりは固定費を抑えることが可能となっている。また平成 16 年度に事業を開始し 15 年以上経過していることから、より効率的かつ効果的な委託費の算定方法を検討すべきと考える。

(17) 地域子育て支援拠点事業の要綱について【意見】(第 4 の 2-2-8.)

ア 開設日数等による区分について

地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の算定において、交付要綱別表の規定方法では、新規の実施施設の委託金は開設日数等にかかわらず、すべて同じ金額となってしまう、施設の実施レベルに応じた支援を行うことができない。また、委託先の見直しを行っていないため現在の規定になっているとのことであるが、確かにすべての既存の実施施設がそのままの事業形態を維持するという前提では現在の要綱でも問題はないが、限られた財源の中、地域のニーズの変化に対応するためには、今後既存の実施施設の見直しも含めた全体的な検討が必要になることも想定される。そのため、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定されているように、開設日数や職員の配置等により区分するなど、実施施設の実施レベルに応じた委託金を出せるような規定方法への改訂について検討していただきたい。

イ 実施形態及び要件等の明確化

福山市の地域子育て支援拠点事業の委託金の対象となる区分の一つとして、「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱第 4 条第 2 号に規定するセンター型として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合」と交付要綱別表(表 1 参照)に規定されているが、「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱」は、実施要綱が施行された平成 27 年 4 月 1 日に効力を失っており、現在の福山市の要綱には、この区分の実施形態及び要件が規定されていない。また、もともと「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱」や複数の事業の実施要綱をまとめて実施要綱が施行された経緯があり、複数の事業が一つの要綱にまとめられていることで、各事業の詳細な実施形態や要件等が明記されていない。地域子育て支援拠点事業については、以前のように一つの事業のみで実施要

綱を作成し、事業の目的、事業内容、実施形態及び要件、事業にかかる手続き等について詳細に規定する方がより適切であると考え。要綱の体系の見直しも含めて検討していただきたい。

ウ 参照条文について

実施要綱第2条第3号において、「地域子育て支援拠点事業実施要綱4①及び②に定める」と規定されているが、参照されている国の要綱を確認したところ、正しくは「地域子育て支援拠点事業実施要綱4(2)に定める」との記載が正しいと考えるので、修正されたい。

エ 交付要綱別表の規定について

福山市の地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の金額は、交付要綱第6条に「別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。」と規定されているが、交付要綱別表には、地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の計算と、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下「感染拡大防止事業」という。）にかかる補助金の計算がまとめて規定されている（表1参照）。しかし、福山市で実際に行われている事務は、地域子育て支援拠点事業にかかる基準額（表1第2欄(1)～(3)）と地域子育て支援拠点事業に必要な経費を比較し、感染拡大防止事業の基準額（表1第2欄(4)）と感染拡大防止事業の経費を比較して補助金等の金額が算定されているため、現在の規定方法では交付要領とは異なる事務が行われていると評価する余地がある状況である。国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」には、感染拡大防止事業は地域子育て支援拠点事業とは別の区分に規定されており、これと同様の規定に変更するか、感染拡大防止事業のみの要綱を作成する等の対応を検討していただきたい。

(18) 地域子育て支援拠点事業における実績報告書の審査【意見】（第4の2-2-8.）

実績報告の審査時において、事業に必要な経費の支出内容の確認がなされていなかった。地域子育て支援拠点事業実績調書の歳出内訳である「事務費支出」及び「事業費支出」について、科目の合計金額のみ記載されており、各科目の詳細な支出内容については書類上では確認することはできない。そのため、事業に必要な経費に該当するかどうかは、実施報告書等を審査する際に確認できていない。実績報告書の提出を受ける際に、領収書等の支出内容のわかる書類を合わせて受領するか、もしくは支出内容がわかるように収支精算書に明細を記載してもらおう等、事業に必要な経費であるかを確認すべきであると考え。

(19) 地域子育て支援拠点事業における実地調査の実施【意見】（第4の2-2-8.）

地域子育て支援拠点事業の実施施設に対して、実地調査が行われておらず、また要綱や委託契約書を確認したところ、実地調査についての規定が確認できなかった。

牽制機能を生じさせるため、定期的に実地調査を行い、職員の配置状況や実施報告書の

記載内容の正確性等について確認することを検討していただきたい。

(20) 延長保育事業及び一時預かり事業における実地調査の実施【意見】（第4の2-2-9.）

交付要綱別表によると、延長保育事業では「平均対象児童数」、一時預かり事業では、「年間延べ利用児童数」が補助金の算定の基礎となっているが、その人数については実施施設から提出される延長保育（一時預かり事業）実績報告（月報）が根拠となり、その正確性についてまでは検証できていない。実績報告書の審査の担当部署は保育施設課であるが、各施設への指導監査は別部署が行っており、指導監査の際に実績報告書の提出書類等に関する確認は行われていない。牽制効果を生じさせるため、指導監査等を実施施設に対して行っている部署と連携して、会計帳簿や賃金台帳等の書類確認し、実績報告の際に提出された人件費明細や実績調書の数値の正確性を確認することが望ましいと考える。

(21) 子ども・子育て支援システム保守等におけるユーザーIDの棚卸について【意見】（第4の2-2-11.）

「情報セキュリティ実施手順」において、「認証情報が適切に維持管理されていることを、定期的（最低年1回）に点検する」と規定されているが、システム権限一覧を確認したところ、同一アカウントが二重に登録されているなど不要なIDが残っており、定期的なユーザーIDの棚卸が実施されていることを確認することができなかった。静脈認証やIP制御等によりセキュリティ対策が取られているとのことであり、現状セキュリティ上大きな問題が生じているわけではないが、不要なIDが存在している状態は好ましくないため、定期的なユーザーIDの棚卸を行うことが望ましいと考える。

(22) 子ども・子育て支援システム保守等におけるユーザーIDの権限の付与について【意見】（第4の2-2-11.）

当システムのシステム権限は、管理者権限、一般的な利用者権限及び閲覧権限の3種の権限が設定されている。個人名ごとに各業務の権限を集計したところ、その大半に1つ以上の業務の管理者権限が付与されていた。一般的に管理者権限は、システムの改変や機密情報の持ち出し、不正なアカウントの登録といった不正行為も容易であることから、付与する対象者は必要最低限とすべきである。IDの棚卸の際にシステム権限についても見直しを行っていただきたい。

(23) 公立保育施設維持補修（工事請負費）における設計金額の合理性の検討について【意見】（第4の2-2-12.）

以下の2つの工事はいずれも同じ内容の照明工事で設計金額も近い額にもかかわらず、請負金額に大きな差額が生じていた。

（単位：円）

No.	工事名称	設計金額	契約金額
5	西保育所非常照明改修工事	1,163,800	1,100,000
6	西山手保育所非常照明改修工事	1,186,900	528,000

その理由について確認したところ、「随意契約の場合、最低制限価格を設けていないため、こうした差異が生じる可能性がある。」とのことであった。

福山市では、競争入札の場合の落札価格については、設計金額に基づいた最低制限価格が設定されているため、設計金額から大きくかい離した価格で工事契約が行われることはない。一方、随意契約では、最低制限価格が設けられていないため、契約金額が設計金額からかい離する場合がある。このようなかい離が生じる要因としては、まず、業者側の企業努力ということが挙げられる。しかし、設計金額と市場価格との間のズレによるものである可能性も考えられる。設計金額が合理性のあるものであるためには、その設計金額が市場価格を適正に反映して設定されていることが必要である。上記の 2 工事のように設計金額が同じにもかかわらず、契約金額（見積金額）が大きく異なる事例については、その原因を検討し、設計金額の合理性を確認することが重要である。

(24) 施設維持改良費における同一施設において同時期に行われる複数の少額工事の発注方法について【意見】（第 4 の 2-2-13.）

第 4 の 2-2-13.記載の No.6 から 15 までの福山市立旭保育所における各工事は工期が令和 2 年 12 月前後とほぼ同時期に施行されている。また、いずれも金額が 130 万円未満の少額工事であるため、福山市契約規則に基づいて随意契約により契約が行われており、各工事について見積書の徴取状況を見ると、2 者からの徴取が 2 工事、1 者のみからの徴取が 7 工事となっている。

しかし No.6 から 15 までの工事の契約金額を合計すると 3,473,800 円となるため、仮に一つの工事として発注が行われていれば、随意契約ではなく競争入札によって契約を行うこととなったと考えられる。これらの工事をそれぞれ別工事として発注することとなった理由については、「工事対象が電気設備、給排水設備、建築など工種が異なること、又同一工種においても関連性がなかったため。」とのことであった。随意契約よりも競争入札による契約の方が契約金額の客観性は高まることから、同一施設において同時期に行われる複数の少額工事については、できるだけ一本化して発注することによって競争入札に付されることが望ましいと考える。

(25) 見積書の保管について【意見】（第 4 の 2-2-13.）

見積書については、コロナ対応として、原本提出の他に、電子メール又はファクシミリによる提出が行われている。その結果、見積書（契約を締結しない方の業者分）は、原本又は電子メール・ファクシミリの写しが保管されることとなっている。

随意契約においては、提出された見積書の比較によって請負業者が決定されることから、見積書は重要な契約関係書類と言える。電子メール又はファクシミリによって提出された見積書については、福山市の受信日を印字した上で保管することにより、契約関係書類としての根拠性を高めることができるものとする。

(26) 施設維持改良費（耐震改修）における耐震改修の進捗について【意見】（第 4 の 2-2-14.）

令和元年にかけて耐震診断調査や耐震改修工事設計などの業務委託が実施されているが、直近である令和2年度においては施設維持改良費（耐震改修）についての事業費は計上されていない。福山市の公立幼稚園の耐震化率が低い状況にあるため、建物の耐震化を図ることは重要であるが、出生数、就学前児童数の減少が広がっている状況にあり、耐震化工事の実施にあたっては、今後の保育需要の変化を見極めながら、予算化を検討する必要があることがその背景となっている。また、幼稚園に限らず、就学前教育・保育施設の再整備については、『福山市公立就学前教育・保育施設の再整備計画』に基づき、集団保育の確保を基本に就学前子どもの数の推計や保護者のニーズ、地域の状況等を踏まえるとともに解決すべき課題を精査し、その内容と緊急性などを総合的に検討・判断する中で進めているのが現状である。公立幼稚園9園のうち耐震性なしの施設は5園であり、また、公立保育所の中で旧耐震基準のままのものは12施設となっている。公立幼稚園・保育所ともに可能な限り早期の耐震化の完了が望まれる。

(27) 財産台帳（土地、建物）にかかる内海保育所用地の表示登記について【指摘】（第4の2-2-15.）

財産台帳（土地、建物）を閲覧したところ、内海保育所の土地基本カードが見当たらず、地番、地積等の情報が不明であった。内海保育所用地については、旧内海町時代の昭和50年に埋め立ての許可を県に貰い、埋め立てをしてできたものであり、その後、平成15年2月に旧内海町が福山市と合併したことによって福山市の財産に加わったものである。現在の土地の所有としては福山市となっているが、土地の表示登記を行っておらず、内海保育所は、公図上「海」となっており、登記簿や地番がないため、土地基本カードは作成されていないことがその理由である。内海保育所は、市民に対して保育サービスを提供するために重要な福山市の行政財産である。すみやかに土地としての表示登記を行うことが必要である。

(28) 元紅葉保育所土地の管理担当課について【意見】（第4の2-2-16.）

福山市東桜町所在の元紅葉保育所の土地は、現在は福山市本庁舎駐車場として使用中であるが、保育施設課の業務に使用されているというよりも、市役所本庁全体で使用されている状況にあり、保育施設課において普通財産として管理するのではなく、市役所本庁において行政財産としての管理を行うことを検討すべきと考える。

(29) 保育所用地の借受にかかる土地賃貸借契約書について【指摘】（第4の2-2-17.）

西多治米保育所は、令和元年の所有者死亡により、相続人代表と覚書を作成し、契約を継続中となっている。現在においては相続手続も完了していると思われるので、現在の所有者と新たに土地賃貸借契約書を作成すべきである。また柳津保育所は、契約日である平成25年4月1日において所有者死亡のため、相続人代表と賃貸借契約書を作成し、契約を継続中となっている。現在においては相続手続も完了していると思われるので、現在の所有者と新たに土地賃貸借契約書を作成すべきである。

(30) 柳津保育所の借受料の改定について【意見】（第4の2-2-17.）

柳津保育所は借受料 360,000 円が基準借受料 484,209 円を下回っている。また、駐車可能台数は西多治米保育所と同じ 10 台であるが、地積は西多治米保育所の約 2 倍となっており、借受料の増額改定を検討することが必要と考える。

(31) 常金丸保育所の借受料の改定について【意見】(第 4 の 2-2-17.)

土地賃貸借契約書では「賃貸料は、年額 202,930 円とする。」とうたわれており、借受料の額については固定されている。しかしこの年額 202,930 円という金額は、福山市普通財産(不動産)貸付要領」を準用して、賃貸契約開始時点の固定資産税評価額に基づく基準借受料によって決定されている。借受料の根拠が基準賃借料となっているのであれば、借受料を固定額とするのではなく、毎年度、対象地の固定資産税評価額改訂に合わせて借受料の改定を行うように土地賃貸借契約書を変更するべきと考える。

(32) 賃借中の保育所用地の取得(購入)の検討について【意見】(第 4 の 2-2-17.)

現在賃借している保育所用地の大部分は児童送迎用のための駐車場として使用されているものとなっている。これらについて、保育所建物等の敷地のように恒久的に使用されるものではなく一時的に使用されるものであるならば、借受料を支払いながら賃貸借契約を継続することが適当である。しかし近年、保護者による自動車を使った児童の送迎は常態化しており、保育所運営において児童送迎用駐車場用地の確保は必須とも言える。現在借受中の保育所用地が将来的にも駐車場として必要な土地であるとすれば、その土地について賃貸借契約を継続するのではなく、取得(購入)することを検討する必要があると考える。

4. 保育指導課に関する監査の結果及び意見

(1) 放課後児童クラブの利用者負担割合【意見】(第 4 の 2-3-1.)

国の想定する放課後児童クラブにおける運営費の考え方によると、保護者 1/2、国 1/6、広島県 1/6、福山市 1/6 が負担割合となる。福山市の保護者の利用料負担は 5,000 円から 6,000 円程度となり、現行の福山市の利用料とは大きく開きがある。福山市の経過としては、平成 10 年に利用料を導入して以来、受益者負担の適正化を念頭に事業運営に取り組んでおり、運営経費の抑制やサービス拡大による利用児童数の増加(平成 10 年 1,291 人→令和 2 年 6,192 人)によって、保護者の負担割合も平成 10 年当時の約 16%から現在の概ね 25%に推移しているところである。しかし、国が示す「クラブ運営費における利用者負担割合は概ね 50%」という考え方の半分の負担に過ぎない。今後は、福山市の子育て支援施策全体を勘案する中で、引き続き効率的な運営によるコスト抑制を図りながら、受益者負担の適正化に取り組んでいき、国が本来考えている負担割合に近づくように見直しを行う時期を検討していく必要がある。

(2) 放課後児童クラブの公立と私立の比較【意見】(第 4 の 2-3-1.)

福山市では私立小学校が運営する放課後児童クラブに対しては全く補助制度が存在しない。放課後児童クラブは、すべての保護者と児童が利用する可能性があり、通学先が公立小学校か私立小学校かの違いによって放課後児童クラブの利用料に差が生じることは

公平性が確保されていないと考えられる。保護者が就労などで昼間家庭にいないすべての児童にとっては必要不可欠なものであるという点では、公立小学校と私立小学校の間で差はない。国や市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たした放課後児童クラブの運営を私立小学校が行う場合は、公的な補助を受けることができるような制度の検討が望まれる。

(3) 放課後児童クラブの利用料【意見】(第4の2-3-1.)

福山市の放課後児童クラブの利用料は、毎月定額であり、平日は何時間預けても、利用料に差が生じることはない。また、土曜日・学校代休日だけでなく、春・夏・冬休みのように長期休暇中に放課後児童クラブを一日中利用したとしても、利用料は定額のままである。

放課後児童クラブの運営費は、支援員や補助員の人件費等が大部分を占めており、受益者負担の原則を踏まえると、利用時間や利用日数等に応じて利用料を負担することが基本となる。ただし、利用時間を個別に集計するには事務負担等が生じることから、利用時間等のみを考慮して利用料を決定するのは現実的ではなく、受益者負担の原則と事務負担コスト等のバランスを考えながら利用料を決定するのが合理的である。他の地方自治体の放課後児童クラブの利用料を調査すると、迎える時間によって利用料に差を設けたり、夏休みがある8月のみ利用料の値上げを行ったりする等それぞれの地方自治体の考えや方針により、利用料を設定している。ITが発達し、入退室等の管理システムが導入しやすい環境になっている状況のなか、福山市においても、受益者負担の原則と事務負担コスト等のバランスを考えながら、利用料の決定方法の見直しを検討することが望ましい。

(4) 放課後児童クラブの減免制度の対象範囲拡大【意見】(第4の2-3-1.)

福山市の保育料については、ひとり親世帯の所得金額が一定の水準未満である場合、保育料表の特例が適用されることになる。これは、ひとり親世帯の子育ての経済的負担軽減を図り、子育て支援を促進するという観点では、有用な制度であると考えられる。しかし、ひとり親世帯の子どもが小学校にあがり、放課後児童クラブを利用する場合には、負担額を軽減するような特例制度が適用されなくなってしまう。ひとり親世帯の支援政策はまだ進んでいるとはいえないので、より手厚い経済的な支援を行っていく必要がある。ただし、ひとり親世帯のなかには、十分な所得がある世帯も存在するため、ひとり親世帯という理由だけで放課後児童クラブの利用料負担額を軽減するのは適切ではない。今後、放課後児童クラブの保護者の利用料負担が増加することになれば、所得の少ないひとり親世帯にとってはより影響が大きくなる。一定の所得制限を設けてひとり親世帯の放課後児童クラブの利用料負担額を軽減することが、子どもの健全な育成を図るとともに、ひとり親世帯の就業及び自立を促進することにつながると考えられる。

(5) 放課後児童クラブの開設時間の延長【意見】(第4の2-3-1.)

福山市の放課後児童クラブの開設時間は月曜日から金曜日は18時まで、土曜日は17時までである。この開設時間は、通常時も春・夏・冬休みも同様である。これは、就学前

までは 18 時以降の延長保育を利用していた世帯にとっては、迎えの時間が早くなることになる。福山市の放課後児童クラブの開設時間を延長することは、フルタイムで長時間の勤務をする世帯にとっては歓迎すべきことである。しかし、放課後児童クラブの開設時間を延長することにより、人員が追加的に必要となり、運営費も増加することになる。また、放課後児童クラブの開設時間を延長することで、家族で過ごす時間がより少なくなるという弊害が生じることになる。したがって、福山市の放課後児童クラブの開設時間を延長することについて、時代背景を考慮にいれながらメリットとデメリットを総合的に勘案し、利用者からアンケートをとるなどして、慎重に検討することが大切である。

(6) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について【意見】(第4の2-3-2.)

ア 福山市における高額な損害賠償事案への対応

福山市においては、日本スポーツ振興センターの給付金額の不足分を補う方法として、全国市長会損害保険に加入している。この全国市長会損害保険により、福山市に国家賠償法、民法上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害に対して総合的に保険金が支払われることになる。福山市は令和元年度から損害賠償保険の契約類型を変更しており、平成 30 年度までは、契約類型(A型)で身体賠償1名につき2,000万円の限度額であったものが、令和元年度以降は契約類型(E型)で身体賠償1名につき1億5,000万円の限度額となっている。このように、福山市では、日本スポーツ振興センターだけでなく、全国市長会損害保険にも加入し、契約類型を変更し保険金額を増加することで、高額な損害賠償事案に対応できている。

イ 私立保育所等における高額な損害賠償事案への備え

私立保育所等において、高額な損害賠償事案へ対応できるような共済や保険に加入しているか福山市に確認したところ、各保育施設の保険の種類や限度額等までは取りまとめて管理等はしていなかった。日本スポーツ振興センターの共済制度は、国、施設等の設置者及び保護者等による互助共済制度であり、施設の管理下で発生する不慮の事故を補償するので、被害者救済のために有用な意味をもつ。ただし、災害共済給付制度への加入は任意であり強制力をもつものではない。各保育施設が、民間の保険会社の損害賠償保険等の方が有用と判断すれば、当該損害賠償保険に加入することも考えられる。日本スポーツ振興センターの共済制度と民間の保険会社の損賠賠償保険等のいずれにしても、高額な損額賠償額を請求されたときに対応できるようにすることが大切である。福山市においては、私立保育所等について、日本スポーツ振興センターの共済制度や民間保険会社の損害賠償保険等に関する加入状況や限度額等を把握し、高額な損害賠償額に対応できるよう指導していく必要がある。

(7) 太陽光発電電力売払投資の回収年の計算【意見】(第4の2-3-3.)

太陽光パネルの廃棄には多額のコストがかかることから、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の下で、令和4年7月から太陽光発電設備の廃棄等に関する費用について、太陽光発電事業者に対して、原則、源泉徴収的な外部積立てを求める制度が始まる。

一般的に太陽光発電電力売払投資の販売業者から提出されるシミュレーションは、初期コストである設置費のみを用いて回収年の計算が行われており、設備のメンテナンス費用、修理・交換費用及び最終的な廃棄コストは計算に含まれていないことが多い。このような販売業者から提出されるシミュレーション資料を現実的な回収年の計算資料としてそのまま受け入れるのではなく、太陽光パネルの所有者が慎重に実質的に回収年の計算を行うことが必要になってくる。

福山市の現在の太陽光発電電力売払投資の回収年の計算も、設置費を1年の売電額で除した計算式により算定を行っている。しかし、太陽光パネルの維持及び廃棄には、設備のメンテナンス費用、修理・交換費用及び最終的な廃棄コスト等多額のコストが発生することから、これらの将来的な維持及び廃棄コストを含めて回収年の計算を行うことが望ましい。表面的な回収年の計算ではなく、実質的な回収年の計算を行うことで、より精緻な意思決定に資する回収年の計算を行うことが可能となるからである。

(8) 太陽光発電電力売払事業の回収期間【意見】(第4の2-3-3.)

近年の売電価格の引き下げの状況のなか、太陽光発電電力売払事業を行っている事業者が存在するのは、太陽光発電システムの初期設置費が低下傾向にあり、性能も向上し発電量が増加傾向にあるから、投資の回収が十分に可能と判断するからである。

福山市の各施設の設置費、売電額、回収年等についての表によると、平成25年度から令和2年度の間において、初期設置費の低下は見受けられない。直近の平成30年度、令和元年度及び令和2年度の初期設置費用は、平成25年度から平成28年度の平均設置費用を上回る。これは、太陽光発電電力売払投資の回収期間の長期化の一因となっている。

太陽光発電に使用する太陽光パネルは、製品寿命が約25~30年とされているなか、福山市の各施設の設置費、売電額、回収年等についての表によると、平成30年度は30年、令和2年度は37年と回収年が製品寿命を上回っている。この平成30年度は30年、令和2年度は37年という回収年は、表面的な回収年の計算に基づくものであり、将来的な廃棄コストを加味した実質的な回収年の計算を行うと、各年度の回収年はさらに長いものとなる。これでは、太陽光発電電力売払収入事業が当初から投資額を容易に回収できない事業ということになる。

太陽光発電電力売払収入事業の目的・ねらいは、「温室効果ガスの排出抑制を図るため、太陽エネルギーの利用を促進する」ことであり、必ずしも採算性だけにより事業を行うものではない。しかし、太陽光発電電力売払事業として実施する以上は、太陽光発電電力売払投資の回収期間を慎重に検討する必要がある、太陽光パネルの初期設置費についても市場動向を注視しながら事業を行うことが望まれる。

第4. 監査の詳細

1. 監査対象の概要

1-1. 我が国及び福山市の子育て支援の経緯

我が国で少子化が問題として具体的に捉えられるようになったのは、平成元年頃と思われる。この年に合計特殊出生率が1.57となり、「丙午」という特殊要因によりそれまで過去最低であった昭和41年の合計特殊出生率1.58を下回ったことから、少子化がはっきりと意識されるようになってきた。

我が国の政府は過去において「エンゼルプラン」（平成6年）や「新エンゼルプラン」（平成11年）、「子ども・子育てビジョン」（平成22年）等といった政策を掲げて少子化対策を行ってきた。平成24年には「子ども子育て関連3法」が制定され、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付と小規模保育事業等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等を目的とした新制度が施行された。直近では、子どもに関する政策の司令塔となる新たな組織として令和5年度の早い時期に「子ども家庭庁」を創設すると発表されている。

このような流れの中、福山市においては、平成27年度から令和元年度まで「福山市子ども・子育て支援事業計画」が策定、実施された。現在はその第二期計画である「福山市ネウボラ事業計画」が策定、実施されているところ（令和2年～令和6年）である。

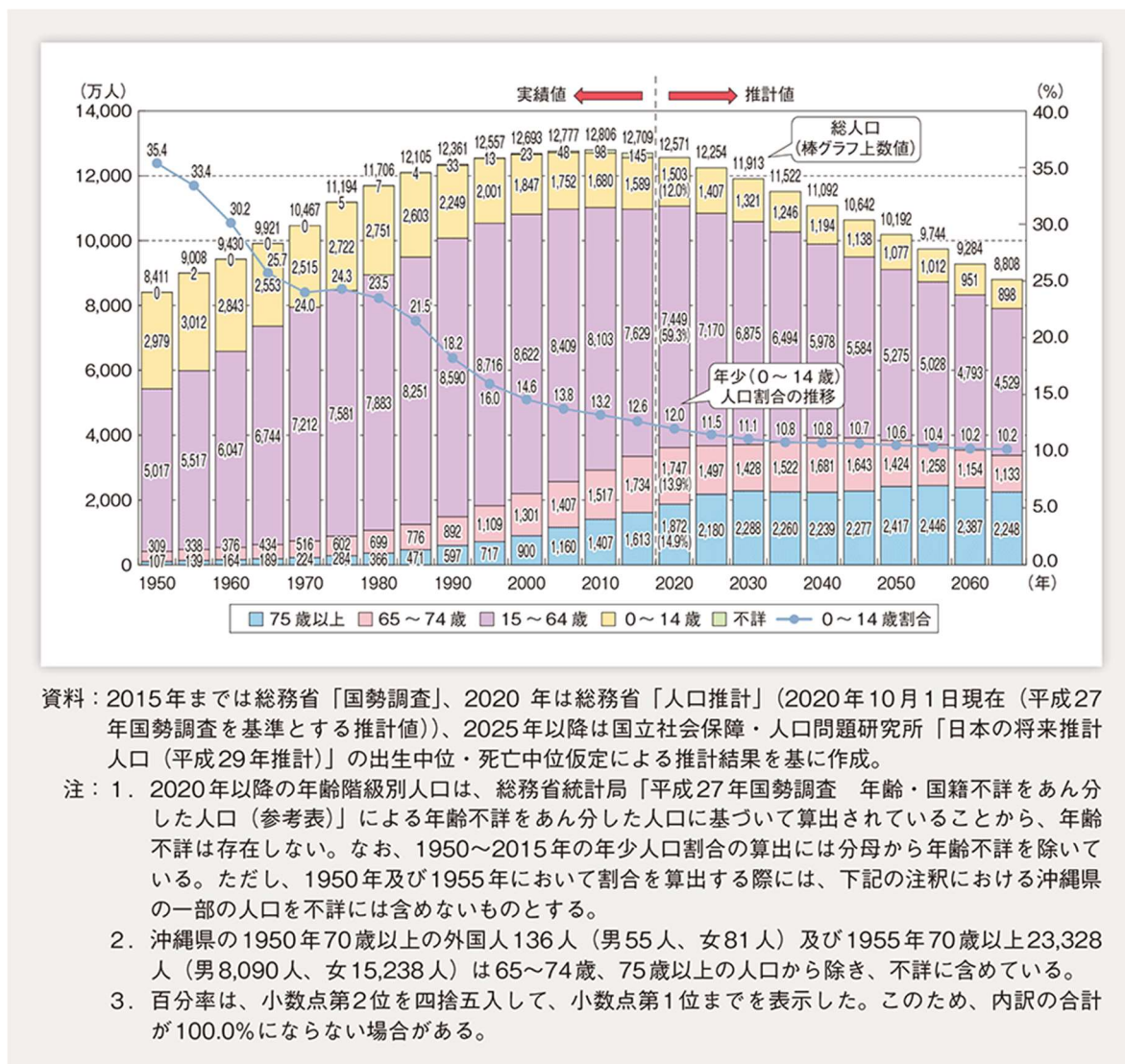
「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場」を意味しており、フィンランドの子育て支援制度を意味する語である。福山市では市が実施する子育て支援施策全般を総称して「福山ネウボラ」として、妊娠、出産、子育てに関し切れ目のない支援に取り組んでいる。福山市はその組織機構の名称にも「ネウボラ」という語を用いることで（ネウボラ推進部・ネウボラ推進課）、子育て支援に力を入れていることを市の内外に表明しまた意識付けを行っている。

本年度の監査対象は、この「福山市ネウボラ事業計画」が中心である。まずその前提として子育て支援を取り巻く環境を確認し、「福山市ネウボラ事業計画」の具体的な事業を一覧した上で、監査対象とした事業について監査結果を報告する。

1-2. 子育て支援を取り巻く環境

1-2-1. 我が国及び福山市の総人口及び人口構造の推移

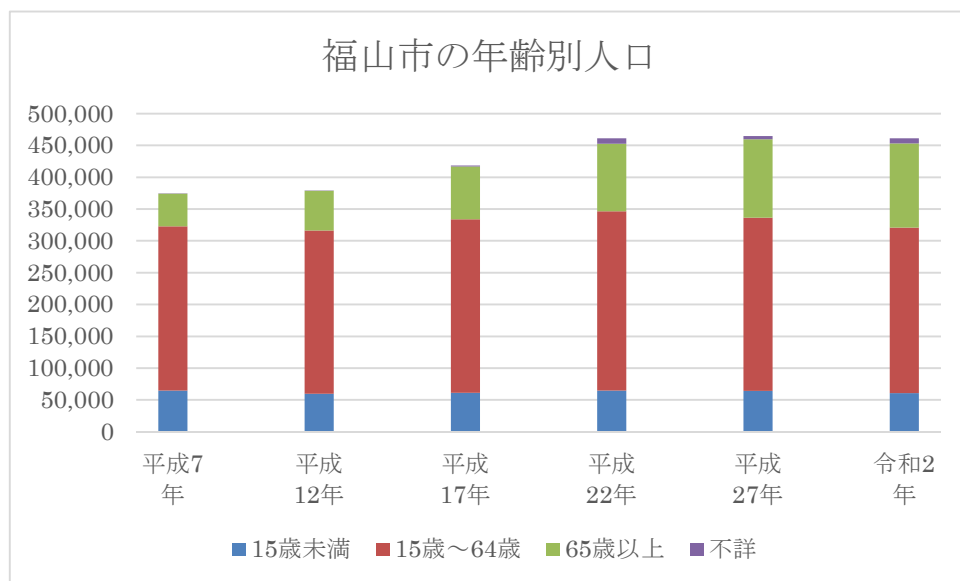
(1) 我が国の状況



（出典：内閣府令和3年版少子化社会対策白書）

平成12年（2000年）頃から、15歳未満人口が65歳以上人口を下回るようになった。15歳未満人口割合は一貫して減少しているが、近年はその減少の程度が緩やかになってきており、直近ではほぼ横ばいとなっている。

(2) 福山市の状況



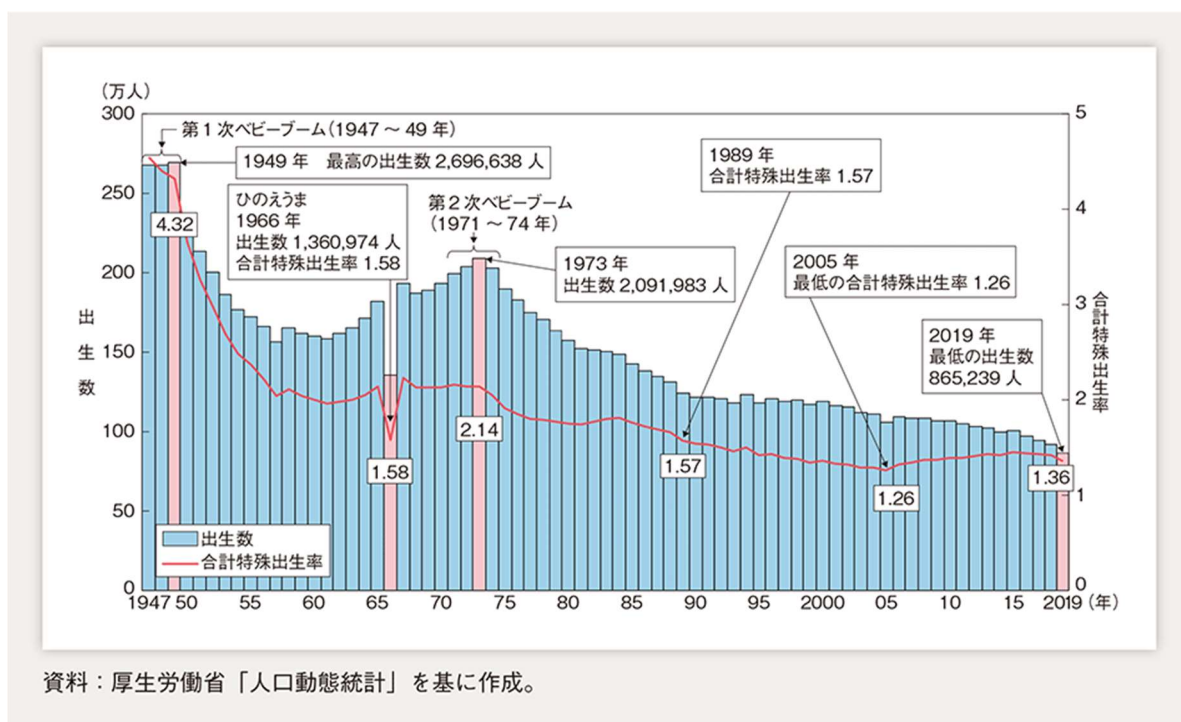
(単位：人)

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	不詳	合計
平成7年	64,566	258,340	51,395	216	374,517
	17.2%	69.0%	13.7%	0.1%	
平成12年	59,668	256,756	62,018	347	378,789
	15.8%	67.8%	16.4%	0.1%	
平成17年	61,475	272,282	82,934	1,818	418,509
	14.7%	65.1%	19.8%	0.4%	
平成22年	64,738	281,828	105,858	8,933	461,357
	14.0%	61.1%	22.9%	1.9%	
平成27年	64,496	271,739	123,441	5,135	464,811
	13.9%	58.5%	26.6%	1.1%	
令和2年	60,655	260,383	132,167	7,725	460,930
	13.2%	56.5%	28.7%	1.7%	

(人数は福山市HPより)

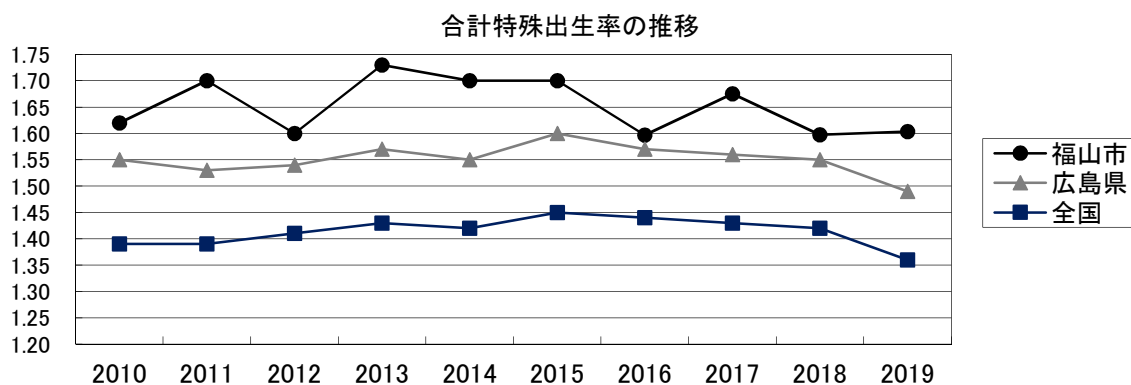
「福山市の状況」の傾向は我が国全体の状況と概ね一致している。すなわち15歳未満人口が徐々に減少し65歳以上人口よりも少なくなっている。ただし、15歳未満人口の割合は13.2%と我が国全体の数値よりも若干高い。またその割合の低下傾向が下げ止まったとは言えない状況である。

1-2-2. 我が国及び福山市の出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(出典：内閣府令和3年版少子化社会対策白書)

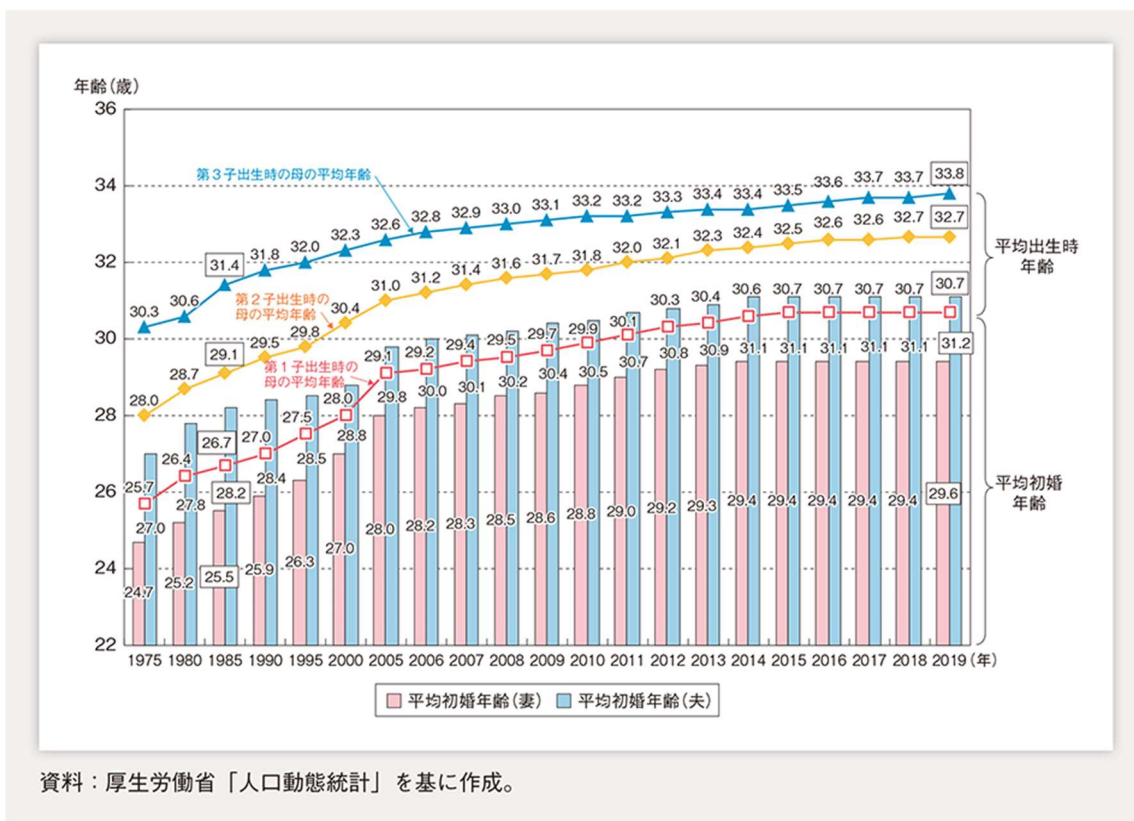
合計特殊出生率とは、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子供数に相当する。福山市及び広島県の直近の合計特殊出生率を全国平均と比較すると次のとおりである。



	出生数 (人)			合計特殊出生率 (%)		
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
福山市	3,964	3,700	3,625	1.67	1.60	1.60
広島県	22,150	21,363	20,034	1.56	1.55	1.49
全国	946,065	918,400	865,239	1.43	1.42	1.36

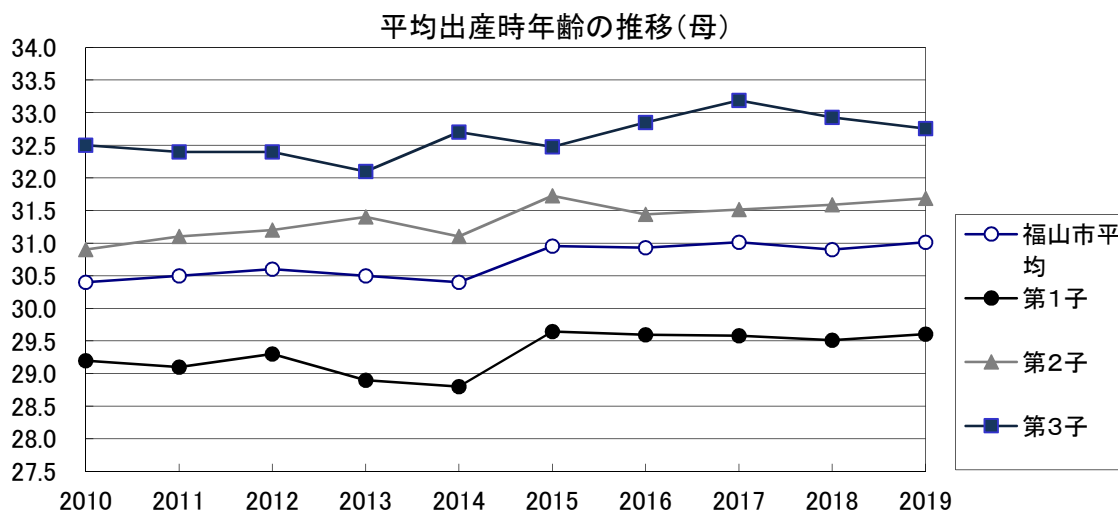
(出典：福山市保健所「人口動態 (2019年)」)

1-2-3. 我が国の平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の年次推移



(出典：内閣府令和3年版少子化社会対策白書)

上表からは、一貫して晩婚化、高齢出産化へ向かって進展が見られる。ただし近年は前年比で概ね横ばいの状況にある。なお福山市の状況は次のとおりである。



(出典：福山市保健所「人口動態(2019年)」)

1-2-4. 福山市の就学前児童数及び幼稚園等の施設の状況

(1) 福山市の就学前児童数

(単位：人)

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成29年度	3,820	4,172	4,149	4,302	4,190	4,461	25,094
平成30年度	3,839	3,883	4,172	4,162	4,299	4,170	24,525
令和元年度	3,659	3,928	3,852	4,153	4,133	4,303	24,028
令和2年度	3,500	3,729	3,899	3,825	4,135	4,122	23,210
令和3年度	3,429	3,543	3,708	3,855	3,806	4,115	22,456

(2) 福山市の幼稚園等の施設数

(施設数の単位：施設、定員・児童数の単位：人)

	平成31年4月1日			令和2年4月1日			令和3年4月1日		
	施設数	定員	児童数	施設数	定員	児童数	施設数	定員	児童数
保育所 (市立)	49	4,745	4,121	47	4,465	3,638	44	4,420	3,423
保育所 (私立)	31	3,292	3,193	30	3,156	3,048	27	2,726	2,569
認定こ ども園 (市立)	1	216	191	2	375	326	2	375	341
認定こ ども園 (私立)	39	6,077	5,457	43	6,720	5,968	48	7,486	6,473
地域型 保育事 業	26	433	328	31	493	391	36	563	410
幼稚園 (市立)	10	1,035	429	9	930	339	9	880	311
幼稚園 (私立)	19	4,830	3,174	17	4,455	2,813	13	3,525	2,190
休園中 の市立 幼稚園	16	—	—	16	—	—	16	—	—
合計	191	20,628	16,893	195	20,594	16,523	195	19,975	15,717

上表のうち幼稚園については各年5月1日の数値。

1-3. 福山市ネウボラ事業計画の概要

福山市では、平成 27 年に「福山市子ども・子育て支援事業計画」を策定して子育て支援に取り組んできた。また平成 29 年には子ども・子育てに関する支援施策全般を総合的に展開する「福山ネウボラ」を創設して、妊娠・出産・子育てに関し、切れ目のない総合的な支援体制を構築し、令和 2 年に、第二期計画として計画名を「福山市ネウボラ事業計画」として、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進行動計画」及び「子どもの貧困対策計画」を一体のものとして、策定した。この計画は、「みんなで創る すべての子ども・子育てにやさしいまち ふくやま」を基本理念として、次の基本方針及び基本施策を定め、それらに基づいて個別具体的な事業を多数実施するものである。なお個別の事務事業の内、主たる監査対象とした 3 つの課が実施する事業を(2)～(4)に摘示する。

1-3-1. 基本方針と基本施策

基本方針	基本施策
1 子育て家庭に対する支援の充実	(1)切れ目のない子育て支援の充実 (2)地域における子育て支援サービスの充実 (3)保育所その他の施設での保育サービスの充実 (4)子育て支援のネットワークづくり (5)子どもの健全育成 (6)仕事と子育ての両立の推進 (7)経済的な支援の推進
2 安心できる母子保健の推進	(1)妊娠・出産期の支援 (2)乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3)「食育」の推進 (4)小児医療の充実
3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	(1)次代の親の育成 (2)子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備 (3)家庭や地域の教育力の向上
4 子ども等の安全・安心の確保	(1)子どもを交通事故・犯罪等の被害から守るための活動の推進 (2)安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進
5 援助を必要とする子育て家庭への支援	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3)子どもの貧困対策 (4)障がい児施策の充実

1-3-2. ネウボラ推進課が担当する事務事業一覧

No.	事務事業名	本報告書項番
1	子ども医療対策費	2-1-10
2	ひとり親家庭等医療対策費	2-1-11
3	子ども家庭総合支援拠点事業（児童虐待防止推進事業）	2-1-9
4	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 母子・父子自立支援プログラム策定事業	2-1-7
5	離婚前後親支援事業	
6	ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	2-1-7
7	自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業 ・入学支援修了一時金	2-1-7
8	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	2-1-7
9	ひとり親家庭自立支援員兼家庭児童相談員	2-1-7
10	子育て家庭育児支援事業	
11	交通遺児激励援助事業	
12	母子緊急一時宿泊施設確保事業	
13	育児支援家庭訪問事業	2-1-6
14	ネウボラ運営費	2-1-1
15	子育て世代ファイナンシャルプランナー相談会	
16	子育て応援ささえあい事業	
17	えほんの国	2-1-4
18	妊娠・出産包括支援事業費（産前・産後サポート事業費）	
19	健康相談等事業費（子育て応援プレゼント事業）	2-1-15
20	妊娠・出産包括支援事業費（産後ケア事業費）	
21	妊娠・出産包括支援事業費（産後ヘルパー派遣事業費）	
22	妊娠・出産包括支援事業費（利用者負担軽減事業費補助）	
23	勤労者育児支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	2-1-14
24	勤労者育児支援事業（利用者負担軽減事業）	
25	健康相談等事業費（乳児健康相談，すこやか育児サポート等）	
26	出産育児特別応援金給付事業	2-1-12
27	児童扶養手当	2-1-13
28	ひとり親家庭特別応援金給付事業	2-1-13
29	児童手当	2-1-12
30	地域子育て支援拠点事業（公立分）	2-1-2
31	休日保育事業	

32	母子生活支援施設費	2-1-8
33	母子健康診査費（妊婦乳児健康診査費）	2-1-5
34	母子健康診査費（産婦健康診査費）	2-1-5
35	母子健康診査費（新生児聴覚検査費）	2-1-5
36	母子健康診査費（4か月児健康診査費）	2-1-5
37	母子健康診査費（1歳6か月児健康診査費）	2-1-5
38	母子健康診査費（3歳児健康診査費）	2-1-5
39	未熟児養育医療給付事業	
40	商業施設特別会計繰出金	
41	母子父子寡婦福祉資金貸付金	

1-3-3. 保育施設課が担当する事務事業一覧

No.	事務事業名	本報告書項番
1	会計年度任用職員給料	
2	子ども・子育て支援システム保守等	2-2-11
3	子ども・子育て支援事業計画策定費	
4	病児・病後児保育事業	2-2-7
5	地域子育て支援拠点事業（私立分）	2-2-8
6	収納事務協力員報酬	
7	公立保育施設維持補修（工事請負費）	2-2-12
8	私立保育所給付費	2-2-5
9	乳児保育促進事業	2-2-1
10	保育補助者雇上強化事業	2-2-2
11	保育士資格取得支援事業	
12	職員給与等改善費	2-2-3
13	臨時調理員雇用経費	
14	障がい児保育推進事業	2-2-4
15	運営費安定化委託費	
16	職員資質向上研修費	
17	認定こども園給付費	2-2-5
18	地域型保育給付費	2-2-5
19	保育料等給付費（認可外保育施設等無償化）	2-2-6
20	時間延長保育事業費補助	2-2-9
21	一時保育事業費補助	2-2-9
22	一時預かり事業費補助	2-2-9
23	児童福祉施設整備資金償還金補助	
24	民間福祉施設産休等代替職員費補助	
25	保育士確保促進事業	

26	市立保育所改築事業費	
27	保育所用地取得等事業費	
28	市立保育所改修事業費	2-2-12
29	施設維持改良費	2-2-13
30	私立保育所施設整備事業費補助	
31	認定こども園施設整備事業費補助	
32	移管保育所施設整備費補助	
33	伊勢丘こども園整備費	
34	私立幼稚園給付費（施設型給付費）	2-2-5
35	私立幼稚園給付費（施設等利用費）	2-2-6
36	私立幼稚園給付費（補足給付事業）	
37	私立幼稚園合同行事費補助	
38	市単独災害復旧事業費	
39	保育所保育料	2-2-10
40	土地売払い収入	
41	幼稚園保育料（公立幼稚園）	
42	公立幼稚園維持補修	
43	施設維持改良費（公立幼稚園）	
44	施設維持改良費（耐震改修）	2-2-14
45	放課後児童クラブ利用料	
46	新型コロナウイルス感染症対策事業（保育対策総合支援事業）	
47	新型コロナウイルス感染症対策事業（緊急包括支援事業）	
48	新型コロナウイルス感染症対策事業（子ども・子育て支援事業）	

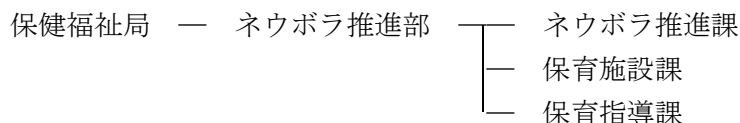
1-3-4. 保育指導課が担当する事務事業一覧

No.	事務事業名	本報告書項番
1	公立保育施設光熱水費	
2	障がい児保育運営委員報酬	
3	嘱託医等報酬	
4	児童災害見舞金	
5	日本スポーツ振興センター負担金	2-3-2
6	研修会等負担金	
7	給食材料費	
8	嘱託職員報酬	
9	障がい児保育研修関係	
10	会計年度任用職員	

11	地域活動事業	
12	ことばの相談室事業	
13	公立保育施設管理費（ガス・電話）	
14	保育所児童送迎業務委託	
15	O-157 対策用検便委託事業	
16	人権保育研究事業補助	
17	延長保育料等	
18	一時預かり保育料認定こども園（1号認定分）	
19	保育所等食事収入	
20	一時保育事業一部負担金	
21	太陽光発電電力売払収入	2-3-3
22	一時預かり保育料幼稚園（1号認定分）	
23	放課後児童クラブ事業 運営費（支援員報酬・共済費・通勤手当）	2-3-1
24	放課後児童クラブ事業 運営費（補助員賃金・共済費・通勤手当）	2-3-1
25	放課後児童クラブ事業 運営費（その他）	2-3-1
26	放課後児童クラブ概要	2-3-1
27	園具教材等整備費（公立幼稚園）	
28	施設管理費（光熱水費）（公立幼稚園）	

1-4. 監査対象部署の概要

1-4-1. 組織



福山市の子育て支援はネウボラ推進部が中心となって推進している。ただし当然のことながら、ネウボラ推進部以外の部署、例えば市民生活課、学事課、公園緑地課、健康推進課、保健予防課、障がい福祉課、協働のまちづくり課等も担当する施策が存在する。それらを全て監査対象とすることは現実的ではないことから、本年度は上記のネウボラ推進部に属する3つの課、すなわちネウボラ推進課、保育施設課、保育指導課を主たる対象としている。

1-4-2. 分掌事務

(1) ネウボラ推進課

- ① 子育て支援施策の企画及び総合調整に関すること。
- ② 母子保健法の規定による保健事業の企画及び総合調整に関すること。
- ③ ネウボラ事業計画に関すること。
- ④ 子育て世代包括支援センター（ネウボラ）に関すること。
- ⑤ 児童福祉法の規定による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に関すること。
- ⑥ ひとり親家庭等の施策及び相談（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- ⑦ 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る相談及び援護に関すること。
- ⑧ 同居児童の届出の受付等に関すること。
- ⑨ 母子生活支援施設及び助産施設の入退所に関すること。
- ⑩ 母子保護の実施に関すること。
- ⑪ 児童虐待の防止に関すること。
- ⑫ 子ども医療費の助成に関すること。
- ⑬ ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
- ⑭ 未熟児養育医療の給付に関すること。
- ⑮ 児童手当に関すること。
- ⑯ 児童扶養手当に関すること。
- ⑰ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「保育施設等」という。）（市が設置する幼稚園に係るものを除く。）に入所する児童の保健指導に関すること。
- ⑱ 子ども健全育成支援事業に関すること。
- ⑲ ふくやま子育て応援センターの事業に関すること。
- ⑳ 福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。
- ㉑ 部及び課の庶務に関すること。

(2) 保育施設課

- ① 保育関係団体（福山市保育連盟を除く。）の育成及び指導に関すること。
- ② 保育所、幼保連携型認定こども園、母子生活支援施設、助産施設、児童厚生施設及び児童家庭支援センター（以下「特定児童福祉施設」という。）の設置の認可等（確認を除く。）に関すること。
- ③ 幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園等」という。）の認定等（確認を除く。）に関すること。
- ④ 特定児童福祉施設及び市以外の者が設置する幼稚園型認定こども園の施設整備に関すること。
- ⑤ 教育・保育施設の確認に関すること。
- ⑥ 地域型保育事業の認可及び確認に関すること。
- ⑦ 子どものための教育・保育給付及び特定児童福祉施設の運営費（子どものための教育・保育給付に該当するもの及び他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- ⑧ 子育てのための施設等利用給付に関すること。
- ⑨ 子ども・子育て支援事業に係る助成に関すること。
- ⑩ 認可外保育施設の設置等の届出の受理に関すること。
- ⑪ 保育施設等の利用に係る教育・保育給付認定及び保育必要量の認定並びに利用調整等に関すること。
- ⑫ 保育所及び放課後児童クラブの入退所に関すること。
- ⑬ 保育施設等及び放課後児童クラブの利用に係る保育料等に関すること。
- ⑭ 保育所、認定こども園、母子生活支援施設及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）の整備計画に関すること。
- ⑮ 保育所等の用地の取得及び登記に関すること。
- ⑯ 保育所等の施設の維持管理に関すること。
- ⑰ 保育所等の財産台帳に関すること。
- ⑱ 課の庶務に関すること。

(3) 保育指導課

- ① 特定児童福祉施設及び幼稚園型認定こども園等の指導監督に関すること。
- ② 保育施設等の確認に係る指導監督に関すること。
- ③ 認可外保育施設の指導監督に関すること。
- ④ 保育施設等（市が設置する幼稚園に係るものを除く。）の食事の指導に関すること。
- ⑤ 保育施設等（市が設置する幼稚園に係るものを除く。）の食事の献立及び調理に関すること。
- ⑥ 保育施設等に入所する児童の災害及び保育所職員の公務災害の処理に関すること。

- ⑦ 保育及び教育（市が設置する幼稚園に係るものを除く。次号において同じ。）の実施に関する事。
- ⑧ 保育施設等の保育及び教育に係る指導並びに連絡調整に関する事
- ⑨ 延長保育料及び一時預かり利用料に関する事。
- ⑩ 放課後児童クラブ事業の運営に関する事。
- ⑪ ことばの相談室の総合調整に関する事。
- ⑫ 子育て世代包括支援センター（ネウボラ）に関する事。
- ⑬ その他保育事業に関する事。
- ⑭ 課の庶務に関する事。

1-4-3. 人員構成

(1) ネウボラ推進部の人員数

(単位：人)

	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
ネウボラ推進課	31	31	34	45	47
保育施設課	26	26	27	33	32
保育指導課	35	33	34	32	32

(注) ネウボラ推進部は平成31年まで児童部という名称であり、保育施設課は児童部庶務課、保育指導課は児童部保育課という名称であった。

(2) ネウボラ推進課の人員構成 (令和3年4月1日現在)

(単位：人)

	一般職員	再任用 短時間職員	合計
主事	21	1	22
保健師	11	—	11
指導保育士	2	—	2
保育士	2	4	6
公認心理師	3	—	3
幼稚園教諭	—	2	2
司書	1	—	1
合計	40	7	47

(3) 保育施設課の人員構成 (令和3年4月1日現在)

(単位：人)

	一般職員	再任用 短時間職員	合計
主事	26	2	28
技師	4	—	4
合計	30	2	32

(4) 保育指導課の人員構成 (令和3年4月1日現在)

(単位：人)

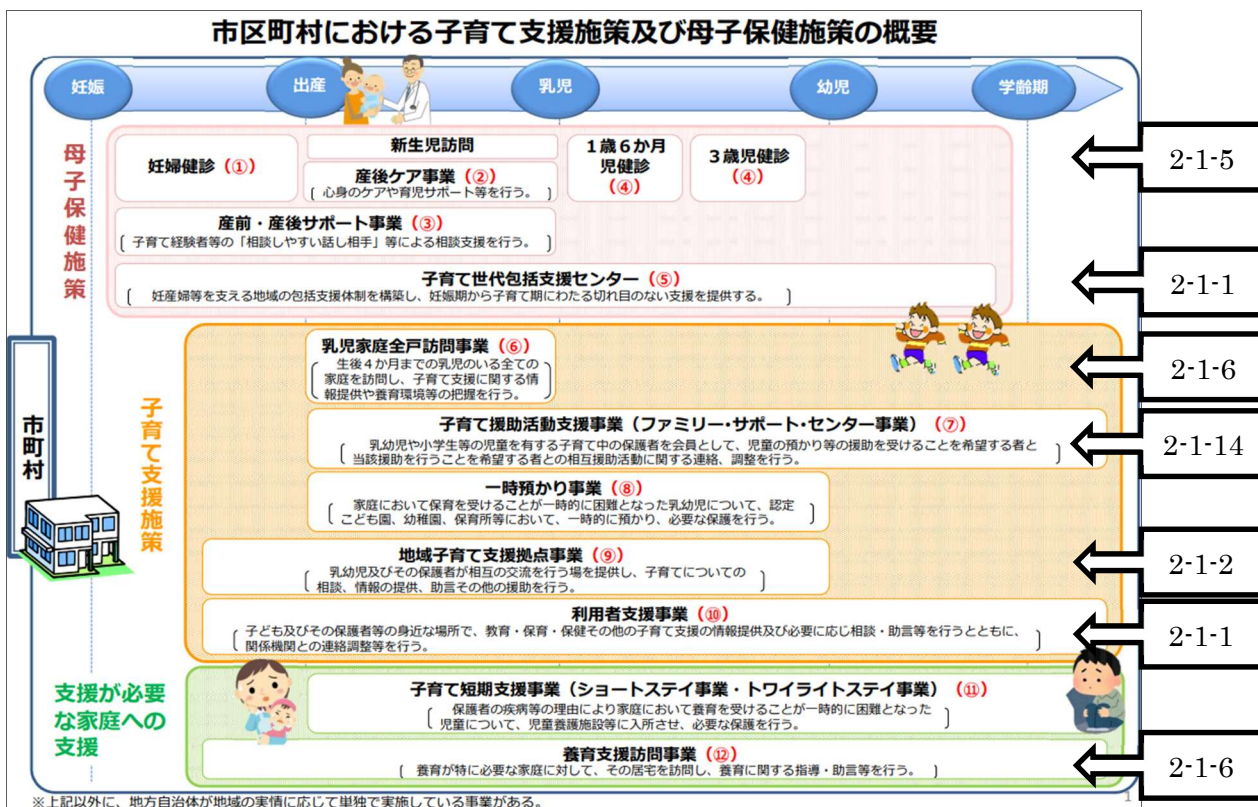
	一般職員	再任用 短時間職員	合計
主事	12	—	12
指導主事	2	—	2
指導保育士	13	—	13
栄養士	4	1	5
合計	31	1	32

2. 個別事業の検討

2-1. ネウボラ推進課

項番号	事業	正職員	任用職員
2-1-1	子育て世代包括支援センター（ネウボラ）	8	13
2-1-2	地域子育て支援拠点事業	14	2
2-1-3	ふくやま子育て応援センター事業	他に含む	1
2-1-4	えほんの国事業	2	2
2-1-5	母子健康診査費	2	1
2-1-6	乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業	1	3
2-1-7	ひとり親家庭等の施策及び相談	3	3
2-1-8	母子生活支援施設	1	—
2-1-9	児童虐待の防止	10	9
2-1-10	子ども医療費の助成	2	—
2-1-11	ひとり親家庭等医療費の助成	1	—
2-1-12	児童手当	4	—
2-1-13	児童扶養手当	3	4
2-1-14	ファミリー・サポート・センター事業	—	3
2-1-15	子育て応援プレゼント事業	2	—

図 2-1.厚労省 HP「市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要」



2-1-1. 子育て世代包括支援センター（ネウボラ）

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	39,176	40,418	40,294
	決算額	24,463	29,408	32,888
財源 内訳	国庫支出金	22,707	22,167	26,415
	県支出金	20,877	22,167	23,553
	一般財源	△19,121	△14,926	△17,080

- ・上記に加え、人件費（正職員 8 名、任用職員 10 名）がある。
- ・国庫支出金・県支出金は人件費に対し 1/3 ずつ給付されるが、給与課で計上する正職員の人件費は当事業費に含まないため、一般財源がマイナスとなっている。

② 目的・内容

- ・福山ネウボラ相談窓口（愛称：あのね）を拠点として、妊娠・出産・子育てに関して切れ目のない支援を提供し、子育て家庭の負担や不安を軽減させることにより、希望の子育ての実現をめざす。
- ・妊娠期から子育て期にわたり相談や助言を行うとともに、母子保健事業、子育て支援事業等の紹介、必要に応じて関係機関とともに継続的な支援を行う。

③ 対象

- ・妊娠期から子育て期の子育て家庭（学童期まで）

④ 背景・経過

- ・平成 29 年 6 月に福山ネウボラ相談窓口「あのね」を開設。
- ・平成 30 年に「あのね附属こども園」を開設（西保育所を移転）。
- ・令和 2 年に「あのねぬまくま」を開設、「あのね伊勢丘こども園」を開設（蔵王保育所を移転）、「あのねふくやま」を開設（すこやかセンターを移転）、「あのねキッズコム」をすこやかセンター東館に開設（RiM からの移転時に改名）
- ・令和 3 年に「あのねキッズコム」を天満屋福山店に移転。

(2) 検討内容

① 事業内容の理解

- ・福山ネウボラ相談窓口「あのね」は、母子保健法・子ども子育て支援法・児童福祉法で求められる機能として、福山市内に 13 か所が設置されている。13 か所の内訳は、商業施設 1 か所、行政窓口（市役所・支所）5 か所、公立の保育施設 6 か所、その他の子育て支援事業所に 1 か所となっており、福山市の 6 区域すべてに複数か所が設置されている。施設ごとに開設日時は異なるが、「あのねキッズコム」は土日も開設されており、就労者にも

配慮した利用時間となっている。

・福山ネウボラ相談窓口「あのね」では、主に妊娠・出産に不安を抱える妊婦や、子育てに悩む未就学児を持つ保護者が、電話や来所により市の専門職員である看護職や保育士に相談し、利用できる事業の紹介を受け、事業を利用するにあたっての支援を得ることができるとともに、妊娠届と同時に母子健康手帳の交付を受けることも可能となっている。相談内容は、妊娠・出産に関すること、子どもの発育・発達・医学的なこと、保育所・こども園の入所や就労に関することが多くなっている。

・相談実施体制として、母子保健法に定める子育て世代包括支援センターにおいては保健師等を1名以上、子ども子育て支援法に定める利用者支援事業（基本型）においては一定の研修を修了した者を1名以上、子ども子育て支援法に定める利用者支援事業（母子保健型）においては保健師等（看護師を含む）を1名以上とされているところ、福山市においては、4支所は（母子保健型）として看護職を、それ以外の子育て応援センター・ネウボラ推進課・保育施設は（母子保健型）の看護職と（基本型）の保育士をそれぞれ配置する併設型としている。

・妊産婦や保護者、児童の状況・状態によっては、より密な状況把握や積極的・専門的な支援が必要と判断され、学区担当保健師や子ども家庭総合支援拠点、児童相談所といった関係機関に連携される。

図 2-1-1-1.厚労省 HP 「子育て世代包括支援センター」と利用者支援事業等の関係等について

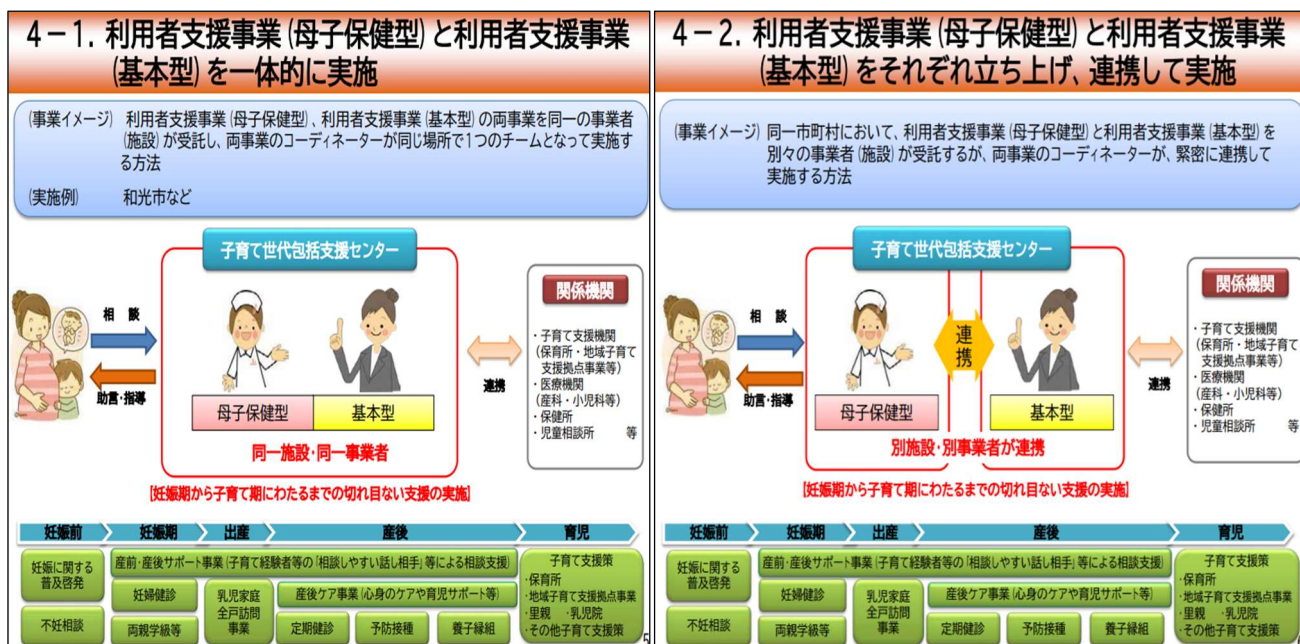


表 2-1-1-1. 【福山ネウボラ相談窓口（あのね）の一覧】

No.		名称	場所・開設日時	人員
1	基本型 保健型 + 母子	あのねキッズコム (子育て応援センター)	天満屋福山店 8 階 10 時～18 時 (月曜以外)	看護職 2・ 保育士 1
2		あのねふくやま (ネウボラ推進課)	福山市役所本庁舎 7 階 8 時 30 分～17 時 15 分 (土日祝以外)	看護職 1・ 保育士 1
3	母子保健型	あのね松永支所 (松永保健福祉課)	西部市民センター 8 時 30 分～17 時 15 分 (土日祝以外)	看護職 1
4		あのね北部支所 (北部保健福祉課)	北部市民センター 8 時 30 分～17 時 15 分 (土日祝以外)	看護職 1
5		あのね東部支所 (東部保健福祉課)	東部市民センター 8 時 30 分～17 時 15 分 (土日祝以外)	看護職 1
6		あのね神辺支所 (神辺保健福祉課)	かんなべ市民交流センター 8 時 30 分～17 時 15 分 (土日祝以外)	看護職 1
7	基本型 + 母子保健型	あのね伊勢丘こども園	伊勢丘こども園 8 時 30 分～17 時 (日祝以外)	看護職 1・ 保育士 1
8		あのね水呑立正保育所	水呑立正保育所 8 時 30 分～17 時 (日祝以外)	看護職 1・ 保育士 1
9		あのね附属こども園	大学附属こども園 8 時 30 分～17 時 (日祝以外)	看護職 1・ 保育士 1
10		あのね柳津保育所	柳津保育所 8 時 30 分～17 時 (日祝以外)	看護職 1・ 保育士 1
11		あのね新市保育所	新市保育所 8 時 30 分～17 時 (日祝以外)	看護職 1・ 保育士 1
12		あのね神辺保育所	神辺保育所 8 時 30 分～17 時 (日祝以外)	看護職 1・ 保育士 1
13	母子保健型	あのねぬまくま	ぬまくま子育て支援センター 10 時～15 時 (第 1～第 4 木曜)	看護職又は 保健師

② 福山市の計画

平成 29 年度より 12 拠点、令和元年度より 13 拠点を整備している。

表 2-1-1-2. 【利用者支援事業の提供状況】

	第一期子ども・子育て支援事業計画					第二期子ども・子育て支援事業計画				
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計画	2	6	10	14	18	13	13	13	13	13
実績	2	3	12	12	12	13	13	予定	予定	予定

③ 他市の状況

利用者支援事業について、近隣の広島市と岡山市、及び中核市 62 市のうち福山市と人口に近い 10 市の設置状況を各市の子育て支援事業計画から調査したところ、以下の通りであった（地域子育て支援拠点事業の数については 2-1-2 で使用する）。

中核市 10 市のうち、10 か所以上が 5 市、10 か所未満が 5 市となっており、福山市は 10 か所以上では愛知県豊田市に次ぐ上位 2 位に位置している。利用者支援事業には 3 つの類型（基本型・特定型・母子保健型）がある中で、10 か所以上設置している市では、基本型と母子保健型をそれぞれ設置したため拠点数が多くなっている市が多かったが、福山市は、「母子保健型」5 と「基本型と母子保健型の併設型」が 8 となっており、拠点数の多さに加えて比較的手厚い人員配置となっているように見受けられる。

表 2-1-1-3. 【他市の設置状況】

	市名	人口	利用者支援事業	地域子育て支援 拠点事業
		人	実施か所数	実施か所数
近 隣	広島市	1,200,754	8	20
	岡山市	724,691	14	27
	福山市	461,268	13	34
他 の 中 核 市	宇都宮市	519,026	12	12
	横須賀市	388,504	5	6
	金沢市	463,583	8	13
	豊田市	422,511	16	16
	東大阪市	494,074	4	24
	姫路市	530,723	12	28
	西宮市	483,713	5	18
	倉敷市	474,793	10	20
	高松市	417,803	12	31
	大分市	475,852	7	12

(人口は令和 2 年 10 月 1 日現在の国勢調査確報値による)

④ 相談実績件数の状況

表 2-1-1-4. 【ネウボラ相談件数】

(単位：件)

		令和元年度	令和2年度
新規	来所（妊娠届受理等）	3,722	3,589
	来所（その他）	4,941	4,190
	電話	821	3,336
	子育て支援ほか	780	635
継続	来所	1,289	1,390
	電話	586	1,194
	子育て支援ほか	5,773	5,332
総計		17,912	19,666
来所小計		6,230	5,580

(注) 福山ネウボラ相談の件数集計表を監査人が集計

・「あのね」13か所で受け付けた相談件数の集計表（令和元、令和2年度）によると、令和元年度の17,912件から令和2年度の19,666件へ+1,754件（+9.8%）増加している。ただし、この件数の中には、妊婦の方による妊娠届・母子健康手帳の交付のための来所や、令和2年2月からネウボラ相談員が産前状況を把握するために全妊婦を対象に架電した件数も含まれており、利用者の相談ニーズの実態が見えにくいため、当事業における子育て相談のための来所件数（新規と継続の来所相談件数、上記太字）を分析したところ、13か所全体で令和元年度は6,230件、令和2年度5,580件であった。新型コロナウイルス蔓延による外出自粛や、事前予約による相談体制とされたことによる減少が見受けられる。

・さらにこの件数を13か所の「あのね」ごとの開所日数当たりの来所による相談実績件数を概算すると、最も相談件数の多い「あのねキッズコム」で3.0件/日、それ以外は0.6～2.5件/日となっていた。そして看護職1名のみの母子保健型の4か所と、看護職1名と保育士1名が配置される併設型の7か所で比較すると、比較的最近に新設された保育施設にある「あのね伊勢丘こども園」や「あのね附属こども園」の件数は多いものの、配置人数と対応件数に顕著な差は見られない。また、週5日または週6日の常設型の12拠点と、週1日のみの出張型の1拠点で、開所日数当たりの相談件数に顕著な差は見られなかった。

・なお、上記の来所による相談件数からは、妊娠届の受理や母子健康手帳の交付による来所件数を除いている。当該機会は単に母子健康手帳の交付事務にとどまらず、全ての妊婦のアセスメントを行い、個々の状況を把握し、積極的な関与が必要な妊婦を早期に把握し、支援計画を作成して学区担当保健師や関係機関と連携するための相談・支援の開始にあたる特に重要な位置づけであるものの、当該来所件数のうちの65%強は行政窓口である市役所・支所への来所となっており、利用者にとっては交付事務の側面も一定程度あると推定される。また本人がリスクを認識していない場合も本人のニーズにかかわらず介入する予防支援の意味もあるが、市からの全員を対象としたコンタクトのタイミングは母子保健事業を中心に7回に渡って設定されているため、ここでは利用者からの自発的な相談ニーズに絞って検証することとする。

・相談実績件数の指標としては、国が発行する「利用者支援事業実施要項」の4(1)④キ(ア)において、「機能強化のための取組を評価する加算対象」として、「1か所につき開所日1日当たり平均5件以上の相談等実績がある場合」が記載されている。そこで努力目標となる指標として、1日当たり平均5件を目安としたい。国が加算対象とする開所日当たりの平均件数の5件には来所相談に限定する旨の記載はないため、来所相談が毎日平均5件以上必要という意図はない。特に令和2年度は、不安の高まりやすい妊娠後期の妊婦を対象にネウボラ相談員や学区担当保健師が電話をかけ、出産準備や出産後の生活について確認し、リスクを把握した場合に学区担当保健師や子ども家庭総合支援拠点と連携するという取り組みを実施しており、来所相談の減少を補う相談実績をあげていることは評価したい。とはいえ、12か所の拠点で2～3名の専門職員が常駐し、来所による相談を受けた件数が1人当たり1日数件であり、努力目標である5件を下回っている状況が見受けられた。

⑤ 市民の認知度やニーズ

福山ネウボラ相談窓口「あのね」の認知度やニーズについては、第二期子ども・子育て支援事業計画（福山市ネウボラ事業計画）の策定時（平成30年）に実施されたニーズ調査（未就学児の保護者による回答者数2,950件）がある。

これによると、ネウボラ相談窓口「あのね」の認知度は70.5%であった。

(知っており利用したことがある：13.4%)	}	合計 70.5%
(知っているが利用したことはない：57.1%)		
(知らなかった：28.2%)		

また今後の利用意向について、利用の意思があるのは73.0%であった。

(利用する：4.4%)	}	合計 73.0%
(相談したいことができれば利用する：68.6%)		
(利用しない：11.5%)		

ネウボラ相談窓口「あのね」は、未就学児の保護者の約7割に認知され、7割強に利用意思があることがわかる。福山市の未就学児は約24,000人であり、うち7割とすると約16,800人の利用意思が推定される。一方で、実際の来所相談は令和2年度で5,580件（約33%）であり、利用意思のある人の3割が実際の利用に至っているという計算になる。

ここでコロナ禍前の来所による相談件数である令和元年度の6,230件を一日5件平均で受け付けた場合、何拠点で対応できるか試算したところ、週5日型で1,200件、週6日型で1,550件の対応が可能となるため、単純計算で5～6拠点となり、現在の13拠点の半数の拠点・人員で最低ラインという結果となる。また現状の13拠点の体制で一日5件平均を受け付けた場合、16,780件に対応できることになり、これは未就学児の7割相当（16,800人）といえる。

要するに、未就学児の7割の利用意思をカバーできる体制を敷いているものの、実際の自発的な利用はそのうちの3割（結果的に未就学児全体の約2割）にとどまっているという状況が見て取れる。

なお、市の相談窓口に関する告知は、毎月配布される市の広報、子育て世帯に配布する冊子、保育施設等に掲載・掲示されるとともに、妊産婦にも機会をとらえて利用が促されており、十分に実施されているものと考えられる。

⑥ 相談事業の体制について

厚労省の資料によると、市が実施する支援事業は、大きく以下の3階層（一般層、中間層、要介入支援層）に分かれており、ここで取り上げているネウボラ相談「あのね」は一般層を対象としたものと考えられる。市としてはこの階層が中間層⇒要介入支援層にシフトして深刻化する前に、早期の接触から深刻化する芽を摘みたいものと考えられる。

図 2-1-1-2.厚労省 HP「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」

	妊産婦・保護者の状態像の例	関わりの視点	支援内容
一般層	<p>様々な悩みや不安、戸惑いを感じながらも育児を行うことができる層</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを可愛いと思うが、疲労・病気や夜泣きなどでは育児負担を感じる 子どもの発達が遅いのではないかと感じ、不安になる 自分の時間が持てない、たまには子どもから離れたいと思う等 	<p>育てる力(セルフケア能力)の維持・向上 問題の発生予防</p>	<p>母子保健・子育て支援、交流の場に関する情報提供、相談対応</p>
中間層	<p>より密な状況把握と支援・関係者のマネジメントを必要とする層</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てに対して否定的になっている 子どもを可愛がる気持ちが解らない 貧困や離婚など家庭環境の問題で子どもに関われない 非常に強い育児不安がある 障害や育てにくさを感じる子どもがいる 母親に精神疾患がある 母親・保護者に被虐待歴がある等 	<p>早期発見・早期対応</p>	<p>母子保健・子育て支援、交流の場に関する情報提供・マネジメント、相談対応(+経済的な支援) + 市区町村子ども家庭総合支援拠点等の関係機関による、より密な状況の把握</p>
要介入支援層	<p>虐待対応や予防に向けてより積極的・専門的な支援・介入、見守りを必要とする層</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年妊婦、予期せぬ妊娠である 家庭内でDVが起きている 子どもを虐待している 育児放棄をしている等 	<p>子どもの安全確保・治療・再発予防</p>	<p>要保護児童対策地域協議会、市区町村子ども家庭総合支援拠点、児童相談所への連絡調整等</p>

とはいえ、子育ての悩みに対応した相談事業は、市の事業に限らず、医療施設、助産師協会といった団体、幼稚園や保育施設、商業施設、街のドラッグストアに至るまで、さまざまな場所で告知され、支援の手が差し伸べられている状況が見られる。保護者が自分に合ったものを選択して利用する中の選択肢の一つとして、市の専門職員が実施する相談事業がある。また市から妊産婦・幼児にアクセスするコンタクトのタイミングは現状7回（①妊娠届、②産前面談、③産後訪問、④4か月児健診、⑤8-9か月児健康相談、⑥1歳半健診、⑦3歳児健診）設けられており、その時々で得られた情報を基に、リスクに応じて支援していく様々な体制が整っている。さらに過去に比べ、出産後も働く母親、0歳・1歳から預けて育休復帰する母親が増えてきているという状況変化についての説明もあった。そういった中で、12拠点・21名の相談員が常駐して相談対応にあたり、受けた相談が1日に数

件にとどまっているという状況は、人件費負担の金額を踏まえると、見直しの余地があるのではないかと考えられる。特に、2名体制となっている保育施設6か所は、地域によって相談件数の差が大きく、別事業の地域子育て支援拠点事業での相談事業（後述2-1-2）を別途同じ場所で開催しているため、一律の2名体制の常設型とせず、地域子育て支援拠点事業の人員配置も含めてより柔軟な体制とすることも考えられる。

(3) 監査の結果及び意見

① 福山ネウボラ相談窓口「あのね」の実施体制の見直しについて【意見】

利用者支援事業（13か所）は、市の専門職員が子育て相談を行うための、一定のスペースと専門職員を必要とする事業である。スペースとして、本庁舎・支所・公立こども園・保育所といった公共施設においては追加の負担がないが、「あのねキッズコム」のある商業施設は賃料負担がある。専門職員として、看護職13名、保育士8名の計21名分の人件費負担がある。公立の保育施設7か所には、後述（2-1-2）の地域子育て支援拠点事業で相談対応にあたる保育士が別途2名ずつ配置されているが、「あのね」の相談事業としても看護職1名・保育士1名が配置されている。他市における設置状況（福山市は窓口数と対応人数が多い）、窓口別の相談実績件数（0.6～3.0件/日である）、利用者の利用状況（設置場所により利用数の多寡があり、利用意思のある未就学児の約3割の利用にとどまっている）に加え、他の子育て施策の充実化や、少子化、乳児期から子どもを預けて働く母親の増加傾向などを踏まえると、潜在的な相談需要の掘り起こし等が容易に見込めないのであれば、市内6区域の行政窓口と公立の保育施設に重複する窓口を常設して人員配置するよりも、相談件数が少ない窓口については、「あのねぬまくま」のように常設型ではなく出張型とする、公立の保育施設では後述（2-1-2）の地域子育て支援拠点事業に特化し、より深い支援が必要となった場合に地域子育て支援拠点事業による相談対応から別の行政窓口で常駐するネウボラ相談員が連携を受けて対応する、といった柔軟な体制を検討することも必要ではないだろうか。

今後ますます少子化が進み、未就学児の人数は減少が続くことが予想される一方で、子どもの貧困・虐待といった社会問題について、市が積極的に支援する役割を担う方向性が国から示されており、市としてメリハリのある柔軟な体制を模索する必要性が高まっている。現状のネウボラ計画において、区域ごとに13窓口を整備した体制を継続するだけでなく、状況の変化に応じて現状の事業を見直す視点をいれ、より効果的・効率的な事業の在り方の検討を続ける必要があると考える。

2-1-2. 地域子育て支援拠点事業（公立分）

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
事業費	予算額	1,807	1,822	3,198	18,595
	決算額	1,592	1,541	2,313	-
財源 内訳	一般財源	1,592	1,541	2,313	18,595

- ・上記に加え、人件費（正職員 14 名）がある。
- ・国庫支出金・県支出金は人件費に対し 1/3 ずつ給付される。
- ・令和 3 年度は、子育て応援センターの移転により賃料負担が増加している。

② 目的・内容

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業。
- ・「福山ネウボラ」として市内 13 か所に設置された子育て世代包括支援センターと連携を図りながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い安心して子育てができるよう支援する。

③ 対象

就学前児童とその保護者

④ 背景・経過

- ・平成 8 年度から地域子育て支援センター事業を国庫補助の元で開始。
- ・平成 12 年度に地域子育て支援拠点事業の拠点として、ふくやま子育て応援センターを開設。
- ・平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」の創設により「地域子ども・子育て支援事業」として市内 29 か所（うち公立保育所 6 施設）で実施。令和 2 年度は、公私合わせて 34 か所で実施。
- ・平成 29 年度に福山ネウボラが始まり、子育て世代包括支援センターと連携しながら子育て支援を充実する。
- ・平成 30 年度、西保育所の拠点事業を大学附属こども園に移転。
- ・令和 2 年度、蔵王保育所の拠点事業を伊勢丘こども園に移転。子育て応援センターをエフピコ RiM 福山の閉館に伴い、すこやかセンター東館に移転。
- ・令和 3 年 5 月より、子育て応援センターをすこやかセンターから天満屋福山店 8 階に移転。

(2) 検討内容

① 事業内容の理解

・地域子育て支援拠点事業（公立分）は、児童福祉法で求められる機能であり、令和2年度は市内34か所（うち公立7か所）で実施されている。公立7か所がネウボラ推進課、私立34か所は保育施設課の所管となっているため、ここでは公立7か所について検討する。7か所の内訳は、前述（2-1-1）の利用者支援事業（福山ネウボラ相談窓口「あのね」13か所）の7拠点と共通しており、商業施設に1か所、公立の保育施設に6か所となっている。また福山市の6区域すべてに設置されている。

・地域子育て支援拠点事業では、概ね3歳未満の子どもと保護者が集い、子どもを遊ばせながら、子育ての知識と経験を有する保育士に相談したり、親子どうしで交流したりすることができる。利用者は保育施設に入所する前の0歳～2歳の子どもがメインとなっている。相談内容は、保育所・こども園・幼稚園の入所に関する事、子どもの遊ばせ方・関わり方、母親支援に関する事が多くなっている。

・相談実施体制として、国の指針によると、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上設置することとされている。

・福山ネウボラ相談窓口「あのね」の13か所のうちの7か所で別途実施されており、いずれも子育て相談事業を実施していることから、相違点がわかりにくい面があるが、「あのね」は支援の専門職が相談者の奥深くまで関わり、支援を関係機関につないでいく点があるのに対し、地域子育て支援拠点事業は保育士が保育の知識・経験の中で一般的な子育て相談を受けるといった点が異なる。

表 2-1-2-1. 【地域子育て支援拠点事業（公立分）の一覧】

No.	名称	開設日時	人員（人）
1	子育て応援センター （天満屋福山店8階）	10時～18時（月曜以外）	保育士5 （内1：ふくやま子育て 応援センター事業）
2	伊勢丘こども園	8時30分～17時（日祝以外）	保育士2
3	水呑立正保育所	8時30分～17時（日祝以外）	保育士2
4	大学附属こども園	8時30分～17時（日祝以外）	保育士2
5	柳津保育所	8時30分～17時（日祝以外）	保育士2
6	新市保育所	8時30分～17時（日祝以外）	保育士2
7	神辺保育所	8時30分～17時（日祝以外）	保育士2

② 福山市の計画

地域子育て支援拠点事業は、毎年度1か所、5年間で5か所整備する方針で増設してきた。ただし公立分は公立の保育施設6か所で開始し、平成29年度に子育て応援センターを追加し、7か所で続けてきた。

表 2-1-2-2. 【地域子育て支援拠点事業の提供状況】

		第一期子ども・子育て支援事業計画					第二期子ども・子育て支援事業計画				
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計画		29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
	(うち公立)	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7
実績		29	30	31	33	33	34	36	予定	予定	予定
	(うち公立)	6	6	7	7	7	7	7	予定	予定	予定

③ 他市の状況

表 2-1-2-3. 【他市の設置状況】

	市名	人口	利用者支援事業数	地域子育て支援拠点事業
		人	実施か所数	実施か所数
近隣	広島市	1,200,754	8	20
	岡山市	724,691	14	27
	福山市	461,268	13	34
他の中核市	宇都宮市	519,026	12	12
	横須賀市	388,504	5	6
	金沢市	463,583	8	13
	豊田市	422,511	16	16
	東大阪市	494,074	4	24
	姫路市	530,723	12	28
	西宮市	483,713	5	18
	倉敷市	474,793	10	20
	高松市	417,803	12	31
	大分市	475,852	7	12

(人口は令和2年10月1日現在の国勢調査確報値による)

地域子育て支援拠点事業について、近隣の政令指定都市である広島市と岡山市、及び中核市62市のうち福山市と人口に近い10市の設置状況を各市の子育て支援事業計画から調査した。

中核市10市のうち、横須賀市の6つを除くと、10~30か所となっている。横須賀市は、利用者支援事業のセンターと同一の6か所で地域子育て支援拠点事業を実施しているため、少ないものと考えられる。30か所以上は高松市と福山市のみで、福山市の34拠点は最大数となっている。また高松市は、常設型が29、出張型が2のため、常設型34か所の福山市は拠点数のみで見ると多いように見受けられる。

④ 利用状況・相談状況

- ・利用件数の指標として、国が発行する「地域子育て支援拠点事業の実施要項」の4(2)

② (ウ) において、「概ね 10 組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること」が記載されているため、1 日当たり平均 10 件を努力目標となる目安として見ていきたい。

・地域子育て支援拠点事業（公立分）7 か所の開所日 1 日当たりの利用状況は、子育て応援センターが最も多い。エフピコ RiM 福山では一日 50 件を超える利用があったが、令和 2 年度のすこやかセンター時は利用数が減少した。令和 3 年 5 月の天満屋福山店への移転後は、利用数が回復している。その他の拠点では、比較的新しい伊勢丘こども園や大学附属こども園が 10 数件、その他の 4 か所は 10 件前後となっている。また市街地にある子育て応援センターと大学附属こども園はブロック外からの利用が見られるが、その他の 5 か所はブロック内の利用がほとんどとなっている。新型コロナウイルスの影響により令和 2 年度から利用人数や利用時間を制限しているが、目立った減少は見られない。

・利用者は、育休中の方、兄弟が入所している方、地域の方が定期的に利用するほか、実家の近くや里帰り時、コロナの自粛疲れ、仕事が休みの際などに不定期に利用されている。

・相談件数については、地域子育て支援拠点事業（公立分）7 か所で受け付けた相談件数の集計表（令和 2 年度）によると、令和 2 年度は 6,479 件であった。開所日 1 日当たりの相談件数は、概ね 1 件～5 件であり、過去 3 年と令和 3 年度の途中までの状況では、全体的に減少傾向が見られた。少子化の影響に加え、過去は 0 歳 1 歳までは家庭で育児をする方が多かったが、0 歳から仕事に復帰する方が増えている状況である。

・相談状況として、開放日に気軽に遊びに来た続きで相談されるケースが多く、周りに他の保護者がいても相談できる内容がほとんどである。それでも、相談内容によってはネウボラ相談員につないで連携されたものも一定数見られた。また週 1 回の重点相談日は、1 対 1 で相談したい人、他人に聞かれない内容、子どもの発達をしっかりと見てほしいといった内容で、相談件数自体は少ないものの、内容によりネウボラ相談員につないで連携されていた。

・なお地域子育て支援拠点事業は公立 7 か所に加え、私立でも同様に実施している。私立の 27 か所は、子育て応援センター同様のセンター型 1 か所、公立の保育施設と同様の週 5 日型を実施する 4 か所、週 3 日型の 22 か所がある。開所日 1 日当たりの利用数と相談数を概算して比較したところ、同じセンター型では、利用数・相談数とも公立と私立でほぼ同等であった。ただし公立の子育て応援センターは隣接する「えほんの国」(2-1-4 参照) と併用して利用されているケースが多く、私立のセンター型は地域子育て支援拠点事業のみでほぼ同数の利用を得ていると見れば、立地や駐車場など条件の差はあるが私立のセンター型は健闘している。5 日型の公立 6 か所と私立の 4 か所を比較すると、利用数は私立の方が多く、相談数は私立の 1 園を除き、私立の方が多かった。なお相談件数については、園からの実績報告書の中の 1 項目として件数を市に報告するのみであり、評価項目となっているわけではないため、公立施設ほど漏れなく管理して集計・記録されていない可能性もあろうし、参考情報である。以上のことから、事業費（公立は人件費と賃料、私立は委託費）の比較において、私立の方が少ない委託料で効率的に事業を実施している状況が見て取れた。また私立の 3 日型の 22 園の利用状況は、ばらつきがあるものの、3 日型であっても、5 日型の公立・私立の園を上回る利用があるところも 5 か所ほど見られた。

(3) 監査の結果及び意見

① 地域子育て支援拠点事業（公立分）の体制の見直しについて【意見】

地域子育て支援事業は、公立・私立の保育施設において、子育て親子の交流の場や子育て関連情報を提供するとともに、保育士が保育の知識・経験に基づき、一般的な子育て相談を行う事業である。令和2年度は、公立7か所・私立27か所で実施されており、一定のスペースと保育士を必要とする事業である。スペースとしては既存の保育施設の一部屋を活用しており、公立と私立のセンター型を除き、賃料負担はない。保育士は専任で2名以上が必要となるため、公立では14名の人件費負担がある。

他市における設置状況（福山市の拠点数は多い）、拠点別の利用状況（設置場所により利用件数の多寡が見られ、国が目安とする10件/日を下回る拠点が3拠点ある）、市街地にある2拠点以外の5拠点はブロック内の利用にとどまっていること、公立5日型の利用件数は私立5日型の利用件数より少なく、事業費は公立の方が高いこと、私立は3日型を基本に増設していること、私立の3日型でも公立の5日型を超える利用が見られること、ニューボラ相談窓口「あのね」と同一の場所で2つの相談事業を並行して実施していること（公立の保育施設において、「あのね」窓口として看護職1名と保育士1名が相談事業を実施している横で、地域子育て支援事業として別の保育士2名が別途相談事業を実施している）、少子化や乳児期から子どもを預けて働く母親の増加により利用数が減少傾向にあることから、潜在的な相談需要の掘り起こし等が容易に見込めないのであれば、ブロック別の7拠点で一律の人員配置をするのではなく、利用数が少ない拠点は3日型にする、ニューボラ相談員も含めたより柔軟な人員配置を再検討するといった体制の見直しが必要と考える。

2-1-3. ふくやま子育て応援センター事業（キッズコム）

(1) 概要

① 事業費の推移

ふくやま子育て応援センターは、天満屋福山店8階にて、下記5つの事業を実施している。事業の内容や事業費の推移の状況については各事業を参照されたい。

- 1) 地域子育て支援拠点事業・・・(2-1-2 参照)
- 2) 子育て世代包括支援センター事業・・・(2-1-1 参照)
- 3) 福山ファミリーサポート事業・・・(2-1-14 参照)
- 4) 休日保育事業・・・省略
- 5) えほんの国事業・・・(2-1-4 参照)

② 目的・内容

・妊娠期から子育て期を安心して過ごせるよう、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない支援を行う。また、家庭や地域の子育て支援機能の充実を図り、子育てに関する不安や負担感を軽減し、子どもの健やかな成長と安心して子育てができるよう支援する。

③ 対象

・妊娠期から学童期までの子どもとその家庭

④ 背景・経過

ふくやま子育て応援センター事業は、平成 20 年 7 月からローズコムで開始され、平成 26 年 4 月にエフピコ RiM 福山に移転し、エフピコ RiM 福山の閉館した令和 2 年 8 月に福山すこやかセンターに移転し、その後、令和 3 年 5 月より天満屋福山店 8 階にて再開された。

表 2-1-3-1. 【ふくやま子育て応援センターの変遷】

場所	期間	面積 (㎡)	職員数	実施事業
ローズコム (図書館)	H20/7/1 ～ H26/3	240	職員 7 名 (任用 4)	1) 地域子育て支援拠点事業 2) 福山ファミリーサポート事業 3) 休日保育事業
エフピコ RiM 福山	H26/4 ～R2/8	1,353.29 (えほん 888.75)	職員 14 名 (任用 7) (ことば 3)	1) 地域子育て支援拠点事業 2) 子育て世代包括支援センター事業 3) 福山ファミリーサポート事業 4) 休日保育事業 5) ことばの相談室事業 2020/3 末 ※「えほんの国」(他部署所管)
すこやかセ ンター	R2/9 ～R3/4	93.6	職員 11 名 (任用 6)	1) 地域子育て支援拠点事業 2) 子育て世代包括支援センター事業 3) 福山ファミリーサポート事業 4) 休日保育事業
天満屋福山 店	R3/5～	670 (えほん 340)	職員 15 名 (任用 9)	1) 地域子育て支援拠点事業 2) 子育て世代包括支援センター事業 3) 福山ファミリーサポート事業 4) 休日保育事業 5) えほんの国事業

・休日保育事業は、当事業の場所で窓口業務がなされ、休日保育自体は別の場所で継続して実施されている。

(2) 検討内容

・ふくやま子育て応援センターは、令和 3 年 5 月より、天満屋福山店に移転された。移転の経緯については、2-1-4.えほんの国事業を参照されたいが、「えほんの国」を再開するにあたり実施場所を検討する中で、子育て応援センター事業と合わせて移転することとされた。

・市の保有施設であるローズコム・エフピコ RiM 福山・すこやかセンターとは異なり、商業施設であるため、賃料負担が発生している。また移転にかかる内装工事等の初期費用は年間賃料の 2 年分近くに上る。

・視察した結果 (2-1-16.) から、「えほんの国」と一体で運営されており、地域子育て支援

拠点事業のプレイルームと「えほんの国」を併用して利用する未就園児を持つ保護者の利用が高い状況にある。スペースの観点からも、地域子育て支援拠点事業と「えほんの国」事業のスペースが大半となっている。その他のファミリーサポート事業や休日保育事業は、受付業務がメインであり、市役所から近隣の場所である天満屋福山店で別途実施する必要があるかは疑問が生じる余地もある。

・以上のことから、地域子育て支援拠点事業と「えほんの国」事業を、当該場所で相当の賃料負担と人件費負担をもって実施する意義があるかということについて、継続して検討していく必要があると考えられる。

(3) 監査の結果及び意見

① 事業内容、実施場所の再検討について【意見】

子育て応援センターは、ローズコム（図書館）、エフピコ RiM 福山、すこやかセンターと移転を続け、「えほんの国」を早期に再開することを目標に再開場所が検討され、空きスペースのある商業施設に「えほんの国」と合わせて移転された。

「えほんの国」の機能は中長期的に見直す方向であるため、子育て応援センターの実施場所も同様の位置づけと考えられるが、本来は、子育て応援センターの機能と実施場所を、事業費負担も含めてまず検討すべきと考えられるところ、エフピコ RiM 福山で実施されていた「えほんの国」事業の指定管理者に対する委託料と移転後の賃料を比較して移転場所が判断されたことが適切かは評価が分かれるところと思われる。現状の子育て応援センターは、地域子育て支援拠点事業のプレイルームと「えほんの国」事業のスペースが大半を占めているが、利用者数や駐車場が限定される現在の場所で当事業を実施する意義があるかどうかを含め、子育て応援センターの事業内容、実施場所、実施体制について、継続的に検討されたい。

2-1-4. えほんの国事業

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
事業費	予算額	29,451	29,735	33,612	76,860
	決算額	29,429	29,734	15,967	-
財源 内訳	その他	3,177	2,719	389	300
	一般財源	26,252	27,015	15,578	76,560

- ・平成 30 年度・令和元年度は経済総務課の所管であり、指定管理者に対する委託料など
- ・令和 2 年度は、4～8 月までの指定管理者に対する委託料など
- ・令和 3 年度は、内装工事・引っ越し代等の初期費用が大半で、上記に加え、人件費（正職員 2 名、任用職員 2 名）がある。

② 目的・内容

- ・地域の子育て家庭が、絵本やおはなしの世界に親しむ場を設定することにより、親子のふれあいによる情緒の安定をはかり、創造性やコミュニケーション能力等を育み子どもの育ちを支援する。
- ・気軽に絵本にふれながら親子のふれあい、交流を促進するスペースの開放
- ・人形劇・パネルシアター等のおはなし会
- ・ワークショップ（制作・おもちゃ作り等）
- ・イベント（コンサート・リズム遊び・クリスマス会等）

③ 対象

- ・0歳から概ね小学校低学年の子どもとその保護者

④ 背景・経過

- ・令和3年5月にネウボラ推進課の事業として事業開始。
- ・令和2年8月までエフピコ RiM 福山で指定管理者により運営していた「えほんの国」について、多くの利用者からの施設再開の要望を受けるとともに、これまで実施していたイベントや企画への関心も高かったことから福山ネウボラの一環として再開し、子育て応援センターと一体で管理運営する。

(2) 検討内容

- ・「えほんの国」事業は、平成25年11月からエフピコ RiM 福山6階で開始され、エフピコ RiM 福山が閉館した令和2年8月まで実施していた事業であり、地域の子育て家庭が絵本やお話の世界に親しむ場である。
- ・エフピコ RiM 福山における6年10か月間は指定管理者に委託して事業を実施したが、エフピコ RiM 福山閉館後の8か月間の休止期間を経て、令和3年5月より天満屋福山店8階にて、市が実施する事業として再開された。
- ・福山市は、令和2年8月のエフピコ RiM 福山閉館にあたり、当時の機能やスペースを確保できる移転先がなかったため、いったん廃止し、事業の在り方について継続して検討した。エフピコ RiM 福山で実施していた「えほんの国」は、閉館までの6年10か月間のうち、新型コロナ発生によりイベント・ワークショップを中止した令和元年2月まで、未就学児を中心に毎月1,000～5,000人が訪れる場所であった。利用者数は令和元年2月まで年々増加しており、平成29年～令和元年度は一日平均10名前後の利用があった。
- ・福山市は、利用者の多くが「えほんの国」は必要な施設であると回答したこと、子育て世代は安心・安全・低価格で遊べる室内施設を求めており、イベントや企画の実施に多くの関心があったと分析していた。またエフピコ RiM 福山閉館後に親子で過ごせる居場所がほしいという市民の声をもとに、「えほんの国」の再開を検討した。
- ・再開場所の検討にあたり、遠方の利用者からは駅前を望む意見が出る反面、駐車場が利用しにくく有料の場合時間が気になるため郊外地を希望する意見があった。
- ・「えほんの国」の再開場所として、絵本約4,000冊を置き、イベント開催のための必要なスペースの確保、駐車場の確保、子育て世帯の集客性が高い施設との融合、初期投資や運

営経費を最小にする形で候補地を検討した。ただし、年間運営費の3年分弱に上った移転時の初期費用について、移転時の検討資料に含まれていない。

・候補地10か所について検討し、賃借料・スペースの状況から天満屋福山店とされた。さらにネウボラ相談窓口「あのね」の父同伴を高め、子育てパパの活躍を進めたい狙いや、エフピコ RiM 福山からすこやかセンターへの移転後、プレイルームの利用状況が大幅に下がっており、市民から子どもと一緒に過ごせる遊び場を求める声が届いていること、「えほんの国」と子育て応援センターを一体的に提供することで相乗効果や市民の利便性が向上し、職員を一体的に起動させることによる効率化が図られることをもって、「えほんの国」と子育て支援センターの両者を天満屋福山店に併設することとした。

・移転前後で比較すると、面積は半分以下に縮小され、指定管理者に対する委託料が不要となった代わりに、賃貸料と人件費負担が発生した。またエフピコ RiM 福山では未就学児は無料、小学生100円、中学生以上（保護者含む）310円で設定されていたが、天満屋福山店における市の実施事業では利用料は無料とされた。エフピコ RiM 福山は保護者である大人が有料だったため子どもだけ入場させる光景があったこと、子育て応援センターでの相談やプレイルーム利用時に、気軽に親子で絵本に親しみ、読み聞かせを楽しんだり、季節のおもちゃ作りを行う場としたいこと、利用料を徴収するためには入退場の管理ができる施設で、金銭管理を行う人員配置が必要となること、エフピコ RiM 福山では駐車場利用料が1時間無料だったが、天満屋福山店では有料であるという理由による。

・移転後の「えほんの国」は327㎡と従来（888.75㎡）の約1/3ほどのスペースとなり、10組前後の未就学児を中心とする親子がメインの対象と考えられる環境であり、想定される利用者層は以前の事業よりも狭くなっている。絵本以外のおもちゃは少ないため、未就学児が長時間滞在する状況は想定されず、隣接する地域子育て支援事業のプレイルームと併用で実施されている状況にある。「えほんの国」は市所有の建物であるエフピコ RiM 福山では小学生を含む家族でも時間を気にせず訪れられる場所であったが、現状の未就学児を主な対象とする絵本やイベントに関しては、各地区の図書館や保育施設、商業施設で実施されている取り組みと類似している。一方で、賃借料・共益費に加えて人件費・物品費などの財政負担があり、1拠点にして地域子育て支援拠点事業の公立4か所分の事業費負担となっている。この種の施設はより増えた方がよいとの意見もある中、未就学児を気軽に連れて行って短時間遊べる場所としては、駐車代を気にしなくてよい、地域の身近な保育施設で行われている地域子育て支援事業をより活用し、出張型のイベントを行うなど、別の形での事業形態も考えられる。

(3) 監査の結果及び意見

① 市の事業として実施する意義や実施場所の再検討について【意見】

「えほんの国」はエフピコ RiM 福山の閉鎖によりいったん中断したものの、利用者の声や市の子育て支援の充実策の一貫として、令和3年5月に再開された。「えほんの国」を開始した平成25年度当初に比べ、地域子育て支援事業における子どもの遊び場、ネウボラ相談窓口「あのね」における相談の場を政策的に増やしてきた一方で、少子化や乳児期から子どもを預けて働く母親の増加により利用者層は減少傾向にあるという状況変化がある。また移転後の「えほんの国」は、エフピコ RiM 福山の時の実施スペースから

約 1/3 に縮小し、利用者層や利用できる人数が限定されたが、事業費負担は増加し、1 拠点にして地域子育て支援拠点事業(公立分)のほぼ 4 か所分の事業費負担となっている。また年間運営費のほぼ 3 年分に上る移転時の初期費用は、移転判断時の検討資料に記載されていなかった。未就学児を主な対象とする絵本やイベントに関して、各地区の図書館や保育施設、商業施設で実施されている取り組みと類似するとも思われる中、この種の場所をより増やすべきという意見もあり、当事業の実施意義や実施場所、実施形態について、継続的に検討していくことが望まれる。

2-1-5. 母子健康診査費

(1) 概要

① 決算

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	i 妊婦・乳児	402,030	379,673	369,860
	ii 新生児聴覚検査	4,943	10,054	9,898
	iii 4 か月児	21,740	21,431	21,269
	iv 1 歳 6 か月児	8,112	8,850	28,624
	v 3 歳児	8,805	7,745	17,945
	合計	445,630	427,753	447,596
財源内訳	国庫支出金	-	-	16,171
	その他	-	-	17,926
	一般財源	445,630	427,753	413,499

- ・上記に加え、人件費(正職員 3 名)がある。
- ・令和 2 年度は個別健診分について国庫支出金・コロナ交付金の利用あり

② 目的・内容

- i 妊婦・乳児の疾病や障がい早期発見し、適切な援助・指導を行うため、必要回数の健康診査の受診促進を図る
- ii 聴覚障がいの早期発見及び早期療育により、音声言語発達への影響を最小限に抑える
- iii 乳児の疾病や障がいの早期発見・早期支援を行い、乳児の健康の保持増進を図る
- iv v 運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞、発達障がい等のある幼児を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防ぐとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に対する指導を行うことで、幼児の健康の保持及び増進を図る

③ 対象

- i 福山市に住所を有する妊婦又は乳児
- ii 福山市に住所を有する新生児
- iii 福山市に住所を有する生後 4 か月を超え満 5 か月に達しない乳児

- iv 福山市に住所を有する満 1 歳 6 か月を超え、満 2 歳に達しない幼児
- v 福山市に住所を有する満 3 歳を超え、満 4 歳に達しない幼児

(2) 検討内容

・ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診について、例年は集団健診のみのところ、新型コロナウイルス感染症の影響で集団健診の 1 回当たりの人数を制限したり、予定していた集団健診が実施できなかつたりしたため、個別健診となる受診者が増加した結果、個別健診の対象となった者の受診率が低下した。集団健診では、内科と歯科の健診を同時に受診できるが、個別健診の場合は内科と歯科の 2 つの医療機関を受診する必要があるため、受診率が低下したと考えられる。

・ 1 歳 6 か月児健診においては、例年 95～96%の受診率（未受診者は 100 数十人前後）であったところ、令和 2 年度においては、全体の約 1/3 を集団健診、約 2/3 を個別健診とした結果、集団健診は例年通りの受診率 95.1%であったが、個別健診は 73.6%の受診率となり、未受診者は 752 名に上る。例年通りの受診率であれば受診したであろう 562 人が受診しなかったことになる。

・ 3 歳児健診においては、例年 94～97%の受診率（未受診者は 100～200 人前後）であったところ、令和 2 年度においては、全体の約 2/3 を集団健診、約 1/3 を個別健診とした結果、集団健診は例年通りの受診率 97.0%であったが、個別健診は 70.8%の受診率となり、未受診者は 468 名に上る。例年通りの受診率であれば受診したであろう 352 人が受診しなかったことになる。

(3) 監査の結果及び意見

① 健康診断の未受診者への対策について【意見】

1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診について、例年は集団健診のみのところ、直近では新型コロナウイルス感染症の影響により、集団健診の 1 回当たりの人数を制限したり、予定していた集団健診が実施できなかつたりしたため、個別健診となる対象者が増加した結果、個別健診の対象となった者の受診率が低下した。1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診を合わせると、例年の受診率から推定すると約 900 名の子どもが未受診になり、このうち要精密診査とされる可能性のある子どもは約 150 名と推定される。

未受診者に対しては、学区担当保健師が積極的に電話連絡・家庭訪問を行い、受診勧奨をしているが、保育所等や幼稚園に通園中の子どもを持つ保護者や家庭で保育をしている保護者が、仕事や家事の都合をつけて任意の日時で複数の病院を受診するハードルはそれなりに高いのではないかと考えられる。母子保健法で幼児健診の受診時期が規定されているが、このような不測の事態においては、例年通りの年齢にこだわらずに、令和 3 年度の落ち着いたタイミングで、前期の対象児童に対して再度集団健診を実施するなど、柔軟な対応を検討してもよかつたのではないだろうか。今後も新型コロナウイルス感染症に限らず、自然災害など不測の事象により集団健診が実施できない事態は想定されるが、4 か月・1 歳 6 か月・3 歳という就学前の一定の時期に医療機関と連携することで、保護者が気付かないような医療的な問題を早期に発見するだけでなく、市の保健師やキラキラサポーターといったボランティアの方がその場に同席し、幼児の健康に資するような助言を行う貴

重なる機会であるから、このような機会をいかにして確保するか、当期に実施できない場合は翌期に別の形で実施する他の手立てはないか、慎重に検討するとともに、今後同様の事態が起きた場合に活かせるよう、令和2年度の事例・結果を参考に、平時から検討・計画しておくことが望まれる。

2-1-6. 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	23,703	14,148	13,228
	決算額	21,638	10,651	9,562
財 源 内 訳	国庫支出金	3,244	3,008	5,469
	県支出金	11,529	2,925	2,812
	一般財源	6,865	4,718	1,281
乳児家庭全戸訪問数		3,629	3,363	3,372
養育支援訪問件数		379	373	331

② 目的・内容

・妊娠・出産、子育て期までの切れ目のない支援の強化を図るとともに、子育てに関する不安や負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備する。

(ア) 育児支援家庭訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

保健師等が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児に関する情報提供を行うとともに、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境の整備を図る。

(イ) 養育支援訪問事業（専門的相談支援、育児・家事援助）

上記(ア)こんにちは赤ちゃん訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。

③ 対象

(ア) 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭

(イ) ・こんにちは赤ちゃん訪問事業等で把握した育児支援が特に必要な家庭

- ・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭
- ・出産後の養育について妊娠期から継続的な支援を行うことを特に必要とする家庭

④ 背景・経過

・母子保健法に基づき、新生児・乳児の訪問指導を実施し、支援の必要な者に対しては継続訪問として平成17年度から養育支援訪問事業等を実施

・平成20年度の子育て支援法改正に伴い、子育ての孤立化を防ぎ、児童虐待を予防する

ため、乳児家庭全戸訪問は市町村事業としての実施となり、生後4か月までの乳児全戸訪問を実施し、養育環境の把握や助言を行う。継続支援が必要なケースは養育支援訪問事業にて支援する。

・令和2年度10月から養育支援訪問事業に育児・家事援助を追加。令和3年度から産後ヘルパー派遣事業を廃止し、養育支援訪問事業として一本化。

(2) 検討内容

・事前情報に基づく産婦のリスク判定により、学区担当保健師、育児家庭訪問員、キラキラサポーター（福山市が実施する養成講座を受講した子育て支援ボランティア）が分担して乳児家庭を訪問している。

・学区担当保健師は、ネウボラ推進課の所属ではないが、市の職員であり、乳児家庭全戸訪問以外にも、養育支援訪問、医療機関からの連携、対象者からの希望、幼児健診後のフォロー等のため、年間約5千件の家庭訪問を実施している。

・育児家庭訪問は、会計年度任用職員である育児支援家庭訪問指導員3名と、外部委託の育児家庭訪問員約10名が実施している。

・キラキラサポーターは、乳児家庭全戸訪問以外にも、幼児健診時の協力員、子育て応援ささえあい事業（子育て支援サークル）、産前・産後サポート事業の協力者としても活動するボランティアであり、登録者は200人強、実活動人数は180人前後となっている。

・令和2年度は、新型コロナの発生により緊急事態宣言中は保健師が訪問することとしたため、学区担当保健師による訪問数・訪問割合（1,688件・50%）が多くなった。

表 2-1-6-1. 【乳児全戸訪問の状況】

（乳児全戸訪問による訪問件数）対応人数は令和2年度時

（単位：人、件）

訪問区分	対応人数	目標	H28	H29	H30	R1	R2
学区担当保健師	56	900	1,502	1,764	1,689	1,496	1,688
育児家庭訪問員	14	1,400	1,095	850	1,000	895	719
キラキラサポーター	222	1,300	1,079	1,053	940	972	965
合計	292	3,600	3,676	3,667	3,629	3,363	3,372

（乳児全戸訪問による訪問区分ごとの割合）

（単位：人）

訪問区分	対応人数	目標	H28	H29	H30	R1	R2
学区担当保健師	56	25%	41%	48%	46%	44%	50%
育児家庭訪問員	14	39%	30%	23%	28%	27%	21%
キラキラサポーター	222	36%	29%	29%	26%	29%	29%
合計	292	100%	100%	100%	100%	100%	100%

・養育支援訪問については、年間3,000人強の訪問結果等から把握された100人強に対し

て主に保健師が訪問しており、対象者はその年に出生した子どもの概ね 3%で推移している。

・なお、令和 2 年 10 月より、育児・家事援助を追加しており、支援が必要と判断した家庭にヘルパーを派遣する事業を開始している。

表 2-1-6-2. 【養育支援事業の状況】

(単位：件、人)

訪問数	訪問者	H28	H29	H30	R1	R2
訪問数		272	239	379	373	331
うち、(訪問実人数)		(98)	(89)	(119)	(124)	(112)
訪問区分	学区担当保健師	263	239	355	367	308
	育児家庭訪問員	9	—	24	6	4
	育児・家事援助	—	—	—	—	19
	合計	272	239	379	373	331

(3) 監査の結果及び意見

① 乳児全戸訪問の訪問体制について【意見】

令和 2 年度は新型コロナの影響があったものの、訪問者ごとの割合によると、学区担当保健師による訪問件数・訪問割合が 3,372 人中 1,688 名と多かった。これは訪問区分の目安として予め設定した保健師の訪問割合の 2 倍(目標：25%、令和 2 年実績：50%)であり、継続支援となった養育支援の対象が約 110 名であることを踏まえても、保健師訪問が多くなっている。現状の市から妊産婦・幼児へのコンタクトのタイミングは、7 回(①妊娠届、②産前面談、③産後訪問〔当事業〕、④4 か月児健診、⑤8・9 か月児健康相談、⑥1 歳 6 か月児健診、⑦3 歳児健診)あるが、産後訪問前の①②やネウボラ相談で得られた情報に加え、妊娠時・出生時の医学的な情報から訪問者を判定しており、少しでもリスク兆候があれば学区担当保健師が訪問して問題の早期予防に努めている結果と考えられる。ただしその後のコンタクトのタイミングや、ネウボラ相談、保健師による相談・訪問、子ども家庭総合支援拠点事業による訪問など、産後訪問以外にもさまざまな取組がなされている。産婦の年齢などのリスク判定項目は継続して見直し、保健師による産後訪問を幅広く増やすのではなく、育児家庭訪問員やキラキラサポーターを活用しつつ、産後訪問以外のコンタクトのタイミングから得られた情報を連携して支援していくことで、より効果的・効率的な支援ができると考えられる。学区担当保健師がよりハイリスクな乳児家庭の訪問に注力できるよう、また外部の専門職である育児家庭訪問員や、子育て経験があり、子育て支援に熱意のあるボランティアであるキラキラサポーターの方を積極的に活用し、地域全体で子育て家庭を支援していく雰囲気醸成するためにも、訪問結果から得られた情報を集約した上で、訪問者を決定するための判定指標を継続的に見直し、必要十分な体制、効果的・効率的な体制をめざす取組が必要と考える。

2-1-7. ひとり親家庭等の施策及び相談

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	i 自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業	44,613	51,817	55,442
	ii ひとり親家庭自立支援員兼家庭児童相談員	14,692	14,950	13,263
	iii ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業	4,992	5,206	9,574
	iv ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業・母子・父子自立支援プログラム策定事業	4,170	4,170	4,169
	v ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	—	428	100
財源	国庫支出金	38,360	44,201	49,604
	一般財源	30,107	32,370	32,944

- ・上記に加え、人件費（正職員 2 名）がある。
- ・国庫支出金は、i・v は 3/4、iii・iv は 1/2 が給付される。

② 目的・内容

i ひとり親家庭の親で児童を扶養している者に対し給付金を支給することにより、ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就職の促進並びにその扶養する児童の福祉の向上を図る。

- ・自立支援教育訓練給付金事業：ひとり親の自立に有効な訪問介護員や情報処理技術者、看護師など厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講後、入学金や受講料の一部を支給する。

- ・高等技能訓練促進費事業：経済的自立に効果的な資格を取得するために 1 年以上修業する場合に支給

ii 母子・父子・寡婦の福祉増進、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る。

- ・母子・父子・寡婦福祉法（母子父子寡婦福祉資金等）、生活一般、職業能力の向上及び就職活動等就業、家庭における子どもの養育の技術、子どもに係る家庭の人間関係に関する相談指導、その他母子・父子・寡婦の自立に必要な支援

iii ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援などを行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

- ・学習指導のノウハウのある学習塾や NPO 法人等の民間業者からプロポーザル方式により委託先（会場学習と家庭学習の両方の学習形態が可能な事業者）を決定し、高等学校受

験に向けて支援が必要と認めたと同時に参加者を選考して、学習指導等を行う。

iv ひとり親家庭を対象に、子育てと仕事の両立、収入面・雇用条件面等でのより良い就業、生活の安定の確保などについて支援する。

・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業：市内に居住するひとり親家庭の親を対象に、就業支援講習会等事業や就業支援活動事業、養育費相談事業を行う。

・母子・父子自立支援プログラム策定事業：児童扶養手当受給者の状況、ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等と連携して、きめ細やかな自立・就労支援を実施する。

v ひとり親家庭の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげる。

・高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給する。

③ 対象

i 児童扶養手当の受給者または同等の所得水準の人

ii ひとり親家庭、子育て中の家庭

iii ひとり親家庭で、入学試験を受験して高校進学予定の、継続して授業に取り組む意欲がある中学生

iv ひとり親家庭の親

v 児童扶養手当の受給者または同等の所得水準にあるひとり親家庭の親、ひとり親家庭の児童（20歳未満）

(2) 検討内容

① 自立支援教育訓練給付金事業

・自立支援教育訓練給付金事業は、厚労省が指定する教育訓練講座を受講後、入学金や受講料の一部（対象経費の60%相当額、上限80万円、1万2千円以下支給なし）を支給する制度であり、令和元年度より看護師等の専門資格の取得を目指す口座を対象に追加された。平成30年度までは、主に介護関連の講座受講を修了した数名への支給に止まっていたところ、支給対象が拡大された令和元年度より看護師・准看護師を目指す方の申請が大きく増えている。

・給付金事業管理表にて、個人別の対象経費と支給額を見たところ、複数年で30万～140万円の受講費用に対し、要綱上の年額20万円の上限が適用された結果、全受講費用の3割～4割の支給に止まっていた。また、2～3年に渡り教育訓練を受ける者に対し、支給時期は講座終了した3年後となっていた。

・ここでハローワークが雇用保険の被保険者に対して実施する専門実践教育訓練給付金は、専門実践教育訓練（上限40万）・特定一般教育訓練（上限20万）・一般教育訓練（上限10万）と、資格ごとに年間上限金額が異なっているのに対し、福山市の要綱によると、専門実践・特定一般・一般の3種とも一律の上限20万円で設定されている。この結果、看護学校ほか専門職の授業料が年間50～70万円である実態において、対象経費の60%相当額と謳う制度でありながら、低い上限の適用により、受講料の半分以下しか支給されていない状況であった。

また、ハローワークの専門実践教育訓練給付金は、訓練期間に渡り、受講開始時に 50%、終了・雇用時に 20%が支給されるのに対し、福山市の要綱によると、「教育訓練の終了後」に支給申請することとされており、結果として受講開始から 2~3 年後に 3~4 割が支給される状況であった。

・ひとり親家庭に対する制度要件が雇用保険の被保険者より厳しいのは、国の要綱を基に実施している事業であり、国の要綱で年額上限 20 万円、支給時期は対象教育訓練を修了した後に支給申請して支給することとされているためであるが、国の要綱をベースに、市が把握する利用実態に合わせて支援する余地がないか検討することは可能と考えられる。

・なお、令和 4 年度から、国の制度見直しにより、上限額は年額 40 万円に引き上げられる予定である。

② ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業

・ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業は、福山市の要綱によると、児童扶養手当受給者等であるひとり親家庭の子どもであって、高等学校入学試験を受験し、高等学校へ進学を予定しており、継続して会場学習または家庭学習に取り組む意欲がある中学生となっている。

・国の要綱である「ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱」（令和 2 年 3 月 30 日）によると、対象者は“ひとり親家庭の子ども”とあり、中学生に限る旨の記載はない。国の同要綱において、子どもの生活・学習支援事業の実施方法として、“支援員は、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ子どもに対し懇切な生活支援や学習支援等に努めるとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じること”とされていることから、中学生よりも学習内容が高度化し、精神面でより成熟し不安やストレスも複雑化する高校生にも必要な事業と考えられる。

・近隣他市（広島市・岡山市・倉敷市）の実施状況を比較したところ、広島市・岡山市とも当該事業を実施しているが（倉敷市では実施なし）、対象は小学生~高校生と、高校生まで含んでおり、福山市よりも対象が広がっている。

・当該中学生向けの福山市の事業は、令和元年度までは定員 50 名だったところ、令和 2 年度から 140 名に拡大したものの、実際には新型コロナの影響もあり、111 名の利用となっており、委託事業者に対する委託費を途中で契約変更し、減額した経緯があった。

③ ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業及び母子・父子自立支援プログラム策定事業

・ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業は、平成 18 年から財団法人福山市母子寡婦福祉連合会へ委託していたところ、福山市母子寡婦福祉連合会が会員数の減少・高齢化などにより活動の継続が困難になったことから解散し、令和 3 年 4 月から一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会へ事業委託している。令和 2 年度までは福山市母子寡婦福祉連合会において、相談員 2 名が事業にあたっており、令和 3 年 4 月から委託先が一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会となった後は、相談員 2 名が事業にあっている。

・令和 2 年度の活動実績資料を閲覧したところ、求人数：1~3 件、求人紹介数：約 10 件、特別相談：1 件、母子自立支援プログラム策定件数：約 10 件となっており、担当者 2 名が

実施するには活動件数が少ない状況に見受けられた。

・活動件数が少ない理由は、ひとり親家庭等に対するサポートが充実してきており、対象者が自らインターネット等で情報を得やすくなっていること、ハローワークに設置されているマザーズコーナーに直接相談に行く人が多くなったことがあげられる。

④ ひとり親家庭等の施策の告知状況

・ひとり親家庭等の施策について、近隣市（広島市・岡山市・倉敷市）のホームページの情報と比較したところ、下記の情報は福山市のホームページに掲載されていなかった。

－自立支援教育訓練給付金事業の令和3年度の要件緩和について

－ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業

－母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の貸出条件

－母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度について、新型コロナに伴う支払猶予制度

－ひとり親家庭のしおり

・これらは、事業の対象者になるであろう児童扶養手当受給資格者に向けて配布や通知を行っているが、情報提供は、現に対象となる母集団のみでなく、潜在的な利用者も含めて広く行う必要がある。例えば離婚や配偶者の死別などでひとり親となった遠方に住む息子・娘を持つ福山在住の親、転職・転居を考えている他市在住のひとり親、福祉に関心のある学生・地域住民など、福山市の制度を広く周知することで、必要な人に支援が行き届きやすくなる。

・広島市や倉敷市のホームページでは、ひとり親家庭に対する施策・事業が一覧になっており、どのような事業があるのかが一目で分かるとともに、調べたい事業のページにすぐに遷移できる様式になっているが、福山市のホームページは、子育て支援サイトから対象者別のページに移り、さらに内容別の項目に分かれているため、事業の一覧性がなく、目当ての事業にたどり着きにくい仕様になっている。

・ひとり親家庭の施策には、県の事業や市の事業がそれぞれあるが、福山市の対象者が利用できる県の事業について、福山市から告知することはしていない（例えば、県事業の「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」）。ただし県の事業であっても、広島市・岡山市のホームページでは紹介されていた。県の事業であっても、福山市から利用可能な事業を紹介することは可能である。

⑤ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託について

・他市のホームページで、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を委託している市があった。福山市でも、債務名義の取得や連帯保証人の調査などの負担を抱えており、外部委託も検討したが、個人情報のセキュリティ面等で適当と考える業者がなく、断念された。

(3) 監査の結果及び意見

① 自立支援教育訓練給付金事業の給付金の計算方法について【意見】

自立支援教育訓練給付金事業は、ひとり親の自立に向けた教育訓練講座の受講料を支給する事業だが、支給額や支給時期について、厚労省のハローワークによる同様の制度と比

較すると厳しい条件となっている。国の要綱を基に行う事業であり、国庫負担 3/4 と負担率が比較的高く、市の負担は 1/4 と低い水準にある中で、令和元年度に看護師等の高度な専門資格を対象に加えた際に、対象資格や利用実態に見合った制度設計を市として検討してもよいのではないだろうか。ただし県の事業で、別途「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」があるため、こちらの利用を促すということであれば、県の事業ではあるが、市の「ひとり親家庭のしおり」やホームページにて紹介・告知することも検討されたい。

② ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業の対象者について【意見】

ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業は、国の要綱は“ひとり親家庭の子ども”を対象としているが、市の要綱は中学生に限定している。国による支援の考え方を参照すると、中学生よりも学習内容が高度化し、精神面でより成熟し不安やストレスも複雑化する高校生にも必要な事業と考えられること、近隣他市（広島市・岡山市）では高校生まで対象に含んでいること、福山市は令和 2 年度から中学生の定員を拡大したものの、新型コロナの影響もあり利用数が定員に満たなかったことから、福山市においても高校生まで対象を拡大することも検討してはどうだろうか。

③ ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業及び母子・父子自立支援プログラム策定事業の体制見直しについて【意見】

ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業は、一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会へ事業委託しており、相談員 2 名が事業にあたっているが、令和 2 年度の活動実績は新型コロナの影響もあろうが、10 数件と少なくなっている。対象者が自らインターネット等で情報を得やすくなったほか、ひとり親家庭へのサポートの充実によるものである。福山市にもひとり親家庭自立支援員が別途 3 名常駐しているため、体制の見直しを検討する時期ではないだろうか。

④ ひとり親家庭等の施策の告知の見直しについて【意見】

ひとり親家庭等の施策について、近隣他市（広島市・岡山市・倉敷市）と比較して、ホームページに掲載されていない情報が散見された。福山市は、事業の対象者になるであろう児童扶養手当受給資格者に向けて配布や通知を行っているが、ホームページ上で広く告知することで、事業の潜在的な利用者も含めて、必要な人に支援が行き届きやすくなる。当該事業を利用しようとする者も、事前に容易に基礎情報を得られることで、市に問い合わせる際の心理的なハードルが下がったり、市からの制度説明もよりスムーズにいくなど、利便性が高まると考えられる。また、現状の福山市のホームページでは、ひとり親家庭に対する施策・事業が他市のように一覧になっておらず、目当ての事業にたどり着きにくい仕様になっている。紙ベースの「ひとり親家庭のしおり」は 25 ページにも及ぶことから、他市を参考に、ホームページでの事業の検索性を上げることも必要ではないだろうか。さらに福山市の対象者が利用できる県の事業が紹介されていないため、ホームページや「ひとり親家庭のしおり」で県の事業を紹介することも検討されたい。

⑤ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託について【意見】

他市では、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を委託しており、福山市も外部委託を検討したが、個人情報のセキュリティ面等の理由から断念した。

福山市の統ルールとしてのセキュリティルールを遵守することも大事だが、専門的な外部業者に委託することで、市の業務負担を減らし、効果的・効率的に事業を行うことが可能になるため、セキュリティ確保と事業の効果・効率化の両立を図りながら、継続的にセキュリティルールの柔軟な見直しも検討されたい。

2-1-8. 母子生活支援施設

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	42,377	38,725	37,296
	決算額	28,155	27,564	35,659
財源 内訳	国庫支出金	16,444	11,034	16,664
	その他	168	36	15
	一般財源	11,543	16,494	18,980

② 目的・内容

- ・配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子とその者の監護すべき児童を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために支援を行う。
- ・自立が困難な状況にある母子について、母子生活支援施設において保護し、入所中には自立に向けた支援を行うとともに、退所した者について相談その他の援助を行う。
- ・DV 避難の必要がある母子については、他市・他県の母子生活支援施設に措置入所させ、施設に対して措置委託料を支払う。

③ 対象

- ・保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合

④ 背景・経過

- ・昭和 22 年に福山市母子寮（「久松寮」）を開設、昭和 28 年に当時の松永市が「松永母子寮」（その後「松永寮」）を開設。平成 23 年に「松永寮」休止、平成 26 年に「松永寮」廃止。令和 3 年 4 月に「久松寮」廃止。

(2) 検討内容

- ・昭和 22 年に開設された久松寮は、施設の老朽化と入所者の減少に伴い、令和 2 年度末

をもって廃止された。現在は、DV 被害者を他市の母子生活支援施設に広域措置するとともに、DV 被害者を除く住居の確保が困難な母子について、住居の確保等ができるまでの間の一時的な利用として、令和 3 年度より「母子緊急一時宿泊施設確保事業」が開始されている。

- ・現状の母子生活支援施設費の主な対象者は DV 被害者であり、久松寮の廃止に伴い令和 3 年度から開始された「母子緊急一時宿泊施設確保事業」では支援できないような場合がある。DV 被害者で施設入所が必要な場合、外部からの侵入を拒むことができる高度なセキュリティ対策のある施設が必要となり、また加害者からの追跡を避けるために市外の母子生活支援施設への広域入所を行っている。

- ・DV の担当課は青少年・女性活躍推進課であり、DV 被害者の自立支援の過程で、選択肢の一つとして母子生活支援施設への入所措置となった場合に、母子生活支援施設を所管するネウボラ推進課と青少年・女性活躍推進課が連携して当該母子を市外の母子生活施設に入所させ、措置費をネウボラ推進課が負担している。当該母子への対応や自立支援計画等の作成は、入所措置先の母子生活支援施設の自立支援員が中心となって支援し、必要に応じて専門の相談員を有する青少年・女性活躍推進課が連携する。

(3) 監査の結果及び意見

① 費用負担部門の適切性について【意見】

DV 被害者である母子について、母子生活支援施設への入所を決定するのも、入所後も必要に応じて母子生活支援施設の自立支援員と連携して対応するのも、DV を担当する青少年・女性活躍推進課である。ネウボラ推進課は、過去から母子生活支援施設に関する事業を所管するが、福山市の母子生活支援施設であった久松寮は令和 2 年度末をもって廃止され、現在は入居可能な市外の母子生活支援施設の調査や、入所のための連絡調整業務を担いつつ、施設費を負担している。施設費が発生するまでの措置判断や、退所・自立に向けた支援について、主に関与するのは青少年・女性活躍推進課であることから、当該施設費の発生から終了までの責任を有するのは青少年・女性活躍推進課であるといえるが、ネウボラ推進課が施設費を負担しており、費用の責任部門と費用負担部門が明確に整合しない状況となっている。

福山市が保有する母子生活支援施設に関する事業の所管がネウボラ推進課であったため、母子生活支援施設に関する費用として他市の母子生活支援施設費も含めてネウボラ推進課の負担となったことが考えられるが、すでに福山市の施設は廃止されており、現状の DV 被害者に係る他市の母子生活支援施設費はネウボラ推進課にとって管理可能な費用ではない。費用の責任部門と費用負担部門は明確に整合させた方が費用管理上望ましいため、費用負担部門について再度検討するべきではないだろうか。

2-1-9. 児童虐待の防止

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
事業費	予算額	13,152	16,494	15,926	97,199
	決算額	12,773	16,299	15,274	—
財源 内訳	国庫支出金	6,030	7,173	6,988	14,211
	県支出金	213	1,213	507	516
	一般財源	6,530	7,913	7,779	82,472

・令和 3 年 4 月より、子ども家庭総合支援拠点の機能が設置されている。

② 目的・内容

【令和 2 年まで】

児童虐待防止等ネットワーク内の関係機関との情報共有・連携強化や、市民への啓発活動などにより、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

【令和 3 年以降】

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う。さらに要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関との協働による要保護児童等への支援の展開を図る。

③ 対象

市内に居住する支援が必要な子どもとその家庭及び妊産婦

④ 背景・経過

・平成 17 年に福山市要綱により「福山市児童虐待防止ネットワーク」を設置、平成 20 年に要保護児童対策地域協議会へ移行、平成 23 年度の児童虐待防止支援員 2 名から令和 2 年度の家庭児童相談員 5 名まで体制拡充してきた。

・平成 28 年の児童福祉法等改正により、市町村に子ども等に対する必要な支援を行うための機能と専門職員を置いた「拠点」を整備することが努力義務とされ、国が令和 4 年度までに全市町村の配置を目指す中、福山市では令和 3 年 4 月より子ども家庭総合支援拠点の機能を設置した。

(2) 検討内容

・厚労省の設置運営要綱（「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱 令和 3 年 4 月 15 日）によると、子ども家庭総合支援拠点の機能は、児童人口規模に応じて、小規模型（A 型・B 型・C 型）・中規模型・大規模型の 5 類型に区分されている。大規模型は児童人

口概ね 7.2 万人以上（人口約 45 万人以上）で定められている。福山市は児童数約 7 万人強、人口は約 46 万人（令和 3 年 3 月現在）のため、大規模型のボーダーライン付近に位置する。

表 2-1-9-1. 【子ども家庭総合支援拠点の類型】

類型	児童人口規模	他市の設置状況（一部）
小規模型 (A・B・C)	児童人口～2.7 万人 (人口 ～17 万人)	山口県岩国市、岡山県津山市、鳥取県倉吉市ほか
中規模型	児童人口～7.2 万人 (人口 ～45 万人)	東広島市、島根県松江市、鳥取県鳥取市、香川県高松市ほか
大規模型	児童人口 7.2 万人～ (人口 45 万人～)	福山市 、千葉県船橋市、愛知県豊田市、兵庫県姫路市、岡山県倉敷市、大分県大分市ほか

・大規模型の場合、子ども家庭支援員 5 名、心理担当支援員 2 名、虐待対応専門員 4 名の設置が求められるところ、福山市では県への派遣・県からの派遣を仰ぎながら必要な体制を整備している。

表 2-1-9-2. 【要綱上の配置基準と福山市の配置状況】

	大規模型	設置運営要綱	福山市
拠点機能	子ども家庭支援員	常時 5 名 (1 名非常勤可)	常勤 5 名
	心理担当支援員	常時 2 名 (非常勤可)	常勤 2 名
	虐待対応専門員	常時 4 名 (非常勤可)	常時 4 名 (常勤 1 名・非常勤 8 名)
	計	常時 11 名以上	16 名 (常時換算 11 名)
その他			9 名 (常勤 5 名・非常勤 4 名)
合計			25 名 (常勤 13 名・非常勤 12 名)

ただし、福山市の虐待対応専門員は、1 日 7 時間 45 分の配置基準に対し、市内 4 つのブロックごとに 1 日 6 時間の会計年度任用職員 2 名ずつとしているが、ブロックによっては対応件数が少ないため、より柔軟なローテーションを検討する余地があると考えられる。また総合支援担当全体の人数 25 名には、子ども健全育成支援事業担当 5 名を含むが、大規模型の要綱で求められる 11 名と比較すると多い印象を受ける。

・福山市に対する児童虐待通告件数は、直近 5 年で増加傾向にあったものの、令和 3 年度上半期時点において増加傾向はいったん収まっている状況にある。

表 2-1-9-3. 【福山市の児童虐待通告件数】

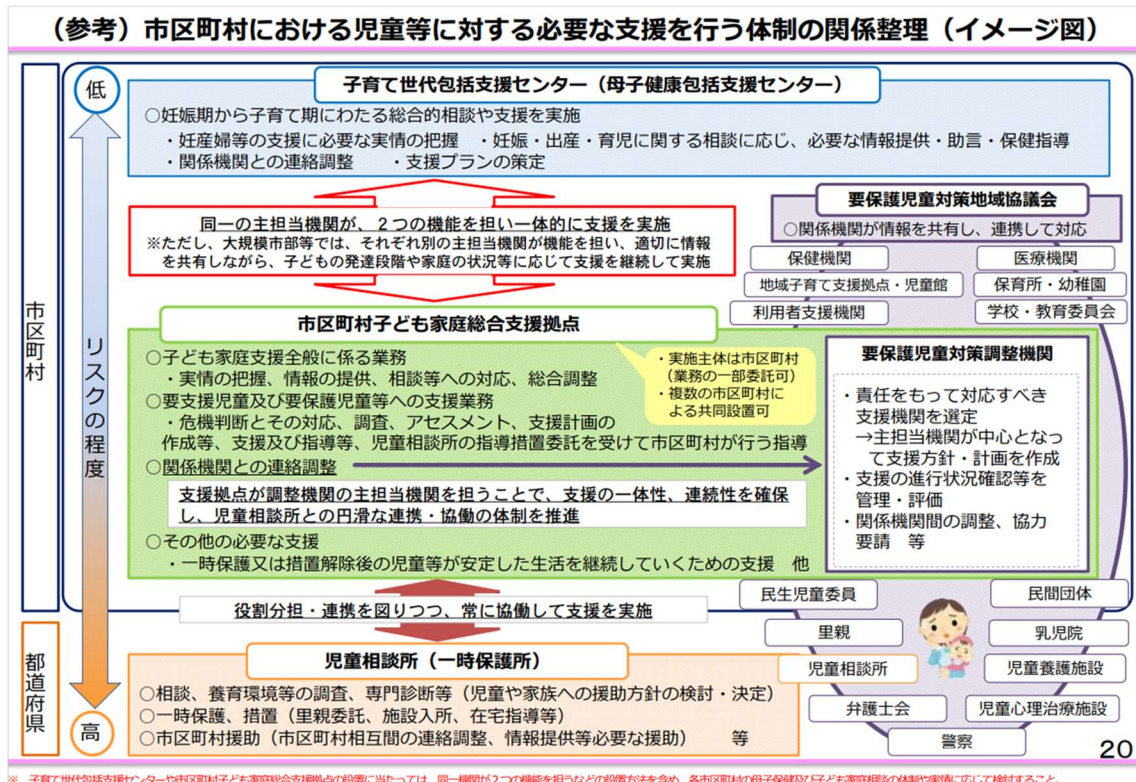
年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 上期 (速報値)
件 数	362	340	337	352	396	470	565	754	338

・子ども家庭総合支援拠点事業は、市の実態を踏まえた制度設計と相談・ソーシャルワーク機能の向上、一定の財政負担が求められる難易度の高い事業であるが、福山市は補助金

要件を満たす大規模型の拠点を近隣他市よりも比較的早期に立ち上げ、事業開始に結び付けている。

・厚労省の通知である「市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理」資料によると、「同一の主担当機関が子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の2つの機能を担い一体的に支援を実施すること」（以下、「前者」）を推奨しつつ、「大規模都市等ではそれぞれ別の主担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施する」（以下、「後者」）との記載がある（下図 2-1-9 参照）。福山市は、子ども家庭総合支援拠点の機能を担う「総合支援担当」と、子育て世代包括支援センター（ネウボラ相談窓口「あのね」）の機能を統括する「子ども家庭・あのね担当」をそれぞれネウボラ推進課内の別の係として設置した上で、日常的な連携を行うこととしており、組織管理体制は「前者」を取りつつ、人員配置は大規模都市等の「後者」を採用するという「前者」と「後者」の中間形態となっている。なお、小規模都市においては、地域の少子化から高齢者への対応を重視せざるを得ず、支援拠点の人員配置基準を満たすことが難しい点、児童虐待件数が少なく、児童虐待担当を専任で設置する必要がない点、財源確保が難しい点等から、整備が進まない状況もみられている（厚労省 子ども・子育て支援推進調査研究事業における調査研究 令和2年3月）。

図 2-1-9.厚労省 HP「市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理」



・福山市では、ブロック（地域）制を採用し、4ブロックに分けて支援業務を実施している。直近の子ども家庭総合支援拠点の機能における子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員の計16名の活動実績資料（令和3年4月～9月）によると、ブロックご

との各担当者は、家庭、保育所、学校、保健所、東部こども家庭センター（児童相談所）といった関係場所の訪問や、来訪者の面接を実施している。担当するブロックや担当職務により担当者の訪問回数は異なっており、担当者一人の月当たりの訪問件数は3件～10件となっていた。人口の多い中心部は多く、その他は少ない傾向にある。子ども家庭総合支援拠点機能を設置する前の令和2年度までは、専門的な対応は県の機関である東部こども家庭センターが担う一方で、市の家庭児童相談員4名は関係機関との電話を中心とした連携や調査活動を実施しており、一人の月当たりの対応件数は9件～15件であった。令和3年度からは、子どもや保護者への面接による調査や支援、家族間調整、各種福祉サービス利用のための調整、関係機関との会議運営等のソーシャルワーク活動を担うことになり、1件当たりの業務内容や業務量が増加したものの、対応する人数は約4倍に増えており、一人当たりの対応件数は減少した。なお、療育手帳の取得につながる判定や親子再統合などの高度な心理療法を用いる支援は、県の機関である東部こども家庭センターが対応するため、福山市の子ども家庭総合支援拠点は、在宅を中心にした案件の中でソーシャルワーク業務を担うことになる。

・福山市では令和3年度から、厚労省が定める設置運営基準を満たす拠点を整備した。国が示す支援拠点を設置・明確化し、宣言することで、業務内容が市庁内に周知され、関係課からの情報収集がしやすくなる、地域住民の認知度が高まり、虐待予防効果が上がる、という好循環の効果が期待できる。

・一方で、厚労省の設置運営基準は、児童人口規模に応じて大きく3類型に区分した上で最低限の配置人員を定めているものである。例えば、他の母子保健関連事業に関する国の要綱では、人口を数万人ごとのメッシュで7区分に分けて細かく補助金区分を設けているところ、当事業では比較的ざっくりした3類型となっている。このことから、厚労省が子ども家庭総合支援拠点機能の体制について大まかな3類型として設計した意図は、人数規模のみで類型を当てはめるのではなく、自治体の現状の体制を踏まえて柔軟に設計することを促しているのではないかと考えられる。厚労省が描く体制図において、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点は同一の機関が2つの機能を担うことを推奨しているところ、福山市にはすでに充実した拠点数と人員数を確保した子育て世代包括支援センター（職員22名）や学区担当保健師による母子保健事業（職員56名）の体制があるが、母子保健型の「あのね」（4か所）に追加して基本型の「あのね」（8か所）を、子育て世代包括支援センターに加えて子ども家庭総合支援拠点事業を設置するなど、既存の仕組みを評価した上で強化策を描くというよりは、新しい仕組みを再度フルラインナップで構築する傾向が見られる。母子保健の事業も子育て支援の事業も、「切れ目のない支援」がキーワードとなっており、追加で整備することで隙間なく対応できるものの、引き替えに多大な固定費としての人件費負担が必要となっている（ネウボラ相談22名、学区担当保健師56名、総合支援担当25名（非常勤を含む）。子育て世代包括支援センターとは別に機関設置することなく、母子保健担当の既存の機能を再評価して拡充し、一体的に運営する自治体や、設置運営要綱の基準を満たさない形、補助金の交付を受けない形で整備した自治体も見られる。国の設置運営要綱の基準を満たして得られる補助金は、任用職員（非常勤職員）の人件費の1/2であるため、当事業に係る事業費の10数%が補助金で賄われ、さらに標準団体（人口10万人）当たり2名の人件費が交付税措置の対象となるが、それ

でも市の固定費となる人件費負担は重い。設置運営要綱の基準にこだわらず、より実態に合った柔軟な体制規模を目指していくことも考えられる。

(3) 監査の結果及び意見

① 子ども家庭総合支援拠点の実施体制の継続的な見直しについて【意見】

令和3年度から児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために「子ども家庭総合支援拠点」の機能を大規模型としてネウボラ推進課に設置した（拠点機能として16名、総合支援担当全体で25名）。人口規模が中規模型と大規模型のボーダーライン上に位置する福山市の児童人口・人口規模、現状の虐待通告件数、他市の整備状況、福山市の当上期における専門職員による活動件数の実態、市が抱える財政負担規模を踏まえると、大規模型以上の体制が継続的に必要か、議論の余地があると考え。国が示す指針によると、子育て支援施策は母子健康包括支援センターの機能を活かしながら、利用者支援事業（ネウボラ相談）や子ども家庭総合支援拠点事業を整備する枠組みも示されており、福山市よりも規模の小さい自治体においては、既存の仕組みを活かしながら限りある財源や人材をどのようにして有効活用するか、保健・福祉・教育の関係を含めて組織や所掌を見直しながら独自の対応を行う好事例が調査研究として公式に発表されている。福山市は、新しい拠点機能を設置・明確化し、宣言することで、取組の認知度が高まり、よい効果が上がってきていると考えられるが、今後は一度整備した仕組みや以前からの体制を見直し、より効果的・効率的な体制にシフトしていく視点も必要ではないだろうか。

厚労省の設置運営要綱の基準にこだわらず、児童虐待通告数、職員ごとの活動実績件数の推移を注視しながら、ネウボラ相談による一般層へのアプローチ、学区担当保健師による中間層へのアプローチ、子ども家庭総合支援拠点による要介入支援層へのアプローチが重層的に機能するよう、より実態に合った柔軟な体制規模を目指す取組が必要と考える。

2-1-10. 子ども医療費の助成

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業費	予算額	718,212	1,505,507	1,353,676
	決算額	645,786	1,165,908	1,008,115
財源 内訳	県支出金	331,654	311,248	240,210
	一般財源	314,132	854,660	767,905

- ・上記に加え、人件費（正職員2名）がある。
- ・上表の事業費は扶助費のみであり、扶助費以外に役務費35,242千円（主に保険診療機関に対する審査事務手数料）がある。

② 目的・内容

子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、健やかな育成を図る。

- ・保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成する。
- ・1医療機関につき1日あたり500円の自己負担(月に入院は14日、通院は4日を限度)。

③ 対象

- ・令和元年4月から、入院通院ともに0歳児～中学3年生(生計中心者の所得制限あり)

④ 背景・経過

- ・昭和48年の事業開始時は0歳児を対象としていたが、平成7年に3歳児まで(3歳児は入院のみ)、平成15年に就学前まで(3歳～就学前は入院のみ)、平成16年に小学3年生まで(就学後は入院のみ)、平成17年に小学6年生まで(就学後は入院のみ)、令和元年に中学3年生まで、と段階的に助成対象を拡大してきた。
- ・県から、就学前の子ども医療に係る扶助費と役務費の1/2が補助されるが、就学後～中学3年生までの子ども医療に係る扶助費と役務費は全額が市の負担となる。

(2) 検討内容

- ・令和元年度より中学生まで助成対象を拡大したため、市の負担は増している。ただし令和2年度は新型コロナ発生により、診療報酬上の臨時的な扱いとして、感染対策実施加算があり平均給付単価は上昇したものの、受診控えの影響等から給付件数が減少した結果、助成費の負担額は減少した。

- ・近隣市では、広島市の通院は小学3年生まで助成(自己負担は500円～所得に応じ1,500円。令和4年1月から小学6年生まで拡大)、岡山市は小学生まで助成(自己負担1割)、倉敷市の通院は小学生まで助成(自己負担なし)となっており、対象児童の範囲や負担金の在り方は様々となっている。なお、保護者の所得額が一定金額以上の子どもに対し、自己負担額を引き上げるといった市も見られた。他市では段階的に助成対象を拡大したり、自己負担額を少しずつ引き上げたりする傾向にあるところ、福山市は令和元年度の対象年齢の引き上げによるインパクトが大きく、その前年の平成30年の財政負担額から令和2年度の負担額は約2.7倍へと急激に拡大した。

- ・平成29年当時の「市区町村における乳幼児等医療費援助の実施状況」(厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ)によると、約1,700に上る市町村全体では15歳や18歳まで助成する市町村が大半であり、当時、通院を就学前までとしていた福山市は少数派だった。しかし、近隣の広島市と岡山市、及び中核市62市のうち福山市と人口が近い10市(表2-1-1-3、表2-1-2-3と同様の12市)で比較すると、小学生までとする市が6市、中学生までとする市が6市と拮抗しており、必ずしも中学生までが主流という状況ではなかった。

- ・助成対象を小学生までとしている近隣3市と比較すると、中学生までとする福山市は対象年齢が広い。また一定額以上の所得層に一部負担金の増額を求める広島市や、小学生について1割負担を求める岡山市と比較すると、一律500円負担・一律上限2,000円の福山市の一部負担金や所得制限の考え方はシンプルな設計で手厚い給付となっている一方で、財政負担は高いものとなっている。

- ・市民からは一部負担金や所得制限の撤廃を求める要望があるが、令和元年度から令和2年度にかけての給付件数の減少を見ると、本当に必要な受診が控えられていないかの懸念

がある一方で、不要不急な受診が抑制された面もあろうと考えられ、一部負担金や所得制限には一定の合理性があるといえる。今後とも財政負担と対象年齢・一部負担金・所得制限の在り方について、制度の継続的な検討が必要と考える。

(3) 監査の結果及び意見

① 財政負担と制度の在り方について【意見】

子ども医療費の助成対象を小学生までとしている近隣市（広島市・岡山市・倉敷市）と比較すると、中学生までとする福山市は、対象年齢が幅広く、また一部負担金はシンプルで手厚い給付となっている反面、財政負担が重くなっている。今後とも財政負担と対象年齢・一部負担金・所得制限の在り方について、制度の継続的な検討が必要と考える。

2-1-11. ひとり親家庭等医療費の助成

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	213,320	203,630	186,360
	決算額	193,093	185,293	167,597
財源 内訳	県支出金	102,599	95,408	85,747
	一般財源	90,494	89,885	81,850

- ・上記に加え、人件費（正職員 1 名）がある。
- ・上表の事業費は扶助費のみであり、扶助費以外に役務費 4,626 千円（主に保険診療機関に対する審査事務手数料）がある。

② 目的・内容

ひとり親家庭等の保健の向上と生活の安定を図る。

- ・保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成する。
- ・1 医療機関につき 1 日あたり 500 円の自己負担（月に入院・通院とも 4 日を限度）。

③ 対象

・18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を現に扶養している配偶者のいない人とその児童、父母のいない児童（所得制限あり）。

④ 背景・経過

・昭和 53 年の事業開始時は中学 3 年生までを対象としていたが、昭和 54 年に 18 歳年度末までを対象を拡大し、平成 18 年から一部負担金を導入するなど、事業の拡大・整理がなされてきた。

- ・県から、ひとり親家庭等の医療に係る扶助費と役務費の 1/2 が補助される。

(2) 検討内容

・近隣市では、広島市は 18 歳年度末まで（自己負担なし）、岡山市は 18 歳未満（自己負担 1 割・負担上限あり）、倉敷市は 18 歳未満（自己負担 1 割・負担上限あり）となっており、自己負担の在り方は様々である。自己負担なしとする広島市と、1 割の自己負担を求める岡山市・倉敷市に対し、福山市は自己負担 500 円（月に入院・通院とも 4 日を限度）であり、給付の手厚さは中間点に位置するといえる。また子ども医療の制度とのバランスをとった制度設計となっているともいえる一方で、ひとり親家庭の医療費は、子ども医療とは異なり、子どもだけでなく保護者である扶養者も対象となるため、医療費の 3 割から 500 円を除いた金額が市の負担額となり、負担額は大きい。子ども医療と同様に、今後とも財政負担と対象年齢・一部負担金・所得制限の在り方について、制度の継続的な検討が必要と考える。

(3) 監査の結果及び意見

① 財政負担と制度の在り方について【意見】

ひとり親家庭の医療費について、近隣市（広島市・岡山市・倉敷市）と比較すると、自己負担なしとする広島市よりは財政負担が少ないものの、自己負担を 1 割とする岡山市・倉敷市よりは手厚い給付となっており、財政負担が重くなっている。今後とも財政負担と対象年齢・一部負担金・所得制限の在り方について、制度の継続的な検討が必要と考える。

2-1-12. 児童手当

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	臨時給付 令和 2 年度
事業費	予算額	8,207,000	8,053,200	7,906,000	661,435
	決算額	8,191,175	8,027,265	7,861,015	631,130
財 源 内 訳	国庫支出金	5,739,245	5,595,689	5,477,611	631,130
	県支出金	1,240,434	1,214,178	1,191,337	—
	一般財源	1,211,496	1,217,398	1,192,067	—
児 童 数		61,769 人	60,772 人	59,714 人	63,133 人

- ・上記に加え、人件費（正職員 4 名）がある。
- ・上記に加え、令和 2 年度の臨時給付について、役務費 6 百万円、委託料 3 百万円あり。

② 目的・内容

・児童を養育する家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

- ・児童手当：0～3歳未満 15,000円
 3～小学生 第1子・2子 10,000円、第3子以降 15,000円
 中学生 10,000円
- ・特例給付 児童1人につき5,000円

【令和2年度臨時給付】

- ・児童手当を受給する世帯(所得制限あり)に対し対象児童1人当たり1万円を支給する。

③ 対象

- ・中学校修了前の児童を養育している人で、生計の中心者

【令和2年度臨時給付】

- ・令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している者(所得制限あり)

④ 背景・経過

- ・昭和47年より開始された。
- ・令和2年において、令和2年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う臨時特別給付金事業を実施した。

(2) 検討内容

- ・令和2年は、新型コロナの影響を鑑み、国庫事業として子育て世帯に対して児童1人あたり1万円が給付された。また児童手当ではないが、同様に新型コロナの影響を踏まえ、福山市の新型コロナ地方創成臨時交付金を活用して、令和2年4月28日以降に生まれた子どもを対象に、出生時特別定額給付金として、一律10万円が支給された。いずれも国庫支出金から負担金と事務費が拠出された事業である。
- ・上記2事業の臨時給付に関して、福祉総合システムの開発業者に対するシステム改修費が発生している。コロナ関連給付以外にも、児童手当のデータレイアウト改訂等があり、合計6百万円の委託費が発生している。国庫負担となるため市の負担はないものの、臨時の給付や臨時の改訂がある度に、全国の市区町村でこのようなシステム改修費が多額に発生しているとすれば、効果的・効率的な事業遂行がなされているとはいづらい面があり、今後の全国共通システムなどの取組に期待したい。

2-1-13. 児童扶養手当

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 2 年度 臨時給付
事業費	予算額	2,225,660	2,683,983	2,072,606	1,119,000
	決算額	2,136,229	2,663,904	2,046,578	922,820
財源 内訳	国庫支出金	710,043	892,499	695,207	922,820
	一般財源	1,426,186	1,771,405	1,351,371	—
対 象 者 数		4,342 人	6,526 人	4,250 人	9,336 人

- ・上記に加え、人件費（正職員 3 名、任用職員 4 名）がある。
- ・上記に加え、令和 2 年度の臨時給付について、役務費 6 百万円、委託料 3 百万円あり。

② 目的・内容

・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の推進を図ることを目的とする。

- ・児童 1 人目：全部支給 43,160 円、一部支給 43,150～10,180 円、全部停止 0
児童 2 人目加算：全部支給 10,190 円、一部支給 10,180～5,100 円、全部停止 0
児童 3 人目以降加算：全部支給 6,110 円、一部支給 6,100～3,060 円、全部停止 0

【令和 2 年度臨時給付】ひとり親家庭緊急応援金給付事業

・新型コロナウイルス感染症の拡大による、外出自粛要請等に伴って、ひとり親家庭等の心身又は資産に加えられた損害について見舞い、生活を支援することを目的に応援金を給付するもの（1 世帯当たり 3 万円）

【令和 2 年度臨時給付】ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯について、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため給付金を給付するもの（基本：1 世帯当たり 5 万円、第 2 子以降 1 人につき 3 万円、追加：1 世帯当たり 5 万円）

③ 対象

- ・（対象となる人）父母の離婚、父又は母の死亡・拘禁・遺棄、未婚などにより、父又は母のいない児童及び父又は母が一定の障がいの状態にある児童を養育している人
- ・（対象となる児童）18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（一定の障がいの状態にある児童は 20 歳未満）

【令和 2 年度臨時給付】ひとり親家庭緊急応援金給付事業

以下のいずれかに該当する世帯

- ・令和 2 年 4 月 1 日時点の児童扶養手当受給者（全部支給停止は除く）
- ・令和 2 年 3 月中に資格喪失となった児童扶養手当受給者（全部支給停止は除く）

【令和 2 年度臨時給付】ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業

＜基本給付・再支給＞

- (1) 令和 2 年 6 月分の児童扶養手当受給者
 - (2) 公的年金等を受けていることにより、令和 2 年 6 月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者
- ※(1)は申請不要。(2)及び(3)は申請が必要。

＜追加給付＞

上記(1)及び(2)の対象者のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したとの申出があった者

④ 背景・経過

- ・昭和 37 年に児童扶養手当法が施行。
- ・令和元年度以降、児童扶養手当の支給回数を年 3 回から年 6 回（奇数月）に変更（令和元年度のみ年 5 回）
- ・令和 3 年 3 月分の手当から障害年金等受給者の手当額算定方法が見直された。併給調整の対象が子の加算分のみとなる。所得制限を算定する際の所得に非課税公的年金等給付を含めることとなる。

(2) 検討内容

- ・令和 2 年は、新型コロナの影響を鑑み、国庫事業として、ひとり親世帯のうち基本給付・追加給付・再支給の対象となる世帯にそれぞれ 5 万円ずつの合計 15 万円が給付された。また福山市の新型コロナ地方創成臨時交付金を活用して、一律 3 万円が支給された。いずれも国庫支出金から負担金と事務費が拠出された事業である。
- ・上記 2 事業の臨時給付に関して、福祉総合システムの開発業者に対するシステム改修費が発生している。コロナ関連給付以外にも、児童扶養手当と障害年金等の併給調整の見直し改訂等があり、合計 5 百万円の委託費が発生している。国庫負担となるため市の負担はないものの、臨時の給付や臨時の改訂がある度に、全国の市区町村でこのようなシステム改修費が多額に発生しているとすれば、効果的・効率的な事業遂行がなされているとは言いつらい面があり、今後の全国共通システムなどの取組に期待したい。

2-1-14. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	8,608	9,520	10,211
	決算額	8,175	8,069	8,862
財源 内訳	国庫支出金	1,453	1,453	1,453
	県支出金	1,453	1,453	1,453
	一般財源	5,269	5,163	5,956
児 童 数		1,489 人	1,852 人	2,379 人

② 目的・内容

- ・子育て家庭が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を充実させる。会員相互の育児に関する援助活動を実施することにより、児童の福祉増進及び児童福祉の向上を図る。
- ・子育てを応援してほしい人（依頼会員）と子育てを応援したい人（協力会員）の確保に努め、地域で子育てを助け合う活動を実施する。

③ 対象

- ・福山市在住の住民
- ・預かりは、育児の援助を必要とする小学校 6 年生までの児童とする。

④ 背景・経過

- ・平成 10 年度から勤労者育児支援事業として開始。平成 27 年度より「子ども・子育て支援新制度」の「地域子ども・子育て支援事業」の一部事業に位置付けられる。平成 26 年度より、会員の退会と継続についての調査を行い、登録者数の実態管理を行っている。
- ・平成 29 年度より「福山ネウボラ」が開始し、子育て世代包括支援センターとの連携を図りながら事業を行う。
- ・平成 30 年度、実施要項の改定に伴い、預かり場所について協力会員の自宅のみでなく依頼会員宅に保護者がいれば可能、また地域子育て支援拠点事業所などでも両者の合意のもと可能となった。
- ・令和元年度、未来づくりビジョンにおける「子育て支援の充実と少子化対策」として、転入者を対象に「利用者負担軽減事業」を実施したが、条件を満たす対象者が少なく、今後も大幅な増加は見込めないため廃止する。引き続き、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、利用を促進しながら子育て支援の充実を図る。
- ・令和 3 年 7 月より、子育て応援センター「キッズコム」「えほんの国」で 2 時間までの預かり開始。

(2) 検討内容

・令和2年度において、依頼会員（利用希望のある登録者）約700名に対し、利用会員（実際の利用者）は77名（約10%）である。また令和3年度の期中において、依頼会員数は令和2年度から50名弱増加しているが、利用会員数や援助会員数（実際の援助者）は大きく増加していない。福山市で依頼者と援助者のマッチングを年間100件実施していても、実際の利用に至っていないことが考えられる。

表 2-1-14-1. 【登録会員数】

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
依頼会員	623	593	616	648	676	694	740
協力会員	161	159	161	169	167	161	163
両方会員	85	75	73	71	75	65	75

表 2-1-14-2. 【利用会員数】

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
利用会員	57	63	62	78	89	77	85
援助会員	35	35	41	43	49	48	51

表 2-1-14-3. 【活動件数】

(単位：件，時間)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活動件数	1,704	1,735	1,641	1,489	1,852	2,379	1,625
活動時間	2,221	2,059	1,948	2,069	2,817	3,153	2,292

※R3年度は、10月末時点の数値

福山市ファミリー・サポート・センター事業 会員数・活動件数推移

・今後のためにとりあえず入会しておく人、いざというときにすぐ利用できる状況まで済ませておきたいと希望する依頼会員など、実際の利用に至らないケースもある。直近の利用件数が増加しているのは、新型コロナの影響で1日5～6時間の在宅勤務をする家庭が週2～3回の継続利用をされるため、利用件数が増加している。

・とはいえ、ここまで依頼会員数や活動件数が急激に増加傾向にある中で、依頼の意思を持った者が実際の利用に至らない理由について、不要だったからと理解するのではなく、実態調査が必要なのではないだろうか。依頼会員の数は協力会員の4倍以上であり、保護者の自宅や職場の近くで、ニーズに応じてくれる協力会員を何人も紹介してもらえる状況は想定されない。市の介入により依頼者と支援者をマッチングしたものの、双方の間で詳細なやり取りをする中で、利用方法や利用日時のアンマッチがあり、利用を見送った会員

もいるのではないだろうか。マッチングをしたものの、実際の利用がない理由など、会員の状況に関する定期的な調査はなされていない。また利用者の在宅勤務時の長時間利用が継続的にあるなど、援助会員の負担が増していることも考えられる。

(3) 監査の結果及び意見

① 未利用理由の調査、実態調査の必要性について【意見】

子育てを応援してほしい人（依頼会員）と子育てを応援したい人（協力会員）を福山市が介入して紹介する事業において、依頼会員数や活動件数が増加傾向にある中で、利用会員数（実際の利用者）や援助会員数（実際の援助者）はあまり増えていない。コロナ禍で急な休園・休校が発生したり、分散登校があったり、勤労者にとって不都合な予測のつかない事態が多く発生した令和2年度以降において、子育てを応援したい者と支援を必要とする者を仲介し、市民で助け合うという本制度の重要性は高まっていると考えられる。依頼の意思を持った者が実際の利用に至らない理由や、負担が増しているかもしれない援助者の状況等について、継続的に実態調査を行い、依頼者・利用者・援助者双方の意見を聞きながら、よりよい制度になるような取組が必要と考える。

2-1-15. 子育て応援プレゼント事業

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
事業費	予算額	48,240	19,254	18,818	8,750
	決算額	40,115	12,776	—	—
財 源 内 訳	国庫支出金	—	—	—	4,375
	県支出金	31,609	12,776	—	—
	一般財源	8,506	—	—	4,375
あのね BOX 配布数		3,785 人	3,395 人	0 人	0 人
来所プレゼント配布数		2,458 人	1,545 人	0 人	1,750 人

・上記に加え、人件費（正職員 2 名）がある。

・令和 3 年度の来所プレゼント配布数は見込み数値である（令和 4 年 1 月現在：1,095 人）。

② 目的・内容

・妊娠 32 週以降の妊婦にネウボラ相談窓口「あのね」への来所の動機付けを行うため、来所プレゼントを配布し、産前面談により妊婦の不安解消を行うとともに、切れ目のない状況把握及び支援に繋げる。

※令和 3 年度からコロナの影響で里帰り時期が早まっている状況があるため、28 週以降に変更

③ 対象

- ・妊娠 32 週以降の妊婦（令和 3 年度より妊娠 28 週以降の妊婦）
- ・内容：育児用品等（スタイ（よだれかけ）、おむつ、おしりふき等）、絵本等
- ・予算：1 件当たり 5,000 円

④ 背景・経過

- ・平成 29 年度、コンタクトタイミングである乳児期後期の面談率を上げるため、8・9 か月の赤ちゃん健康相談にて「あのねギフト」を配布。
- ・平成 30 年 6 月～妊娠後期の面談率を上げるため、「来所プレゼント」を配布。また出産のお祝いを込めて「あのね BOX」を配布。
- ・平成 30 年度、8・9 か月の赤ちゃん健康相談の来所案内を郵送し、「あのねギフト」を配布していたが、来所者数 60%であった。アンケートを取ったところ、プレゼント希望ではなく健康相談を希望している人がほとんどであったため、平成 30 年度出生の子で「あのねギフト」配布終了とした。

(2) 検討内容

- ・平成 30 年度は、乳児健康相談の参加者（@4,000 円）、利用者支援事業（ネウボラ相談窓口「あのね」の利用者（@3,000 円）、出産者全員への産後プレゼント（@6,000 円）の 3 つのプレゼント配布を実施したのに対し、令和元年度はネウボラ相談窓口「あのね」の来所プレゼント（@1,500 円）と出産者全員への産後プレゼント（@3,500 円）の 2 事業となり、単価も半減した。平成 30 年度は乳児健康相談への参加勧奨のためプレゼントを実施したが、アンケート調査によると、利用者からはプレゼントよりも相談の方に需要があり、1 年で廃止された。また平成 30 年度は県のプレゼント単価の上限設定がなかったが、令和元年度から県が上限 5,000 円としたため、単価が半減した。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響で来所を促す状況になく、プレゼントの購入は実施していない。令和 2 年度から 3 年度にかけて、平成 30 年と令和元年の配布余剰を利用し、産前面談の参加者に配布した。
- ・市の事業への動機づけとして、物品を配布することには一定の合理性があると考えられるが、補助金の多寡によって単価や金額の変動が大きく、補助金の使い方や利用者の公平性の面から、もう少し配慮が必要ではないだろうか。また平成 30 年度・令和元年度の出産者全員へのプレゼントは、ネウボラ相談窓口「あのね」の周知と出産祝いを兼ねたものだったが、市の事業への動機づけにつながりにくい面がある。
- ・令和 2 年からは、不安の高まりやすい産前妊婦の状況確認のため、ネウボラ相談の一貫として産前面談を実施し、その動機付けとして物品配布を実施している。産前面談により、リスクの高い人・訴えない特定妊婦等を出産前から早期に発見・介入し、関係機関と連携しながら児童虐待防止を図っており、産前面談の来所率が上がるなどの効果が見られ、よりリスクを特定した対象選定となっている。
- ・令和 3 年度は、国庫事業としてプレゼントを実施することとなったが、国からの補助単価は 1,700 円である。配布する育児用品は、絵本やスタイ・おむつといった育児に利用する消耗品である。プレゼント単価である 5,000 円について、過年度の県事業の上限を引き

継いでいるものと考えられるが、国の補助単価を考慮しても、配布物の内容を見ても、割高な印象を受ける。上述の平成 30 年度の乳児健康相談へのプレゼント配布に関するアンケート調査の結果からもわかるように、プレゼントをもらえるから参加するというよりは、少しでも自分や子どもに有用な助言がもらえるのであれば、プレゼントがなくても参加する妊産婦は多いのではないかと考えられる。不安表出のない人や支援の必要性を意識していない人にもネウボラ相談窓口「あのね」に来てもらうよう、産前面談の動機付けとしてプレゼント配布を行っているが、それでも例年 3,000 人超に対して一律 5,000 円という金額規模が、動機付けとして妥当なものかどうか、再考の余地があるのではないかと考えられる。

(3) 監査の結果及び意見

① 物品配布の方法や在り方について【意見】

子育て応援プレゼント事業は、補助金の多寡によって単価や金額の変動が大きく、補助金の使い方や利用者の公平性の面から、もう少し配慮をしてもよいのではないかと考えられる。また過年度の乳児健康相談への参加者に対するアンケート調査からは、プレゼントよりも相談の方に需要があったという実績がある中で、育児消耗品としては割高な単価設定でのプレゼント配布がなされている。今後ともプレゼントの効果やプレゼント単価について丁寧に検証し、より効果的な施策の検討が必要と考える。

2-1-16. ふくやま子育て応援センター「キッズコム」及び「えほんの国」視察

(1) ふくやま子育て応援センター「キッズコム」の視察

令和3年10月15日、ふくやま子育て応援センター「キッズコム」の視察を行った。施設内の様子は下記写真を参照していただきたい。



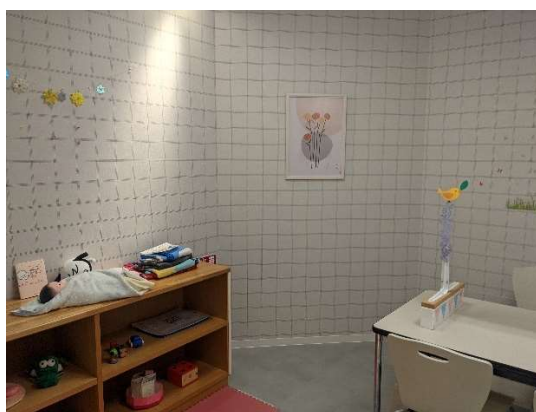
(写真①) プレイルーム



(写真②) プレイルーム (あかちゃんコーナー)



(写真③) 相談室



(写真④) 相談室

ふくやま子育て応援センター「キッズコム」は親子で楽しめるよう遊具を備えたプレイルーム、「おはなし会」のようなイベントにも使える遊びの広場、併設する「あのね キッズコム」の相談室が備えられている。プレイルームでは他の親子との交流や、子どもを遊ばせながら職員と親が気軽にコミュニケーションをとれるようになっている。

ただ、「キッズコム」の中に「あのね キッズコム」や「ファミリー・サポート・センター事業」の事務局を併設・包含しているため、「あのね キッズコム」や「ファミリー・サポート・センター事業」事務局の存在が一目ではわかりにくい印象を持った。「キッズコム」の入口左側の壁面に「あのね キッズコム」と「ファミリー・サポート・センター」の施設看板も掲示されているが、この看板も一目では見つけにくい印象を持った。

また天満屋福山店内のフロアガイドにも「えほんの国」と「キッズコム」は掲示されているが、「あのね キッズコム」や「ファミリー・サポート・センター事業」事務局は掲示され

ていない。店内のエスカレーターにある案内も同様であった。現在、福山市では母子健康手帳（親子健康手帳）の交付を市内13か所の「あのね」で行っている。また「あのね」は福山ネウボラの根幹ともいえるべき中心事業である。「キッズコム」入口の案内看板を大きく目立ちやすくすることや、天満屋福山店内のフロアガイドに掲示してもらうなど、利用者への配慮が必要である。また、「あのね」をフロアガイドに掲示してもらうことで、来店者の目につく機会が増え、「あのね」の存在を幅広い世代へ周知することもできると考える。

(2) 「えほんの国」の視察

令和3年10月15日、「えほんの国」視察を行った。施設内の様子は下記写真を参照していただきたい。



(写真①) 「えほんの国」入口



(写真②) 入口の手作り案内ボード



(写真③) ディスプレイ展示された絵本



(写真④) 工夫された室内設備

施設内は工夫を凝らした絵本の展示、くつろげるような室内配置がされている。また毎日11時30分から、15時からの2回の読み聞かせの会やコンサート・ワークショップなど各種イベントの案内などが掲示されている。

子どもたちが絵本やイベントを楽しむことができる「えほんの国」は、子どもの教養や感受性を高めることに非常に有意義な施設であるとの印象を持った。

ちなみに、エフピコ RiM 福山 6階にあった移転前の旧「えほんの国」は施設面積 888.75

m²と大規模な施設であった。当時の「えほんの国」には 18 のゾーンが設けられており、各ゾーンには子どもが楽しめるような様々な興味深い仕掛けが施され、館内には多数の絵本が展示されており、大きなオブジェの展示や紙芝居なども楽しみながら、子どもたちが絵本を楽しむことができるように作られていた。さらにはイベント広場も併設していた。移転前の旧「えほんの国」の管理・運営は指定管理者が行っていた。また、福山市えほんの国条例により、中学生以上は 300 円、保護者同伴の小学生は 100 円、保護者同伴の未就学児は無料（団体割引や一定の条件のもと入場料の割引あり）と入館料が定められていた。さらに、福山市商業施設内に設置された施設であることから商業振興に関連する業務を行う経済環境局経済部商工課（平成 27 年 4 月 1 日から産業振興課）が所管していた。

なお移転前の旧「えほんの国」については、当初約 4,000 万円（建設費 4,900 万円、補助金 900 万円）をかけて施設整備を行ったが、7 年弱の利用で終わった。また指定管理料として 2,969 万円（令和元年度）を支出する一方、使用料収入は 300 万円程度であり、収支だけを見れば赤字となっており、その分は税金で賄われていたことになる。しかし、旧エフピコ RiM 福山内にあった「えほんの国」は絵本約 4 千冊をそろえ、読み聞かせや人形劇、リトミックなど親子が楽しめるイベントも人気だった。開設当初は年間 3 万人の利用を想定していたが、平成 30 年度には想定を大きく上回る 3 万 4,000 人の利用があり、子育て世代の市民からは親子で一緒に楽しめる施設として一定の評価を受けていた。

移転後の新しい「えほんの国」は、施設の性格を福山ネウボラの一環と位置付け、「ふくやま子育て応援センター事業」の中の一つの事業として設置した。そこで子育て応援センター「キッズコム」も同時に天満屋福山店 8 階に移設し、この二つを一体として管理運営するものとして、ネウボラ推進課の所管となった。また指定管理者制とせず、直営事業として行うこととした。移転後の「えほんの国」の面積は 327 m²となり、移転前後で比較すると、面積は半分以下に縮小されたが、隣接する子育て応援センター「キッズコム」の 300 m²と一体となって運用されている。

一体運営されている子育て応援センター「キッズコム」と「えほんの国」では、福山ネウボラの取組の一つとして父親が家事や育児に参加しやすい環境整備も図られている。「キッズコム」と「えほんの国」は土曜日・日曜日も開いており、平日は勤務している保護者も寄りやすい。また市内中心部に位置する商業施設内にあることから買物などのついでに立ち寄りやすい。また天満屋福山店の 8 階はレストラン街となっており、親子で立ち寄りやすいフロアーに位置している。

「えほんの国」は、子どもの教養や感受性を高めることに非常に有意義な施設であり、親子でふれあい、楽しむことができる施設である。引き続き絵本やイベントの充実化を進めるとともに、保護者にとっても利便性の高い施設とすることで、さらに評価が高まることを期待する。

平成 26 年度の包括外部監査において、「えほんの国」は子どもと親の交流促進を目的としつつ、商業振興・産業振興を業務内容とする経済環境局経済部商工課が所管することについて、一見すると異質の業務であるように感じられること、また、その運営に多額の税金が投入されている以上、その用途や目的をきちんと市民に説明することが必要であり、そのためにはまず施設の性格をきちんと定めておくことが重要であると指摘を行った。令和 2 年

8月の移転・再開にあたり、施設の性格を福山市の重要施策の一つである福山ネウボラの一環と位置付け、子育て応援センター「キッズコム」と「えほんの国」を一体として管理運営するものとして、ネウボラ推進課の所管としたことは施設の性格をきちんと市民に示せたものとして評価できる。

新しい「えほんの国」では初期投資は抑えられ、運営も直営となったが、一方で天満屋福山店に対する家賃の支払いが発生することになった。当然のことながら、この部分は税金で賄われることとなる。子育て応援センター「キッズコム」、ネウボラ相談窓口「あのね キッズコム」、「えほんの国」、「ふくやまファミリー・サポート・センター」との一体運用による相乗効果により、多くの市民が安心安全に、そして気軽に立ち寄れる施設となるよう、また子育て支援施策がより効果的なものとなるよう引き続き努めていく必要がある。

(3) 監査の結果及び意見

① 未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所を増やすことも検討に値する【意見】

いったん閉鎖された「えほんの国」の再開を望む声が市民の中に多かったこと、「キッズコム」と「えほんの国」を利用する子どもは未就学児が多く占めている状況をみると、未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所が福山市内にまだまだ少ないとも評価できる。もちろん財政の制約もある以上、その在り方は総合的な観点からの検討が必要であるが、親子と一緒に楽しめる場所として、また安全安心な場所として、例えば公園・スポーツ施設・文化施設などを未就学児とその親が親子で一緒に楽しめる場所としてさらに広めていく必要があると考える。

② 「あのね」を子育て世代だけでなく幅広い世代や職場にも浸透させる必要がある【意見】

「ネウボラ」とは妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない北欧フィンランドの子育て支援制度であり、フィンランドでは長い歴史のある制度のようである。日本で「ネウボラ」という言葉を耳にするようになったのは平成25年ごろからと言われている。これをモデルにした「子育て世代包括支援センター」を各市区町村に設置する努力義務が課されたのが平成29年4月、福山市では同年6月にネウボラ相談窓口「あのね」を設置した。従って「ネウボラ」や「子育て世代包括支援センター あのね」はまだ歴史が浅く、これからさらに深く根付いていく制度である。

そこで新しい事業または施設を市民に対し周知徹底を図るには、繰り返しの広報活動とともに、市民に対していかにわかりやすく伝えるかの工夫も必要になると考える。

No.	事業名	事業または施設の愛称
①	子育て世代包括支援センター	あのね
②	ふくやま子育て応援センター	キッズコム
③	子育て援助活動支援事業	ふくやまファミリー・サポート・センター
④	市立保育所・こども園地域子育て支援拠点（事業）	ふくやまローズひろば

上表はふくやま子育て応援センター事業及び同事業内で実施されている事業名と当該事業または実施施設の愛称を列挙したものである。

①の「子育て世代包括支援センター あのね」はネウボラ相談窓口である（2-1-1. 参照）。②の「ふくやま子育て応援センター キッズコム」は子育て支援サービス並びに地域子育て支援事業の中心拠点である（本項参照）。③の子育て援助活動支援事業は「ふくやまファミリー・サポート・センター事業」である（2-1-14. 参照）。④地域子育て支援拠点（事業）の「ふくやまローズ広場」は市立保育所・こども園地域子育て支援拠点事業である（2-1-2. 参照）。また「キッズコム」の中に「あのね キッズコム」や「ファミリー・サポート・センター事業」事務局が設置されている。

①から④の事業名から、子育て支援関連の事業であることは容易に連想できるが、それぞれがどのような事業なのか、また各事業の内容の違いについて、おそらく多くの市民が正確に理解できないと思われる。またいずれにも「センター」または同義の「拠点」が使われている。なお当該事業名は福山市独自で定めたものではなく、いずれも厚生労働省が策定した政策の中にある事業名である。一方、愛称の「あのね」・「キッズコム」・「ふくやまローズひろば」は福山市が独自に制定したものであり、福山市の工夫や努力を見ることができる。福山市では事業または実施施設に対し、暖かく親しみやすいイメージを想起させる愛称名を付している。しかし「キッズコム」こそキッズという言葉から子ども・子育て関連施設と想像できるが、「あのね」、「ふくやまローズひろば」という愛称からは事業や施設のイメージがわきにくい印象を持った。施設名または施設愛称からその事業や施設を明確にイメージできないと、事業内容や施設が周知されにくく、また浸透しないのではないだろうか。

「あのね」はまだ歴史が浅く、また「あのね」を利用または利用を考える世代は概ね平成29年6月の開設以降の妊産婦や未就学児を持つ世代に限定されることから、「あのね」を利用したことがない、または「あのね」のことを知らないという市民が多いのではないかと推測され、現状では市民に十分に浸透しているとは言えないと思われる。「あのね」の機能強化・拡充に努めるとともに、引き続き幅広い世代の市民に対し周知徹底を図ることが必要である。

今後のポイントとして最も重要なのは、福山市が力を入れるネウボラ拠点である「あのね」を浸透させることである。「あのね」は「福山市ネウボラ事業計画」の中の施策の体系において、基本方針1の第1番目の基本施策としてあげられており、福山ネウボラのいわば一丁目一番地の施策ではないだろうか。

「あのね」は施設の性格上、直接的な利用者は妊産婦と子育て世代の親に限られてくる。

さらに、「あのね」で母子健康手帳（親子健康手帳）を交付することから、妊産婦や子育て世代の親は「あのね」のことを知っている。しかし、子育てをサポートする祖父母や職場の上司・同僚なども「あのね」を知っていれば、「あのね」へ行って相談することを勧めることもできるのではないだろうか。子育ては親だけでなく、家族や社会のサポートも必要である。そこで、妊産婦や子育て世代の親だけでなく、幅広く市民に対し「あのね」を周知し、その存在意義を正しく認識してもらう必要がある。

福山市が製作する市の広報誌「広報ふくやま」の令和3年11月号は「希望の子育てができるまちをめざして」というタイトルで特集記事を組み、この記事の中で「あのね」を紹介している。広報誌「広報ふくやま」では何度も子育て支援に関する特集を掲載し、「あのね」の紹介を行い「あのね」の周知に取り組んでいる。

今後の周知の方策としては例えば、福山市内世帯だけでなく、公共施設や市内事業所に対し、「あのね」を周知させるパンフレットの配布や告知イベントを実施し、妊産婦と子育て世代の親に限らず、多くの市民に認知してもらうよう周知を図る必要がある。そうすれば子育ては親だけではなく、社会全体でサポートできるようになる。これこそ、福山市の基本理念「みんなで創る すべての子ども・子育てにやさしいまち ふくやま」に適うものではないだろうか。

2-2. 保育施設課

2-2-1. 乳児保育促進事業

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円、施設)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	30,234	32,816	33,865
	決算額	31,019	31,163	25,921
財源内訳	一般財源	31,019	31,163	25,921
対象施設数		41	40	36

平成 18 年度までは国庫補助（保育対策等促進事業費補助金：国庫負担 3 分の 1）を受けていたが、国庫補助の対象外となったことにより、平成 19 年度より単市事業として開始した。

② 目的

乳児保育の推進を図ることにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

③ 内容

本事業は、乳児の入所については年間を通じた入所児童数の変動があることから、幼保連携型認定こども園又は保育所（以下、「保育所等」という。）において安定的に乳児保育を実施できるよう、これらの施設について適用される法に基づき、その設備及び運営について定められた条例に規定する職員の配置基準その他補助金等の職員の配置基準に算定される保育士のほか、乳児保育のための保育士を年度当初から配置する事業である。

年度当初から配置する乳児保育のための保育士の人件費等、本事業に係る必要な経費に対して、予算の範囲内で助成する。

④ 助成額

次のア及びイにより算定された額（上限）

ア 基本分

福山市乳児保育促進事業実施要綱第 2 条第 2 項に定める要件を満たす場合
1 施設当たり年額 836,160 円

イ 入所予約分

1) 要綱第 2 条第 2 項に定める要件を満たす場合

- ① 年度当初の予約乳児の状況から算定される当該年度末における必要保育士数から、年度当初に必要な保育士数を減じた数が 4 人以上の場合で、当該職員が福山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第 35 条第 2 項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士で

ないとき

1 施設当たり年額 418,080 円

- ② 年度当初の予約乳児の状況から算定される当該年度末における必要保育士数から、年度当初に必要な保育士数を減じた数が2人以上4人未満の場合で、当該職員が条例第35条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士でないとき

1 施設当たり年額 209,040 円

- 2) 要綱第2条第2項に定める要件を満たさない場合

年度当初の予約乳児の状況から算定される当該年度末における必要保育士数から、年度当初に必要な保育士数を減じた数が2人以上の場合で、当該職員が条例第35条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士でないとき

1 施設当たり年額 418,080 円

- ⑤ 要綱第2条第2項に定める要件

本事業を実施する者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

ア 乳児の年度途中入所に対してあらかじめ計画的に入所枠を用意しており、かつ、年度途中において乳児が新たに入所する見込みがあること。

イ 前年度末から当該年度当初にかけて、乳児の入所児童数が6人以上減少する保育所等であること。

ウ 本事業のための保育士は、乳児保育の実施に当たるほか、必要に応じて、育児休業明け等に伴う年度途中入所児童のための入所前指導や地域の育児休業中等の保護者とその児童に対し、保育についての相談・指導等を実施すること。

エ 余剰金（前年度末における当期末支払資金残高、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産及び保育所施設・整備積立資産（法人移管に伴う土地購入費積立は除く）の合計）が当該施設拠点区分の前年度収入決算の6か月相当額を有する保育所等でないこと。

- (2) 検討内容

上記のとおり、本事業を実施する者は、要綱第2条第2項に定める4つの要件をすべて満たさなければならない。そこで、担当課への質問及び関連資料の閲覧により次の点について確認した。

- ① 要綱第2条第2項に定める要件について、福山市はどのように確認をしているか。

福山市では、当該年度における子育て支援事業の実施状況を把握するために、年度当初において各施設と事前協議を実施している。具体的には、各施設から「福山市子育て支援事業事前協議書（以下、「事前協議書」という。）」の提出を受けることにより、個々

の子育て支援事業がどの施設において実施されるかを把握している。

事前協議書において、上記(1)概要⑤のア、イ及びエの要件について確認がなされていた。ウの要件については、入所前指導、入所後の登降園時、懇談等で適宜実施されているため、別途資料の提出を受けることはないとのことであった。

- ② 令和 2 年度において本事業の対象者となっている保育所等が、要綱第 2 条第 2 項に定める要件をすべて満たしているか。

サンプルとして抽出した任意の施設の事前協議書及びその添付書類である計算書類を閲覧した結果、上記(1)概要⑤のア及びイの要件については、適切に確認がなされていた。一方、エの要件については、確認はなされていたものの、その方法に改善の余地があった。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 添付書類である貸借対照表及び資金収支計算書について【意見】

福山市において、本事業の担い手となる施設の運営主体は社会福祉法人が多い。社会福祉法人は、原則として、法人全体、事業区分別、拠点区分別に資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表の 3 つの計算書類を作成することとなっている。具体的な様式は次のとおりである。なお、本事業の添付書類ではないため、事業活動計算書は省略する。

【資金収支計算書】

「法人単位資金収支計算書」	第 1 号第 1 様式
「資金収支内訳表」	第 1 号第 2 様式
「事業区分資金収支内訳表」	第 1 号第 3 様式
「拠点区分資金収支計算書」	第 1 号第 4 様式

【貸借対照表】

「法人単位貸借対照表」	第 3 号第 1 様式
「貸借対照表内訳表」	第 3 号第 2 様式
「事業区分貸借対照表内訳表」	第 3 号第 3 様式
「拠点区分貸借対照表」	第 3 号第 4 様式

上記(1)概要⑤のエの要件（以下、「要件エ」という。）は、余剰金が当該施設拠点区分の前年度収入決算の 6 か月相当額を下回ることを求めている。つまり、拠点区分の決算数値により判定を行う必要がある。この点、福山市において各施設が実際に添付していた資金収支計算書及び貸借対照表は、法人全体（第 1 様式）、事業区分別（第 3 様式）、拠点区分別（第 4 様式）のいずれかを各施設の判断で提出している状況であった。

確かに、一つの施設のみを運営している社会福祉法人の場合は、法人全体（第 1 様式）、事業区分別（第 3 様式）、拠点区分別（第 4 様式）のいずれであっても、判定に影響は及ばない。サンプルとして抽出した施設も、一つの施設のみを運営する社会福祉法人の施設であったため、現状の判定に誤りがあるわけではない。

しかし、複数の施設を運営する法人の場合は、拠点区分別（第4様式）のものでなければ、要件エの判定はできない。また、要件エは、あくまでも拠点区分での判定を求めており、判定を効率的に実施するためにも、添付書類として提出を求める資金収支計算書及び貸借対照表は、拠点区分別（第4様式）のものに統一すべきである。拠点区分別（第4様式）の計算書類は必ず作成されるものであり、その様式に限定して添付を求めることは施設側の事務負担を増大させるわけではないと考えられる。

② 余剰金の確認方法について【意見】

余剰金には、人件費積立資産や修繕積立資産等、各種積立資産が含まれることとなっている。添付書類である貸借対照表のチェックの証跡を見ると、純資産の部の「その他の積立金」が確認の対象となっていた。

「その他の積立金」とは、将来の特定の目的のために理事会の決議に基づいて積み立てられるものであり、積立金を計上する際は、同額の積立資産を積み立てる必要がある。一方、「積立資産」とは、資金管理上の理由等から必要がある場合に積み立てられるものであり、積立金を積み立てることは求められていない。

要件エは余剰金に「積立資産」を含めることとしていること、社会福祉法人会計基準において、積立金を積み立てずに積立資産を計上することが許容されていることから、余剰金について適正に判定するためには、純資産の部に計上されている「その他の積立金」ではなく、資産の部に計上されている「積立資産」を確認すべきである。

③ 本事業を実施する者が学校法人である場合の要件エについて【指摘】

本事業を実施する者は社会福祉法人が大部分を占めているが、一部に学校法人がある。学校法人の計算書類は、学校法人会計基準に基づいて作成されるので、社会福祉法人の計算書類とは様式が全く異なる。要件エは社会福祉法人を前提とした規定となっており、学校法人にそのまま当てはめることができない。

学校法人会計基準では「特定資産」という概念がある。特定資産とは、校舎その他の施設の増設や改築、機械・備品などの設備投資等、将来の特定の支出に備えるために積み立てられた預金等をいう。

本事業の対象となっている学校法人について、要件エの判定過程を確認したところ、余剰金として扱われていたものは「翌年度繰越支払資金」のみであった。社会福祉法人の場合は各種積立資産を余剰金として扱うこととしているが、学校法人の場合にそれと同様の性格である特定資産を余剰金として扱わないことは不合理である。当該学校法人について、特定資産を余剰金に含めて判定した場合、余剰金が前年度収入決算の6か月相当額を超過することとなり、本事業の基本分は対象外となることがわかった。

運営主体によって拠るべき会計基準は異なるので、運営主体別に公平な判定ができるよう、規定を整備する必要がある。社会福祉法人以外の施設として、学校法人については本事業に参入している施設が既に存在しているので、学校法人会計基準に基づいた規定を早急に整備されたい。

2-2-2. 保育補助者雇上強化事業

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円、施設)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額		274,660	302,572
	決算額		68,171	83,696
財源内訳	国庫支出金		51,110	62,755
	一般財源		17,061	20,941
対象施設数			39	41

本事業は、令和元年度より新規事業として開始したものである。令和元年度及び令和 2 年度については、各施設の活用状況が予算要求時に見込めなかったため、全認可施設における補助上限額の合計額を予算としていた。令和 3 年度より、前年度の実績に基づいた予算要求をしている。参考までに、令和 3 年度の対象施設数は 50 施設であり、予算額は 163,310 千円である。

施設に雇用される保育補助者の多くが短時間勤務のため、保育補助者にかかる給与等について補助上限額を下回る施設が多い状況であった。この点、令和 3 年度より保育補助者の要件であった「勤務時間が週 30 時間以下」の要件を撤廃し、本事業をより活用しやすくなるよう改正が行われている。

本事業を活用する施設及び保育補助者は増加傾向にあり、令和 3 年度の保育補助者要件の緩和と相まって、今後も予算額及び決算額が増加していくものと思われる。

② 目的

保育士の業務負担を軽減し、離職防止につなげることで、保育人材の確保につなげることを目的とする。

③ 内容

保育施設が雇用する保育士資格を有しない保育補助者の雇上げに必要な経費を助成する。

対象施設は、福山市内に所在する保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（保育業務を委託している場合を除く）である。

対象経費は、事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等である。

④ 助成額

- ア 利用定員が 121 人未満の施設
 - 1 施設当たり年額 2,264,000 円（上限）
- イ 利用定員が 121 人以上の施設
 - 1 施設当たり年額 4,528,000 円（上限）

⑤ 保育補助者の要件

本事業により雇い上げる保育補助者は、次に掲げる要件をいずれも満たし、かつ、勤務時間が週 30 時間以下である者である。なお、令和 3 年度より「勤務時間が週 30 時間以下」の要件は撤廃されている。

ア 保育士資格を有していない者

イ 保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技術があると福山市が認めた者（※）

※「これと同等の知識及び技術があると福山市が認めた者」は次のとおりである。

保育所、地域型保育事業	①保健師 ②看護師 ③幼稚園教諭 ④養護教諭 ⑤市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者 ⑥同一設置者が設置する教育・保育施設又は地域型保育事業所で、1 年間以上の保育従事経験がある者
幼保連携型認定こども園	①保健師 ②看護師 ③養護教諭 ④市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者 ⑤同一設置者が設置する教育・保育施設又は地域型保育事業所で、1 年間以上の保育従事経験がある者

(2) 検討内容

上記のとおり、本事業の対象となる保育補助者については一定の要件をすべて満たす者でなければならない。そこで、担当課への質問及び関連資料の閲覧により次の点について確認した。

① 保育補助者の要件について、福山市はどのように確認をしているか。

福山市では、各施設から子育て支援事業補助金交付申請書を受けの際に、保育補助者雇上強化事業実施計画書及びその添付書類の提出を求めている。添付書類としては、勤務時間が週 30 時間以下であることを確認するための雇用契約書等の写し、保育補助者実習等修了証明書の写し、各種資格証等がある。

各施設から提出を受けた保育補助者雇上強化事業実施計画書及びその添付書類により一定の要件を充足しているかを確認していた。また、「勤務時間が週 30 時間以下」の要件について、雇用契約書、労働条件通知書のみでは十分な確認ができない場合は、施設の担当者に電話をすることにより、実態を把握していた。

② 令和 2 年度において本事業の対象となっている保育補助者が、一定の要件をすべて満たしているか。

サンプルとして抽出した任意の施設の保育補助者雇上強化事業実施計画書及びその添付書類を閲覧した結果、適切に確認がなされていた。

(3) 監査の結果及び意見

① 各施設に口頭で確認したことの記録について【意見】

「勤務時間が週 30 時間以下」の要件について、雇用契約書、労働条件通知書のみで

は十分な確認ができない場合は、電話による口頭確認がなされているが、その確認の記録方法が定まっていない。現物資料を閲覧したところ、雇用契約書等に直接記載する方法、付箋に記録を残す方法等があった。一方で、口頭で確認をしたのみで、記録として残っていないケースが見受けられた。

一定の要件を設けて助成を行う以上、後になって要件を充足していることの確認ができる状態で記録を残しておくべきである。本事業については「勤務時間が週 30 時間以下」の要件が撤廃されたところであるが、今後、何らかの要件について口頭により確認を行う際は、記録を保存することを検討されたい。

2-2-3. 職員給与等改善費

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円、施設)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	207,274	186,970	192,563
	決算額	197,846	175,132	198,359
財源内訳	一般財源	197,846	175,132	198,359
対象施設数		84	93	101

本事業は、平成 17 年度より開始し、開始当初より現在に至るまで単市事業として実施されている。職員給与等改善費単価は国の処遇改善等加算 I 単価額をベースとしている。令和 2 年度については、予算要求時から国の処遇改善等加算 I の単価が増額改定したため、予算額より決算額が上回ることとなった。

② 目的

保育施設の公私格差の是正、児童処遇の適正化、保育内容・職員資質の向上を目的とする。

③ 内容

私立の保育所、認定こども園及び地域型保育事業（保育業務を委託している場合を除く）に対し、人件費・管理費加算額を助成する。

④ 助成額

4 月 1 日に勤務する常勤職員のうち、保育士等及び特定の職種の職員一人当たり平均経験年数により、市基準の加算率（※）を決定する。国基準の定員区分別処遇改善等加算 I 単価額に加算率を乗じることにより市基準の職員給与等改善費単価を求め各月初日の入所児童数を乗じて算出する。

※ 市基準の加算率

経験年数	加算率	経験年数	加算率	経験年数	加算率
0年	1.0%	7年	2.5%	14年	3.5%
1年		8年		15年	
2年		9年		16年	
3年	2.0%	10年	3.0%	17年	4.0%
4年		11年		18年	
5年		12年		19年	
6年		13年		20年	

(2) 検討内容

本事業は上記3つの目的を達成するために、平成17年から現在に至るまで、単市事業として長期間継続している事業である。保育施設の公私格差については全国的に課題となっており、国においても処遇改善等加算の制度を設け、私立の保育施設に勤務する保育士給与のベースアップを図っているところである。福山市は、国基準の公定価格に上乗せする形で市基準の職員給与等改善費を支給している。そこで、担当課への質問及び関連資料の閲覧により次の点について確認した。

① 職員給与等改善費に係る事務の流れはどのようになっているか。

福山市において上記算定基準を基に、請求額通知書と請求書を作成して各保育施設に送付し、各保育施設で金額を確認してもらう。その金額に問題が無ければ、各保育施設が請求書に押印のうえ、福山市へ請求書を提出する。4～6月分を6月に、7～9月分を9月に、10～12月分を12月に、最後に1～3月分を3月に、1事業年度中に4回にわたって支給を行っている。なお、各保育施設からの請求書を基に支給を行った後に、用途の把握はしていない。また、用途自体も制限があるわけではなく、国の通知である「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）」（以下、「経理等通知」という。）を参考とし、適正な施設運営が確保されていることを前提として、弾力運用を認めている。

② 事業開始から長期間が経過しており、事業目的の達成状況はどのようであるか。

ア 保育施設の公私格差について

直近（令和元年度）に実施した実態調査は次のとおりである。

平成29年度における保育士給与について、公立施設の平均値が3,840千円であるのに対し、私立施設の平均値が3,684千円であり、156千円の格差があるという結果となっている。

(単位：千円)

類型	給与収入 (A)	給与収入に 含まれる 手当(B)	(A)－ (B) ＝(C)	処遇 改善等 加算額(D)	(C)+(D) ＝(E)	職員給与等 改善加算額 (F)	公立私立 給与格差 (E)+(F)
公立	5,310	1,470	3,840	0	3,840	0	3,840
私立	4,630	1,510	3,120	440	3,560	124	3,684
差	680	▲40	720	▲440	280	▲124	156

※元データ「保育士の給与収入に係る状況調査アンケート」

- ・平成 29 年度 私立常勤保育士 1,399 人
- ・平成 29 年度 私立 処遇改善等加算Ⅰ総額 357,500,000 円
- ・平成 29 年度 私立 処遇改善等加算Ⅱ総額 257,563,100 円
- ・平成 29 年度 私立 一人当たり処遇改善等加算額
(357,500,000 + 257,563,100) ÷ 1,399 人 = 439,644 円
- ・平成 29 年度 私立 職員給与等改善費総額 174,094,160 円
- ・平成 29 年度 私立 一人当たりの職員給与等改善費
174,094,160 ÷ 1,399 人 = 124,441 円

イ 児童処遇の適正化及び保育内容・職員資質の向上について

福山市としては、職員給与等の改善を行うことによって、児童処遇の適正化や保育内容・職員資質の向上についても図ることができると考えている。したがって、児童処遇の適正化や保育内容・職員資質の向上に特化した効果測定は実施していない。

③ 福山市における保育施設の財務状況はどのようなものであるか。

本事業は、私立の保育所、認定こども園及び地域型保育事業（保育業務を委託している場合を除く）が支給対象となっており、乳児保育促進事業のような余剰金による制限（参照「2-2-1. 乳児保育促進事業」）は設けられていない。そこで、令和 2 年度中に本事業の支給があった施設について、施設類型ごとに 6 施設を抽出し、当該施設の支払能力を検討した。抽出方法は、支給額の多寡により上位 3 施設及び下位 3 施設を抽出した。

抽出した施設の財務情報は、独立行政法人福祉医療機構が運営する WAM NET（以下、「ワムネット」という。）より、令和 3 年 3 月期の計算書類を取得した。なお、ワムネットにより検索可能な情報は、社会福祉法人のみであるため、学校法人、一般社団法人等、その他の法人類型については抽出対象から除外している。

令和 2 年度中に本事業の対象となっている社会福祉法人が運営する地域型保育事業は僅かであったため、ここでは保育所及び認定こども園について記載する。

【保育所】上位3施設

	本事業の 支給額	①	②	③	④	⑤
		当期末 支払資金残高	各種積立資産計	事業活動収入計	(①+②) / ③	①/③
A 保育所	4,154,150 円	46,794,431 円	104,000,000 円	209,299,798 円	72.0%	22.4%
B 保育所	3,880,485 円	27,992,911 円	101,784,510 円	186,227,680 円	69.7%	15.0%
C 保育所	3,801,930 円	41,192,744 円	78,000,000 円	210,609,898 円	56.6%	19.6%

【保育所】下位3施設

	本事業の 支給額	①	②	③	④	⑤
		当期末 支払資金残高	各種積立資産計	事業活動収入計	(①+②) / ③	①/③
D 保育所	1,462,980 円	30,265,117 円	0 円	78,300,356 円	38.7%	38.7%
E 保育所	1,315,290 円	7,850,493 円	53,663,779 円	70,845,777 円	86.8%	11.1%
F 保育所	1,173,600 円	8,422,194 円	4,042,000 円	49,063,288 円	25.4%	17.2%

【認定こども園】上位3施設

	本事業の 支給額	①	②	③	④	⑤
		当期末 支払資金残高	各種積立資産計	事業活動収入計	(①+②) /③	①/③
G こども園	5,514,930 円	27,711,323 円	6,000,000 円	399,345,942 円	8.4%	6.9%
H こども園	5,327,670 円	36,850,250 円	54,000,000 円	333,963,001 円	27.2%	11.0%
I こども園	3,919,050 円	77,765,248 円	54,382,115 円	254,041,851 円	52.0%	30.6%

【認定こども園】下位3施設

	本事業の 支給額	①	②	③	④	⑤
		当期末 支払資金残高	各種積立資産計	事業活動収入計	(①+②) /③	①/③
J こども園	1,763,090 円	34,688,653 円	0 円	130,493,303 円	26.6%	26.6%
K こども園	1,581,420 円	16,585,177 円	26,647,574 円	87,936,480 円	49.2%	18.9%
L こども園	1,489,600 円	53,999,690 円	46,336,221 円	160,650,823 円	62.5%	33.6%

当期末支払資金残高とは、資金収支計算書において計算されるものである。社会福祉法人における支払資金とは、流動資産及び流動負債（経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）を指し、支払資金残高とは、当該流動資産と流動負債との差額とされている。当期末支払資金残高は、当該施設の支払能力を示すものである。

積立資産とは、資金管理上の理由等から、将来の特定の目的のために積み立てられるものである。例えば、人件費積立資産、修繕積立資産、保育所施設・設備整備積立資産等がある。

上記表の④は、「事業活動収入計」に対する「当期末支払資金残高及び各種積立資産の合計額」の割合を示す。一年間の事業活動収入計の50%以上の「当期末支払資金残高及び各種積立資産の合計額」を有する施設が、保育所は6施設中4施設、認定こども園は6施設中2施設あった。

積立資産は将来の特定の目的のために積み立てられるものであり、経常的な資金繰りに充てるものではないため、それを除外して純粋に当期末支払資金残高のみで事業活動収入計に対する割合を検討したのが上記表の⑤である。支払能力を十分に有しているかどうかを一概に判定することはできないが、一つの目安として「2-2-5. 施設型給付及び地域型保育給付」において後述する、私立保育所における処遇改善等加算Ⅰ基礎分の支給停止要件が参考になろう。その支給停止要件とは「当期末支払資金残高が当該年度の委託費収入の30%以下であること」である。この「30%」という基準を準用してみると、一年間の事業活動収入計の30%以上の「当期末支払資金残高」を有する施設が、保育所は6施設中1施設、認定こども園は6施設中2施設あった。

サンプルとして抽出した12施設の分析の結果、支払能力について施設ごとにかんがりのバラツキがあり、相対的に見たときにある程度の資金力を有する施設が存在することが分かった。

(3) 監査の結果及び意見

① 支給後の使途を把握した上で、事業目的の達成状況を検証すること【意見】

福山市において、本事業は「特別委託料」として扱われていることから、経理等通知を参考に、施設の裁量で給与改善に充てていただくよう整理しており、使途の把握まではなされていない。

しかし、一般委託料について経理等通知に基づく弾力運用を行う中で、私立施設の保育士等の給与改善が必要だと判断されていること、また、職員給与等の改善を行うことにより児童処遇の適正化や保育内容・職員資質の向上についても図ることができると考えられていることから、公定価格の上乗せとして福山市が独自に支給する本事業の支給額については、保育士等の給与に充てられるべきである。

ただし、まずは本事業の支給額がどのような用途に活用されているのかを把握することが重要である。使途を把握することにより、効果的な実態調査及び真に必要な対策の検討が可能になるであろう。使途について一定の制限を設ける必要があるのか、また、財務状況の観点から支給対象自体について一定の制限を設ける必要があるのか等、本事業がより効果的かつ効率的なものとなるよう適時に検討がなされることが期待される。

② 資料の保存期間について【意見】

本事業は平成17年度より開始している。事業開始当時の保育環境を把握するために、事業開始当時の経緯を確認したところ、資料が残っておらず確認することができな

った。確かに、形式的な文書の保存期間は経過しているのかもしれない。しかし、本事業のように、事業開始時からの経過を随時確認し、事業目的の達成状況を把握すべきものについては、形式的な文書保存期間にとらわれることなく資料として保存しておくことが望ましい。本事業については、資料がない以上もはやどうすることもできないが、今後新たに開始する事業については、必要性に応じて文書の保存期間延長等を検討されたい。

2-2-4. 障がい児保育推進事業

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円、施設、人)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	79,614	82,239	84,483
	決算額	72,449	76,885	80,838
財源内訳	一般財源	72,449	76,885	80,838
対象施設数		47	50	53
延べ利用人数		1,680	1,787	1,762

本事業は、平成 10 年度より開始し、開始当初より現在に至るまで単市事業として実施されている。決算額は、本事業の対象として認定された児童の人数と比例する関係にある。認定事務の詳細は後述するが、身体障害者手帳等の手帳を所持する児童以外に、心身の発達上課題のある児童の申請件数が増加傾向にあり、予算の範囲内で相対的に認定を行っている。結果的に、事業費自体は増加傾向にあると言える。

② 目的

保育を必要とする心身に障がいを有する児童を保育所等に受け入れ、健常児とともに統合した環境のもとで保育することによって、そのより良い成長・発達を促し、健常児の障がい児に対する理解を深め、障がい児保育の総合的推進を図ることを目的とする。

③ 内容

障がい児保育に対する知識・経験を有する保育士を担当とし、その人件費等を対象に助成する。

④ 助成額

次のア及びイにより算定された額（上限）

ア 福山市障がい児保育推進事業実施要綱別表（※）①又は②に該当する障がい児
月額 81,000 円 × 在所初日現在の障がい児数 × 在所月数

イ 福山市障がい児保育推進事業実施要綱別表（※）③に該当する障がい児
次の表により区分される額に在所月数を乗じた額

対象児童	基準額
2～3人	(2－(①・②の障がい児数)) × 40,500円
4～5人	(4－(①・②の障がい児数)) × 40,500円
6～7人	(6－(①・②の障がい児数)) × 40,500円
8～9人	(8－(①・②の障がい児数)) × 40,500円
10～11人	(10－(①・②の障がい児数)) × 40,500円
12～13人	(12－(①・②の障がい児数)) × 40,500円

※ 福山市障がい児保育推進事業実施要綱別表は割愛するので、詳細は当該要綱を参照されたい。ここでは、当該要綱別表①②③の概要を記載する。

別表①：特別児童扶養手当支給対象児童

別表②：身体障害者手帳交付児童、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳交付児童

別表③：①又は②と同程度と認められる、心身の発達上課題のある児童

(2) 検討内容

統合保育に対する世間の関心の高まりとともに、本事業への認定申請が増加傾向にある。保育施設としては、障がい児保育を実施するにあたり専門的な知識及び経験を有する保育士を確保する必要があり、申請児童が本事業の対象児童として認定されるかどうかは施設運営にとって重要性が高い。そこで、担当課への質問及び関連資料の閲覧により次の点について確認した。

① 対象児童の認定審査はどのように実施されているか。

ア 具体的な審査の流れ

施設から書面により調査書の提出を受け、保育指導課の障がい児担当 2 名及び保育施設課の事務担当 2 名の計 4 名で審査をしている。保育指導課の障がい児担当 2 名は、保育士資格及び幼稚園教諭免許を所持している。審査の結果は、福山市障がい児保育推進事業実施要綱（以下、「要綱」という。）別表①②③の区分別に、補助対象人数及び補助対象人数月数を書面により通知することとなっている。

イ 調査書

1) 要綱別表①及び②の申請児童

「障がい児保育推進事業等にかかわる手帳所持者調べ（別紙 1）」の提出を受け、各人別に手帳所持の有無を確認している。

2) 要綱別表③の申請児童

「園児用発達チェックリスト（別紙 2）」の提出を受け、申請児童の発達段階を一定の基準により確認している。「園児用発達チェックリスト（別紙 2）」は、実際に日本の 3 万人以上の園児の年齢別の発達を調べ、それに基づいて作られた「発達の目安」であり、日々変化する子どもの姿を客観的に捉え、子どもの潜在的な可能性や次への保育の手だてを見出していくための支援ツールの一つである。この様式は福山市が著作権者から許諾を得て使用している。

加えて、「子どもの姿（別紙 3）」の提出を受け、申請児童の様子を具体的に把握している。内容としては、移動運動、手の運動、基本的生活習慣、対人関係、発語、言語理解、行動面で気になること・配慮すること、掛かっている病院・療育機関等（疾患及び診断名を含む）について具体的に記載する様式となっている。

ウ 認定基準

要綱別紙①及び②の申請児童は、手帳所持の有無により絶対的に認定がなされる。

要綱別紙③の申請児童は、「園児用発達チェックリスト（別紙 2）」にて、暦年齢の半分程度の発達段階であるかを確認し、さらに「子どもの姿（別紙 3）」にて児童の様子を具体的に把握することにより評価し予算の範囲内で相対的に認定がなされる。

(3) 監査の結果及び意見

① 福山市における障がい児保育に対する支援の在り方について【意見】

対象児童の認定審査の状況は上記のとおりであり、福山市においては可能な限り客観的かつ具体的に申請児童の情報を把握することに努めていることが理解できた。

一方で、令和元年 8 月 21 日付け一般社団法人福山市私立認可保育施設協会からの要望書において、障がい児保育推進事業における認定基準の適正化及び各施設の支援状況に相当する予算の確保について要望がなされている。

要綱別紙①及び②の児童は、手帳所持の有無で絶対的に審査がなされるので異論はない。しかし、要綱別紙③の児童は、申請者の主観が混ざるものであり、膨大な申請件数を全て認定するわけにもいかず、相対評価にならざるを得ない。参考までに、令和元年度及び令和 2 年度における、要綱別紙①②③の区分別の申請件数及び認定件数を示す。

【令和元年度】

	要綱別紙①		要綱別紙②		要綱別紙③	
	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数
合計	8 件	8 件	9 件	9 件	791 件	175 件

【令和 2 年度】

	要綱別紙①		要綱別紙②		要綱別紙③	
	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数	申請件数	認定件数
合計	6 件	6 件	21 件	21 件	863 件	144 件

本事業に関して福山市の努力は理解できるものの、保育の現場からは今以上の支援を求められているのが現状である。発達障害の増加、統合保育への関心等、障がい児保育の重要性が高まっていることを踏まえ、保護者、保育施設及び福山市とで議論を重ね、福山市における障がい児保育がより充実したものとなっていくことが期待される。

2-2-5. 施設型給付及び地域型保育給付

(1) 概要

① 事業費の推移

ア 保育所

(単位：千円、施設、人)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	4,371,715	3,663,529	3,402,744
	決算額	4,365,112	3,547,613	3,417,140
財源内訳	国庫支出金	1,561,977	1,472,644	1,601,595
	県支出金	717,523	642,229	683,141
	一般財源	2,085,612	1,432,740	1,132,404
対象施設数		35	31	30
平均利用児童数		4,285	3,413	3,231

イ 認定こども園

(単位：千円、施設、人)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	3,873,876	5,137,767	6,240,972
	決算額	3,718,031	5,130,310	6,204,476
財源内訳	国庫支出金	1,631,040	2,378,871	3,002,279
	県支出金	906,736	1,260,301	1,521,273
	一般財源	1,180,255	1,491,138	1,680,924
対象施設数		31	39	43
平均利用児童数		4,560	5,841	6,361

ウ 幼稚園

(単位：千円、施設、人)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	222,911	244,999	597,139
	決算額	193,628	234,884	559,459
財源内訳	国庫支出金	51,816	76,470	206,427
	県支出金	58,059	72,709	176,497
	一般財源	83,753	85,705	176,535
対象施設数		3	3	4
平均利用児童数		450	460	1,045

エ 地域型保育事業

(単位：千円、施設、人)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	646,517	917,315	1,108,411
	決算額	681,532	915,818	1,104,074
財源内訳	国庫支出金	348,739	491,323	605,376
	県支出金	155,407	199,377	229,885
	一般財源	177,386	225,118	268,813
対象施設数		21	26	31
平均利用児童数		491	437	500

② 目的

子ども・子育て支援新制度により、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設された。この二つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業に対する財政支援の仕組みを共通化し、給付費を支給することを目的とする。

③ 内容

福山市の確認を受けた施設である「特定教育・保育施設」に対して、給付費を支給する。福山市における事務の流れは後述する。

④ 施設型給付及び地域型保育給付の仕組み

施設型給付、地域型保育給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担）を控除した額となる。公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定される。具体的には、まず、「地域区分」、「定員区分」、「認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）」、「年齢区分」及び「保育必要量区分」を区分要素とし、人件費、事業費及び管理費の別に「基本額（1人当たりの単価）」が定まる。そして、職員の配置状況、事業の実施体制及び地域の実情等に応じて「各種加算等」が加味される仕組みとなっている。

給付については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、福山市から施設が法定代理受領する仕組みとなっている。（利用者負担は施設が利用者から徴収する。）ただし、私立保育所に対しては、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから（児童福祉法第24条）、法定代理受領ではなく、利用者負担を福山市で徴収し、施設型給付と利用者負担を合わせた全額が委託費として支給される。

(2) 検討内容

上記のとおり、公定価格は国の基準で定められているため、当該基準に基づいて各施設

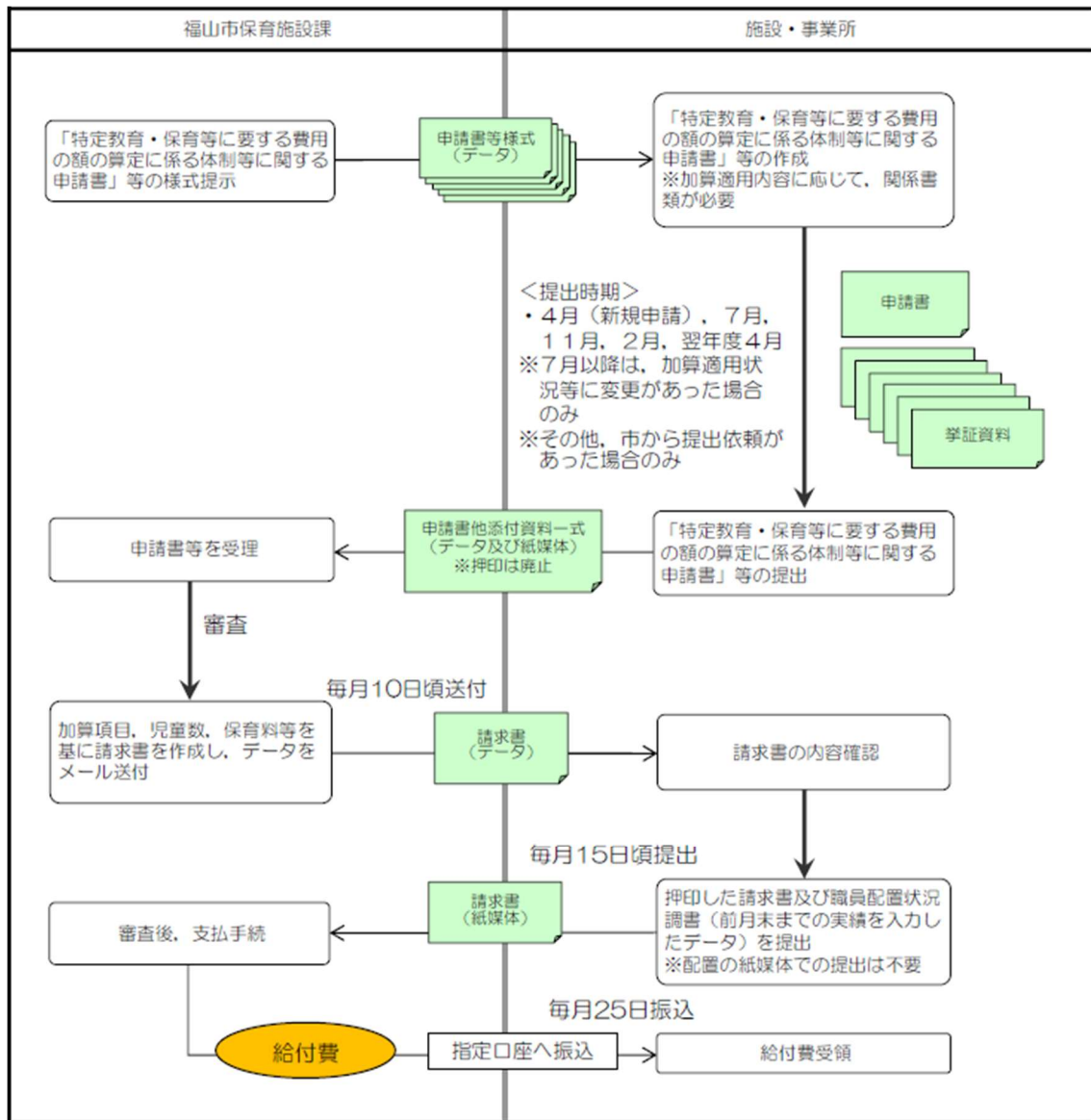
への支給額が算定されなければならない。福山市における施設型給付費及び地域型保育給付費に係る一連の事務が、効率的な体制のもと正確になされていることが重要である。そこで、担当課への質問及び関連資料の閲覧により次の点について確認した。

① 福山市における施設型給付費及び地域型保育給付費に係る事務はどのようになされているか。

ア 事務フロー

平成 26 年度までは、施設側で給付費を算定し、福山市ではその正確性を確認していた。しかし、施設側の算定では児童数、加算の有無、単価の間違いが多く、福山市側で算定事務を行った方が正確性が高く、短時間での処理が可能であると判断された。そこで、平成 27 年度よりシステムを活用し、福山市側で各施設の給付費の算定事務を行うこととなった。

令和 2 年度現在における福山市の施設型給付費及び地域型保育給付費に係る事務フローは、次のとおりである。



イ 審査

各施設から提出を受ける「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に係る体制等に関する申請書」（以下、「加算申請書」という。）には、各種加算等の適用状況に応じて挙証書類が添付されている。その審査を担当しているのは、保育施設課の給付担当 4 名（正規職員）である。施設類型ごとに分担しており、保育所が 1 名、認定こども園及び幼稚園が 2 名、地域型保育事業が 1 名となっている。

施設が福山市へ申請する時点での加算申請の誤りを減らすため、加算申請書に、特に誤りが多い加算について各月の加算入力エラーチェック欄を設け、エラーが発生していないか確認できるようにしている。また、これまでの加算審査を行う中での施設からの問合せの回答結果や国・県からの回答結果をまとめた一覧を作成しており、審査時や疑義が生じた場合にはこの QA 一覧を参考に対応している。

福山市側での給付費の算定、給付費算定事務のシステム化、加算申請書の工夫及び担当課内での疑問点の情報共有により、施設側及び福山市側の双方にとって効率的な事務体制を確立している。これにより、国からの事務連絡のとおり、給付費の毎月支給を実現させている。

② 処遇改善等加算に係る審査はどのようになされているか。

処遇改善等加算は、教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、公定価格において、職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用（加算Ⅰの基礎分）、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に要する費用（加算Ⅰの賃金改善要件分）及び職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金の改善に要する費用（加算Ⅱ）を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するものとすることを目的としている。

加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅱに係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てることが国の通知により求められている。したがって、加算Ⅰ及び加算Ⅱのそれぞれについて、毎年度、施設より賃金改善計画書（以下、「計画書」という。）及び賃金改善実績報告書（以下、「実績報告書」という。）の提出を受け、福山市において審査を実施している。

加算Ⅰでは、計画書及び実績報告書に賃金改善明細が添付され、職員別の賃金改善状況を確認できるようになっている。また、加算Ⅱでは、計画書及び実績報告書に賃金改善の内訳が添付され、対象となる職員について個人別の賃金改善額を確認できるようになっている。

福山市においては、添付書類として賃金台帳等の原始資料の提出を求めることはしていないが、審査の過程で異常値を検出した場合や、施設側において処遇改善等加算の制度自体の理解ができていないと思われる場合等は、電話により確認を実施している。その結果、訂正が生じたときは、計画書及び実績報告書の再提出を求めることとしている。

- ③ 「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成 27 年 9 月 3 日 府子本第 254 号 雇児発 0903 第 6 号）」（以下、「経理等通知」という。）において規定されている、私立保育所における当期末支払資金残高の保有制限に関する定めについて、どのように確認がなされているか。また、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について（平成 27 年 9 月 3 日 府子本第 256 号 雇児保発 0903 第 2 号）」（以下、「運用通知」という。）の（問 21）において規定されている、私立保育所における当期末支払資金残高の保有制限に関する定めと抵触した場合の取扱いについて、どのような事務がなされているか。

ア 当期末支払資金残高の保有制限に関する規定

私立保育所において収受する資金は委託費として支給されるものであり、公金としての性格を有するため、資金使途制限が設けられている。その制限の一つとして、経理等通知において、「翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の 30%以下の保有とすること。」と規定されている。

また、運用通知（問 21）において、「当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、委託費収入の 30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算を停止すること。」と規定されている。

イ 福山市における対応状況

1) 通常の場合

社会福祉法人では、決算理事会に諮る前に決算見込みを把握し、当期末支払資金残高が 30%を超えそうな場合は、必要に応じて各種積立資産への積み立てを行い、30%以内に収めている。

2) 理事会・評議員会における承認後

社会福祉法第 59 条に基づき、社会福祉法人は所轄庁（法人監査担当である福祉総務課）へ 6 月末までに現況報告書等（計算書類、財産目録を含む）を届け出るようになっている。届出された計算書類の中で、稀に 30%を超えていることがわかった場合は、該当法人に対して気付きを伝えており、その後の対応は法人の自主性に任せている。また、所轄庁（福祉総務課）から事業所管課（保育施設課）へ、事業所管課（保育施設課）から施設監査担当課（保育指導課）へ情報提供を行っている。

法人では、内部で検討するとともに事業所管課（保育施設課）に状況を報告したうえで、状況によっては決算修正等を行い、理事会及び評議員会で再度承認決定し、

修正後の内容を所管課（福祉総務課）へ報告している。

3) 施設監査時

施設監査（保育指導課）において、当期末支払資金残高が 30%を超えていないか確認している。30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導している。それでもなお改善されない場合には、事業所管課（保育施設課）は、超過額が解消されるまでの間、処遇改善等加算の基礎分について加算を停止することになる。

サンプルとして抽出した任意の施設の令和 2 年 3 月期の資金収支計算書により当期末支払資金残高の保有状況を確認した結果、1 施設のみが委託費収入の 30%を超過していた。これについて、対応状況を確認したところ、福祉総務課より施設側へその旨の指摘が行われており、施設側から保育施設課へ状況報告がなされたとのことであった。当該施設の令和 3 年 3 月期の資金収支計算書を確認したところ、超過は解消されていた。

福山市では、法人監査担当の福祉総務課、事業所管課である保育施設課、施設監査担当の保育指導課で連携が取れており、施設に対して指導に至る前段階で効果的な助言がなされている。過去 5 事業年度（平成 28 年度から令和 2 年度）の間に実施した施設監査では、本規定に基づく指導の実績はなかった。

(3) 監査の結果及び意見

① 処遇改善等加算の実績報告書の審査において、異常値を検出した場合には記載金額の根拠を確認すること【意見】

ある 1 施設をサンプルとして、処遇改善等加算 I 及び II の令和元年度実績報告書に係る審査の方法について詳細にヒアリングを行った。

処遇改善等加算 I の実績報告書については、添付書類である賃金改善明細により、賃金改善状況を確認できていた。しかし、処遇改善等加算 II の実績報告書では、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるとして推測される。具体的には、基準年度と比較し、処遇改善等加算 II として 1,245,140 円が賃金改善に充てられていなければならないところ、8,620,095 円の賃金改善がなされているという内容の実績報告書となっていた。それらの数字を額面通り比較すれば必要額の賃金改善はなされているという結果となるが、その差は 7,374,955 円と多額であり、実績報告書の記載方法が誤っている可能性があるとして推測される。

この点、総務省行政評価局による「子育て支援に関する行政評価・監視結果報告書（平成 30 年 11 月）」（以下、「総務省報告書」という。）において、処遇改善等加算に係る賃金改善確認の実施状況について、次のような所見がある。

内閣府及び厚生労働省は、地方公共団体における処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底を図る観点から、必要に応じ文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。

① 認可保育施設等における処遇改善等加算に係る賃金改善額が、対象となる保育

従事者等の給与へ適切に反映され、適正な給与水準が維持されているかについて、賃金改善実績報告書の提出時や監査の機会等を通じて賃金台帳等を活用した確認を行うよう、地方公共団体に要請すること。

- ② その際、賃金改善確認の対応に苦慮している地方公共団体の参考となるよう、地方公共団体が独自に様式を定め、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認するなど創意工夫している取組例を収集し、必要な情報を提供すること。

福山市では、賃金台帳等の原始資料の提出を求めることはしていない。処遇改善等加算に係る事務について、国から具体的な方法の指示がないとしても、総務省報告書の趣旨から鑑みて、合理的な審査体制を構築する必要があると考える。したがって、金額の記載誤りがあると推測される場合には、追加で適宜資料を求めたうえで審査を実施することを検討されたい。

- ② 処遇改善等加算に係る令和 2 年度の改正事項について、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう努めること【意見】

令和 2 年度において、処遇改善等加算について重要な改正がなされた。具体的には、処遇改善等加算Ⅰは、算定の起点となる基準年度について、固定時点（支援法による確認の効力が生じる年度の前年度）となっていたところ、加算Ⅰ新規事由がない場合には「加算当年度の前年度」とされた（加算Ⅰ新規事由がある場合は割愛する）。また、処遇改善等加算Ⅱは、副主任保育士等（職員 A）に係る加算額の配分について、一定数確保する必要があったところ、「1人以上」に緩和された。

処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの令和 2 年度計画書を確認したところ、処遇改善等加算Ⅰの改正について理解ができていないと思われる計画書が散見された。この点について福山市の対応状況を確認したところ、施設から個別に質問を受けており、改正内容について理解していただくよう可能な限り努めたとのことであった。また、令和 2 年度は処遇改善等加算の改正があるので、年度開始当初に説明会の開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況からやむを得ず取りやめたとのことであった。

令和 2 年度計画書には、施設とのやり取りの記録が残っており、福山市における試行錯誤の努力をうかがい知ることができた。しかし、制度改正について、計画書の段階で完全には理解できていない施設があるのも確かなことである。したがって、令和 2 年度実績報告書の提出を受ける際は、対象となる全ての施設に理解をしていただくよう対応が求められる。また、福山市も検討していたことであるが、新型コロナウイルス感染症等特別な要因がない限り、制度改正がある年度等は施設に対して予め周知の機会を設けることが望ましい。

2-2-6. 施設等利用給付

(1) 概要

① 事業費の推移

ア 保育料等給付費（認可外保育施設等無償化）

(単位：千円、人)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額		262,200	167,220
	決算額		20,090	52,958
財源内訳	国庫支出金		10,045	26,479
	県支出金		5,022	13,239
	一般財源		5,023	13,240
延べ利用人数			4,900	10,765

※参考までに、令和 2 年度について事業別の内訳を示す。

(単位：千円、人)

	事業費		財源内訳			延べ 利用 人数
	予算額	決算額	国庫 支出金	県 支出金	一般 財源	
認定こども園及び幼稚園の預かり保育	149,160	40,023	20,012	10,006	10,005	10,239
認可外保育施設保育料（0～2歳/上限 42,000 円）		1,043	521	260	262	38
認可外保育施設保育料（3～5歳/上限 37,000 円）		11,077	5,539	2,769	2,769	426
一時預かり事業（0～2歳/上限 42,000 円）		292	146	73	73	19
一時預かり事業（3～5歳/上限 37,000 円）		523	261	131	131	43
病児・病後児保育事業（0～2歳/上限 42,000 円）	18,060	0	0	0	0	0
病児・病後児保育事業（3～5歳/上限 37,000 円）		0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業（0～2歳/上限 42,000 円）		0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業（3～5歳/上限 37,000 円）		0	0	0	0	0
合計	167,220	52,958	26,479	13,239	13,240	10,765

イ 私立幼稚園給付費（新制度未移行幼稚園）

（単位：千円、施設、人）

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額		307,158	435,262
	決算額		316,800	440,264
財源内訳	国庫支出金		158,478	220,132
	県支出金		79,161	110,066
	一般財源		79,161	110,066
対象施設数			13	10
平均利用児童数			2,555	1,537

② 目的

我が国における急速な少子化の進行及び幼児教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、国の施策として令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始された。

③ 内容

ア 保育料等給付費（認可外保育施設等無償化）

子育てのための施設等利用給付認定を受けている児童が、認定こども園及び幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育を利用した際の利用料を給付する。（以下、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育を総称して「認可外保育施設等」という。）

1) 対象年齢

- ① 住民税非課税世帯の 0～2 歳児
- ② 3～5 歳児

2) 対象児童

- ① 1 号認定子どものうち、子育てのための施設等利用給付認定を受けた児童
- ② 認可外保育施設等を利用する、子育てのための施設等利用給付の認定を受けた児童

3) 月額上限額

- ① 認定こども園及び幼稚園の預かり保育
預かり保育の利用日数×450 円と 11,300 円（満 3 歳児は 16,300 円）を比較して小さい額
- ② 認可外保育施設等
 - ア) 住民税非課税世帯の 0～2 歳 42,000 円
 - イ) 3～5 歳児 37,000 円

イ 私立幼稚園給付費（新制度未移行幼稚園）

新制度未移行の私立幼稚園に通園し、子育てのための施設等利用給付認定を受けている利用者の入園料及び保育料を施設を通して給付する。

- 1) 対象年齢 満3～5歳児
- 2) 対象児童 子育てのための施設等利用給付認定を受けていること
- 3) 月額上限額 25,700円

(2) 検討内容

施設等利用給付費の支給については、利用者への償還払い又は施設による法定代理受領のいずれかを市町村の実情に応じて選択できるようになっている。償還払い又は法定代理受領の事務については、内閣府より「施設等利用給付事務等の実務フロー【第2版】（令和元年9月5日）」（以下、「実務フロー」という。）が公表されており、これを参考に構築することとなる。そこで、担当課への質問及び関連資料の閲覧により次の点について確認した。

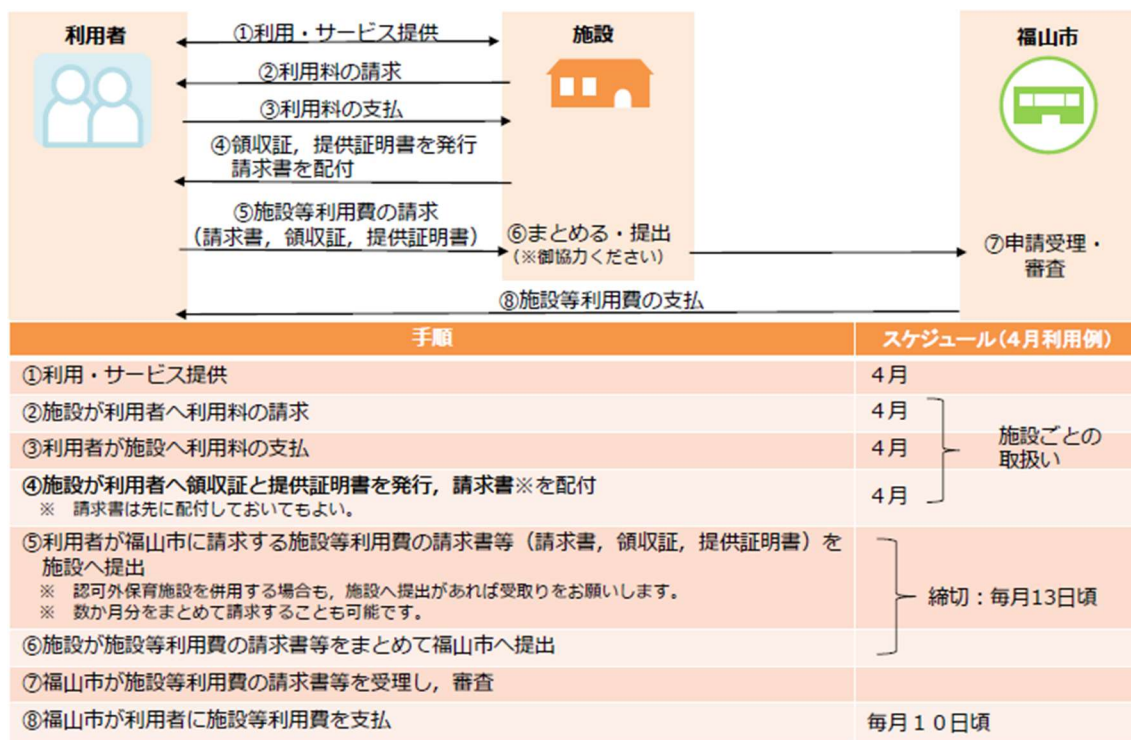
- ① 福山市における施設等利用給付費に係る事務はどのようになっているか。
福山市における償還払い及び法定代理受領の別は次のとおりである。

区分	給付方法		
	保育料	在籍園の預かり保育	在籍園以外の預かり保育（※）
幼稚園（未移行）	法定代理受領（市内園・市外園）	償還払い（市内園・市外園）	償還払い（市外園のみ）
幼稚園（新制度）		法定代理受領（市内園） 償還払い（市外園）	償還払い（市外園のみ）
認定こども園（教育部分）		法定代理受領（市内園） 償還払い（市外園）	償還払い（市外園のみ）
認可外保育施設	償還払い		
一時預かり事業 病児・病後児保育 ファミリーサポートセンター	償還払い		

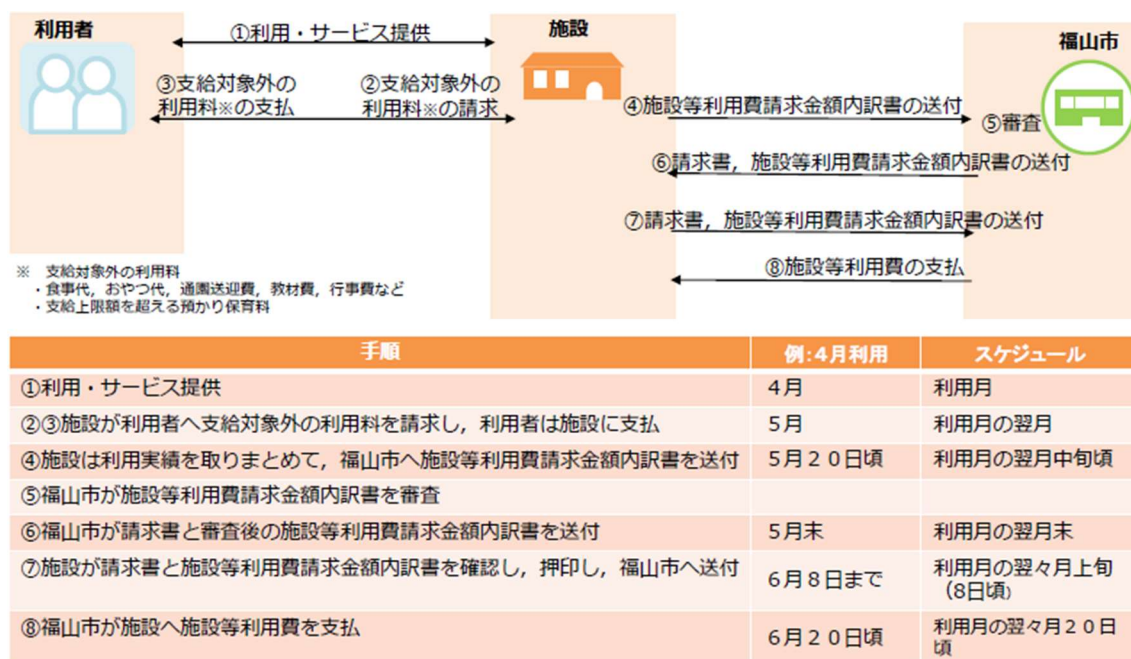
※ 在籍園以外での預かり保育の利用が可能となる場合の要件

在籍園（幼稚園等）が預かり保育を実施していない場合や、実施していたとしても十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数が200日未満）に限り、在籍園以外の預かり保育の利用料金も無償化の対象となる。なお、市内園でこれらの要件に該当する園はない。

ア 福山市における償還払いの事務フロー



イ 福山市における法定代理受領の事務フロー



※ 2021年度の取扱い予定

(3) 監査の結果及び意見

- ① 施設等利用費を法定代理受領する場合に、施設において「特定子ども・子育て支援提供証明書」（以下、「提供証明書」という。）の交付事務がなされていなかったこと【指摘】

福山市における法定代理受領の事務フローには、提供証明書に係る事務フローがない。この点について担当課に確認したところ、幼児教育・保育の無償化が開始したのは令和元年10月からであるが、制度改革への対応に向けた実務の中で、内閣府が公表する実務フローの確認が漏れてしまったとのことであった。

法定代理受領の場合の提供証明書については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の第57条において、施設が市町村及び保護者へ交付するよう規定されている。

ただし、当該条項については、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）」等を踏まえ、市町村の負担軽減のための見直しが行われる予定である。具体的には、令和4年4月1日を施行日として、施設が法定代理受領する場合に義務付けられている保護者及び市町村に対する提供証明書の交付を、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（これらの施設における預かり保育事業も含む。）については不要とする改正がなされる予定である。

今後、福山市においては、法令等で定められた範囲内で効果的かつ効率的な事務体制を検討し構築することが求められる。

2-2-7. 病児・病後児保育事業

(1) 概要

① 事業内容

目的・ねらい等	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び児童の福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業内容	児童が病気の「回復期に至らない場合」又は「回復期」にあり、かつ、集団保育等が困難な期間において、病院又は診療所に付設された保育室などで一時的に保育を行う事業。
利用条件	市内に居住する0歳児から小学6年生※1までの児童のうち、次の要件のいずれかに該当する児童。 (1) 医療機関による入院治療の必要はないが、病気の状態(回復期含む。)にあることから、集団保育等が困難な時期にある児童で、保護者が勤務の都合等の社会的にやむを得ない事情により、家庭での育児を行うことが困難な児童 (2) 集団保育等を受けていないが、(1)と同様の状況にあると認められる児童
実施日	月曜日～金曜日(土、日、祝、12月29日～1月3日を除く)※1
利用時間	8:00～18:30※1
利用料金	日額2,000円(飲食費・診療費が改めて必要。)※2
実施施設	・橋高クリニック 病児・病後児保育室 「キッズルーム コアラ」 ・いぶき小児科 病児・病後児保育室 「ぐり～んキャッツ」 ・福山市民病院 病児・病後児保育室 ・おひさまこどもクリニック 病児・病後児保育「おひさま」

※1 実施施設により異なる。

※2 世帯の市町村民税の課税状況により、利用料の減免あり。

② 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	35,753	47,234	54,011
	決算額	35,469	39,111	37,493
財源内訳	国庫支出金	11,830	12,966	12,456
	県支出金	11,736	12,966	12,456
	一般財源	11,903	13,179	12,581

(2) 検討内容

福山市子育て支援事業実施要綱第2条により「子育て支援事業」の中に病児・病後児保育事業が含まれており、当事業にかかる事務手続等は「福山市子育て支援事業実施要綱

(以下「実施要綱」という。)」及び「福山市子育て支援事業補助金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)」に規定されている。

まず、委託料が交付要綱等に定める方法によって正しく計算されているか、交付要綱に規定する委託料の算定方法は妥当かという視点で検討を行った。

福山市の病児・病後児保育事業にかかる委託料の金額は、交付要綱第6条に表1の第2欄に定める基準額と、表1の第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とされている。

令和2年度末において、福山市では病児対応型の4施設で実施されているが、各施設の過去5年間の延べ利用児童数及び委託料(運営基本分)は、表2及び表3のとおりであった。表1第2欄(2)実績加算分の対象となるには、延べ利用児童数が1,000人を超える必要があるが、過去5年間で一番多い延べ利用児童数で753人であり、過去に実績加算分の対象となった実施施設はない。また、施設Dについては令和元年及び令和2年度において他の施設と比較して金額が低くなっているが、事業期間が12か月に満たないことが理由である。なお、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱では、病児保育事業にかかる交付金の加算分は50人以上から段階的に増額されている。

表1 (福山市子育て支援事業補助金等交付要綱別表 一部抜粋)

第1欄	第2欄	第3欄
区分	基準額	対象経費
病児・病後児保育事業	次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算定された額 (1)運営基本分 I 病児対応型 年額額10,154,000円 II 病後児対応型 年額6,215,000円 (2)実績加算分 利用児童数が1,000人を超えた場合 10,200円×1,001人目以降の延べ利用児童数 (3)利用料加算分 次の区分に該当する世帯の利用料 I 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者の世帯又は、当該年度(4月から8月までの間においては、前年度)分の市町村民税が非課税である世帯 利用料の全額(限度額2,000円)×延べ利用児童数 II I以外の当該年度(4月から8月までの間については前年度)分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割額が48,600円未満の世帯 利用料の半額(限度額1,000円)×延べ利用児童数 (4)新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 1か所当たり年額 500,000円	病児・病後児保育事業に必要な経費及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費

※事業期間が12か月に満たない場合は、事業月数に応じて月割計算を行う。

表2 延べ利用児童数

(単位：人)

実施施設	定員	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設A	6名	328	532	387	372	112
施設B	6名	702	753	670	688	355
施設C	4名	311	310	304	326	158
施設D	6名	329	321	306	191	16
計		1,670	1,916	1,667	1,577	641

表3 委託料（運営基本分）

(単位：円)

実施施設	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設A	8,723,000	8,723,000	8,723,000	10,027,000	10,154,000
施設B	8,723,000	8,723,000	8,723,000	10,027,000	10,154,000
施設C	8,723,000	8,723,000	8,723,000	10,027,000	10,154,000
施設D	8,723,000	8,723,000	8,723,000	8,355,833	6,769,333
計	34,892,000	34,892,000	34,892,000	38,436,833	37,231,333

次に、委託料に係る事務は実施要綱及び交付要綱等に基づいて正確に行われているか、また事務の流れは効率性・有効性等を考慮し、適切に整備及び運用されているかという視点で検討を行った。

委託料の請求及び支払いについて、運営基本分は3ヵ月ごと、実績加算分及び利用料加算分は毎月各施設から請求され、市は施設からの請求書を受理した日から30日以内に支払う流れとなっている。毎月の実施状況については翌月10日までに各施設から市に病児・病後児保育事業実施状況報告書（月報）が提出され、委託期間終了後30日以内に各施設から市に病児・病後児保育事業実績報告書（病児・病後児保育事業委託契約書 別紙様式3）が提出される契約となっている。交付要綱第10条に規定されている実績報告は、この事業実績報告書により行われる。なお、事業実績報告書には以下の書類が添付され、市ではこれらの書類審査を行っている。

病児・病後児保育事業実績報告書添付書類一覧

病児・病後児保育事業資金報告書
職員雇用状況等一覧表
病児・病後児保育事業実施報告書
職員俸給額及び非常勤職員給与（賃金）明細
病児・病後児保育事業収支精算書

(3) 監査の結果及び意見

① 交付要綱について【意見】

福山市の病児・病後児保育事業にかかる委託料の金額は、交付要綱第6条に「別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額

から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。」と規定されているが、交付要綱別表には、病児・病後児保育事業にかかる委託料の計算と、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下「感染拡大防止事業」という。）にかかる補助金の計算がまとめて規定されている（表1参照）。しかし、福山市で実際に行われている事務は、病児・病後児保育事業にかかる基準額（表1第2欄（1）～（3））と病児・病後児保育事業に必要な経費を比較し、感染拡大防止事業の基準額（表1第2欄（4））と感染拡大防止事業の経費を比較して補助金等の金額が算定されているため、現在の規定方法では交付要綱とは異なる事務が行われていると評価する余地がある状況である。

国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」には、感染拡大防止事業は病児保育事業とは別の区分に規定されており、これと同様の規定に変更するか、感染拡大防止事業のみの要綱を作成する等の対応を検討していただきたい。

② 実施要綱について【意見】

実施要綱第4条に「子育て支援事業の実施主体は、市又は市内に所在する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、病院若しくは診療所の設置者・・・」と規定されているが、この文言では病院等が病児・病後児保育事業の実施主体であるとの誤解を生じさせてしまう。

国の病児保育事業実施要綱には、「実施主体は、市町村とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。」と規定されている。当事業を実施施設に委託した場合においても、主体はあくまで行政であり、事業についての最終的な責任は委託者である行政に帰属する。実施要綱第4条について、適切な文言へ変更すべきである。

③ 実績報告書の審査（人件費）について【意見】

担当課へヒアリングを行ったところ、看護師等が病児・病後児保育事業以外の業務に従事した時間にかかる人件費について、病児・病後児保育事業に必要な経費から除外していることの確認が行われていなかった。また、提出を受けた人件費明細の一部において、一人の職員の法定福利費が職員棒給額の半分以上の金額となっており異常値であるものの、施設へのヒアリングや賃金台帳等の追加書類を求めるなど十分な審査が行われた形跡が確認できないものがあった。

病児・病後児保育事業に必要な経費の中で、「人件費支出」の占める割合は大きく重要な区分である。審査時には、各書類間の整合性の確認のみならず、審査書類が事実に基づいて正確に作成されているか、事業に必要な経費に該当するかといった観点からも審査する必要がある。そのためにも、事業実績報告書の提出を受ける際に、給与額等の根拠資料や、従事した作業時間のわかる資料を添付してもらうことが望ましいと考える。

④ 実績報告書の審査（事務費及び事業費）について【意見】

「事務費支出」及び「事業費支出」について、支出内容の確認がなされていなかった。

収支精算書上の「人件費支出」については、職員雇用状況等一覧表や人件費明細表により内容を確認できるが、収支精算書上の「事務費支出」及び「事業費支出」については、科目の合計金額のみ記載されており、各科目の詳細な支出内容については書類上では確

認することはできない。そのため、事業に必要な経費に該当するかどうかについては、実績報告書等を審査する際に確認することができない。

実績報告書の提出を受ける際に、領収書等の支出内容のわかる書類を合わせて受領するか、もしくは支出内容がわかるように収支精算書に明細を記載してもらう等により、事業に必要な経費であるかを審査時に確認することが望ましいと考える。

⑤ 実地調査の実施【意見】

各施設と締結している福山市病児・病後児保育事業委託契約書には、「事業の実施状況について、調査及び監査することができる」と規定されているが、福山市では事業開始した平成 16 年度から一度も病児・病後児保育事業を実施している施設に実地調査が行われていなかった。

「子ども・子育て支援法施行規則」第 1 条の 3 には、看護師等の配置人数や、施設の要件などの設置基準が規定されており、また、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）」第 53 条～第 61 条には、提供日、提供日ごとの時間帯、支援の具体的な内容等の記録がされているか、利用料と特定費用の額を区分して領収書が交付されているか等の運営基準が規定されている。これらの規定の遵守状況や実績報告の正確性等について、頻度は別にしても、実地調査を行い確認する必要があると考える。

⑥ 委託料の計算方法の改善について【意見】

過去の実績を見ると、病児・病後児保育事業の実施施設は実績加算分の対象となったことはなく、延べ利用児童数や定員にかかわらず同じ委託料が支払われている。

当事業の実施施設では、職員の配置要件により人件費が固定的にかかるため、現在のように運営基本分を引き上げ、実施施設を増やすという考え方も理解できる。また、立ち上げ初年度等は事業が軌道に乗っていないため、このような支給方法が適切である場合もある。この点、国の病児保育事業実施要綱が平成 28 年に一部改正され、看護師等が緊急時に駆けつけられる場合には常駐を要件としない旨が明記されており、以前よりは固定費を抑えることが可能となっている。また、平成 16 年度に事業を開始し 15 年以上経過していることから、より効率的かつ効果的な委託費の算定方法を検討すべきと考える。

病児・病後児保育事業の利便性を向上させ、利用児童数を増やすためには実施施設の努力も必要不可欠である。その意欲をより高めるためにも実績加算分の基準人数を下げるなど、委託料の計算方法の見直しについて検討していただきたい。

2-2-8. 地域子育て支援拠点事業（私立分）

(1) 概要

① 事業内容

目的・ねらい等	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。
事業内容	(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

② 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	122,137	125,412	132,490
	決算額	121,197	123,520	131,890
財源内訳	国庫支出金	40,398	41,173	44,217
	県支出金	40,398	41,173	44,217
	一般財源	40,401	41,174	43,456

(2) 検討内容

福山市子育て支援事業実施要綱第2条により「子育て支援事業」の中に地域子育て支援拠点事業が含まれており、当事業にかかる事務手続等は「福山市子育て支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」及び「福山市子育て支援事業補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に規定されている。なお、後述の子育てサポートステーション事業については、「福山市子育てサポートステーション事業実施要綱」に実施要件や手続が規定されている。

① 地域子育て支援拠点事業にかかる交付要綱等について

委託金が交付要綱に定める方法によって正しく計算されているか、委託金の算定方法は妥当かという視点で検討を行った。

交付要綱において、地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の金額は、表1の第2欄に定める基準額と、表1の第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とされている（交付要綱第6条）。そして、福山市における当事業の実施施設は、表1の第2欄(1)に記載されている3つのいずれかの実施形態をとっており、その事業形態が委託金の算定の基礎となっている。

国の地域子育て支援拠点事業実施要綱によると、地域子育て支援拠点事業の事業形態は、「一般型」と「連携型」とに大別される。「一般型」は、平成25年度の改正により、従来の「ひろば型」と「センター型」が統合されたものであり、「連携型」は、従来の「児童館型」が実施対象施設や日数の見直しにより移行したものである。このうち福山市の当

事業の委託施設は、すべて「一般型」の事業形態をとっている。そして、その中で従前から「センター型」の事業形態をとっており「一般型」に統合されたあとも引き続き同様の事業形態を維持している施設については、表1の第2欄(1)の上から2番目の区分として、別の委託金額が設定されている。また、表1の第2欄(1)の上から3番目の区分に記載の「福山市子育てサポートステーション実施要綱に基づく場合」とは、以前広島県の委託事業として福山市内の大型商業施設内で実施していた「広島県子育てサポートステーション運営事業」が平成28年3月をもって事業終了となった際に、福山市がその事業を継続実施するために設定された区分である。現在の規定では、新規の施設がこの区分の対象施設になることはなく、対象施設は1施設のみとなっている。

表1 (福山市子育て支援事業補助金等交付要綱別表 一部抜粋)

第1欄	第2欄	第3欄
区分	基準額	対象経費
地域子育て支援拠点事業	次の(1)及び(2)により算定された額	地域子育て支援拠点事業に必要な経費及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費
	(1)一般型 1か所当たり年額 4,011,000円	
	福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成22年10月13日福児庶第287号「旧要綱」)第4条第2号に規定するセンター型として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合 1か所当たり年額 8,152,000円	
	福山市子育てサポートステーション実施要綱に基づく場合 1か所当たり年額 11,640,000円	
	(2)新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 1か所当たり年額 500,000円	

※事業期間が12か月に満たない場合は、事業月数に応じて月割計算を行う。

一方、国から自治体への地域子育て支援拠点事業にかかる交付金について定められている「子ども・子育て支援交付金交付要綱」では、次の表2のように開設日数と職員の配置状況によって交付金額が設定されている。

表 2 (子ども・子育て支援交付金交付要綱 一部抜粋)

1 運営費 (1 か所当たり年額)	
ア 基本分	
(ア) 3～4 日型	
・職員を合計 3 名以上配置する場合	×××円
・職員を合計 2 名配置する場合	×××円
(イ) 5 日型	
・常勤職員を配置する場合	×××円
・非常勤職員のみを配置する場合	×××円
(ウ) 6～7 日型	
・常勤職員を配置する場合	×××円
・非常勤職員のみを配置する場合	×××円
<p>※ (イ) 及び (ウ) について、「平成 24 年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p>	

② 委託金に係る事務について

委託金に係る事務は法令等に基づいて正確に行われているか、また事務の流れは効率性・有効性等を考慮し、適切に整備及び運用されているかという視点で検討を行った。

令和 2 年度において地域子育て支援拠点事業の委託先は 27 施設あるが、子育てサポートステーション事業の実施施設を除く 26 施設はすべて私立保育所及び私立認定こども園であり、子育てサポートステーション事業の実施施設においても一時預かり事業を実施している。そのため、私立保育所等で実施されている延長保育事業や一時預かり事業等と地域子育て支援拠点事業は、基本的に同じ事務の流れとなっており、使用する様式はまとめて事業実施施設に送付され、支払業務や審査業務についても同時に行われていることから効率化が図られているといえる。また、事業実績報告の書類審査時に他の事業の書類と同時に審査することで、同じ職員が複数の事業で二重に計上されていないかのチェックが行われていることを確認した。なお、延長保育事業等は年 2 回の支払いであるが、地域子育て支援拠点事業は 3 か月ごとに年 4 回委託金を支払う流れとなっている。

(3) 監査の結果及び意見

① 地域子育て支援拠点事業にかかる要綱について【意見】

ア 開設日数等による区分について

地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の算定において、交付要綱別表の規定方法では、新規の実施施設の委託金は開設日数等にかかわらず、すべて同じ金額となってしまう、施設の実施レベルに応じた支援を行うことができない。また、委託先の見直しを行

っていないため現在の規定になっているとのことであるが、確かにすべての既存の実施施設がそのままの事業形態を維持するという前提では現在の要綱でも問題はないが、限られた財源の中、地域のニーズの変化に対応するためには、今後既存の実施施設の見直しも含めた全体的な検討が必要になることも想定される。

そのため、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定されているように、開設日数や職員の配置等により区分するなど、実施施設の実施レベルに応じた委託金を出せるような規定方法への改訂について検討していただきたい。

イ 実施形態及び要件等の明確化

福山市の地域子育て支援拠点事業の委託金の対象となる区分の一つとして、「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱第4条第2号に規定するセンター型として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合」と交付要綱別表（表1参照）に規定されているが、「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱」は、実施要綱が施行された平成27年4月1日に効力を失っており、現在の福山市の要綱には、この区分の実施形態及び要件が規定されていない。

また、もともと「福山市地域子育て支援拠点事業実施要綱」や複数の事業の実施要綱をまとめて実施要綱が施行された経緯があり、複数の事業が一つの要綱にまとめられていることで、各事業の詳細な実施形態や要件等が明記されていない。

地域子育て支援拠点事業については、以前のように一つの事業のみで実施要綱を作成し、事業の目的、事業内容、実施形態及び要件、事業にかかる手続等について詳細に規定する方がより適切であると考えます。要綱の体系の見直しも含めて検討していただきたい。

ウ 参照条文について

実施要綱第2条第3号において、「地域子育て支援拠点事業実施要綱4①及び②に定める」と規定されているが、参照されている国の要綱を確認したところ、正しくは「地域子育て支援拠点事業実施要綱4(2)に定める」との記載が正しいと考えるので、修正されたい。

エ 交付要綱別表の規定について

福山市の地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の金額は、交付要綱第6条に「別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。」と規定されているが、交付要綱別表には、地域子育て支援拠点事業にかかる委託金の計算と、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（以下「感染拡大防止事業」という。）にかかる補助金の計算がまとめて規定されている（表1参照）。しかし、福山市で実際に行われている事務は、地域子育て支援拠点事業にかかる基準額（表1第2欄(1)～(3)）と地域子育て支援拠点事業に必要な経費を比較し、感染拡大防止事業の基準額（表1第2欄(4)）と感染拡大防止事業の経費を比較して補助金等の金額が算定されているため、現在の規定方法では交付要領とは異なる事務が行われていると評価する余地がある状

況である。

国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」には、感染拡大防止事業は地域子育て支援拠点事業とは別の区分に規定されており、これと同様の規定に変更するか、感染拡大防止事業のみの要綱を作成する等の対応を検討していただきたい。

② 実績報告書の審査について【意見】

実績報告の審査時において、事業に必要な経費の支出内容の確認がなされていなかった。

地域子育て支援拠点事業実績調書の歳出内訳である「事務費支出」及び「事業費支出」について、科目の合計金額のみ記載されており、各科目の詳細な支出内容については書類上では確認することはできない。そのため、事業に必要な経費に該当するかどうかは、実施報告書等を審査する際に確認できていない。

実績報告書の提出を受ける際に、領収書等の支出内容のわかる書類を合わせて受領するか、もしくは支出内容がわかるように収支精算書に明細を記載してもらう等、事業に必要な経費であるかを確認すべきであると考えます。

③ 実地調査の実施【意見】

地域子育て支援拠点事業の実施施設に対して、実地調査が行われておらず、また要綱や委託契約書を確認したところ、実地調査についての規定が確認できなかった。

牽制機能を生じさせるため、定期的に実地調査を行い、職員の配置状況や実施報告書の記載内容の正確性等について確認することを検討していただきたい。

2-2-9. 延長保育事業及び一時預かり事業

(1) 概要

① 事業内容

ア 目的・ねらい等

延長保育事業	一時預かり事業 (一般型)	一時預かり事業 (幼稚園型)
就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされているため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	幼稚園等の教育時間の前後や長期休業日等に、保護者の要請等に応じて希望する者を対象に保育事業を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備するとともに、児童福祉の向上を図るもの。

イ 事業内容

延長保育事業	一時預かり事業 (一般型)	一時預かり事業 (幼稚園型)
保護者の就労形態の多様化に伴い、保護者の就労時間や家庭状況等を考慮する中で、保育標準時間(保育短時間)を超えて保育を実施する施設に対し、延長保育に必要な経費(人件費等)を補助するもの。	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児を保育所等で預かり、必要な保護を行うための経費の一部を助成することにより、必要な保育を確保する事業	幼稚園等に在籍する満3歳児以上の幼児が、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園又は認定こども園等で受けた一時預かり、必要な保護を行う事業に係る経費の一部を助成することにより、必要な保育を確保する事業

ウ 対象施設

延長保育事業	一時預かり事業 (一般型)	一時預かり事業 (幼稚園型)
私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業のうち、職員の配置基準及び利用者数が実施要件を満たす施設	私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園）のうち、設備基準及び職員の配置基準を満たす施設	私立認定こども園、私立幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園）

② 事業費の推移

ア 延長保育事業

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	87,500	88,832	89,139
	決算額	78,496	69,134	57,732
財源内訳	国庫支出金	25,975	22,973	19,190
	県支出金	25,975	22,973	19,190
	一般財源	26,546	23,188	19,352

イ 一時預かり事業(一般型)

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	49,735	49,731	48,648
	決算額	40,892	46,005	34,116
財源内訳	国庫支出金	13,630	13,477	11,538
	県支出金	13,630	13,477	11,538
	一般財源	13,632	19,051	11,040

ウ 一時預かり事業 (幼稚園型)

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	5,008	4,416	16,657
	決算額	4,229	6,172	16,051
財源内訳	国庫支出金	1,410	1,808	5,245
	県支出金	1,410	1,808	5,245
	一般財源	1,409	2,556	5,561

※福山市では、予算執行単位である細事業名は、延長保育事業は「時間延長保育事業補助」、一時預かり事業(一般型)は「時間延長保育事業費補助」、一時預かり事業(幼稚園型)は「一時預かり事業費補助」とされている。

(2) 検討内容

福山市子育て支援事業実施要綱第2条により「子育て支援事業」の中に延長保育事業及び一時預かり事業が含まれており、当事業にかかる事務手続き等は「福山市子育て支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」及び「福山市子育て支援事業補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に規定されている。

① 補助基準額の算定について

補助金が交付要綱に定める方法によって正しく計算されているか、補助金の算定方法は妥当かという視点で検討を行った。

ア 延長保育事業（保育所及び認定こども園の場合）

延長保育事業にかかる補助金の計算には、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2つの区分がある。保育必要量に応じて市が認定を行うものであるが、保育標準時間は1日最大11時間、保育短時間は1日最大8時間まで利用可能となっており、それぞれの利用時間は各保育施設の開所時間等に応じて決められている。その利用時間から外れた時間を利用する場合は延長保育となっている。

保育標準時間認定の場合、延長時間区分と平均対象児童数により金額が算出される。平均対象児童数とは、年間の各延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均した数をいう。延長時間区分ごとに、平均対象児童数に応じて各施設における金額が段階的に設定されており、各区分の合計に減免を行った場合の加算分を加えた金額が補助金の基準額となる。

保育短時間認定の場合は、延長時間区分と在籍している短時間認定児童数により金額が算出される。保育標準時間認定の場合と異なり、在籍児童1人当たり年額が延長時間区分ごとに設定されており、その単価に在籍児童数を乗じた金額に減免を行った場合の加算分を加えた金額が補助金の基準額となる。

イ 一時預かり事業

一時預かり事業にかかる補助金の計算は、「一般型」は年間延べ利用児童数に応じて1か所当たりの年額が設定されている。「幼稚園型」は、在籍園児と在籍児童以外の児童で単価は異なるが、児童1人当たり日額が設定されており、それに年間延べ利用児童数を乗じた額が補助金の基準額となる。

延長保育事業及び一時預かり事業は、子ども・子育て支援交付金交付要綱に合わせており、その国の要領が改訂となった場合には、福山市においても単価の変更がなされる。

また、補助金の交付にかかる資料を閲覧したが、特に問題となるものは見受けられなかった。

② 補助金に係る事務について

補助金に係る事務は法令等に基づいて正確に行われているか、また事務の流れは効率性・有効性等を考慮し、適切に整備及び運用されているかという視点で検討を行った。

延長保育事業及び一時預かり事業にかかる補助金の交付事務にかかる年間のスケジュールは、以下の流れとなっている。

9月	・子育て支援事業補助金交付申請書及び実績報告書様式送付
10月	・子育て支援事業補助金交付申請書（実施計画書）提出
12月	・子育て支援事業補助金交付決定通知書送付 ・補助金の支給（8か月分）
1月	・子育て支援事業補助金変更交付申請書提出
3月	・子育て支援事業補助金変更交付決定通知書送付 ・補助金の支給（4か月分）
翌年 4月	・子育て支援事業補助金実績報告書提出（前年度分）
翌年 5月	・子育て支援事業補助金精算

この流れを踏まえて、担当課へのヒアリング及び保存されている実施計画書や子育て支援事業補助金交付申請書等書類を閲覧した。サンプル抽出し、延長保育（一時預かり事業）事業実績調書の数値及び金額が、毎月施設から提出される延長保育（一時預かり事業）実績報告（月報）と整合しているかについて確認したところ、問題となるものは見受けられなかった。

なお、交付申請書及び実績報告書には、以下の書類が添付される。

交付申請	実績報告
補助金交付申請理由書	支援事業資金報告書
子育て支援事業資金計画書	各子育て支援事業実施調書
各子育て支援事業計画書	職員雇用状況等一覧表
職員雇用状況等一覧表	延長保育事業人件費明細表
延長保育事業人件費明細表	子育て支援事業補助金等精算書
子育て支援事業補助金等所要額調書	子育て支援事業補助金等収支決算書
子育て支援事業補助金等収支計算書（見込み）	

交付申請書及び実績報告書の様式はエクセル形式で配布され、延長保育や一時預かり事業などの複数の事業の様式、交付申請書及び実績報告書に関する様式がすべて一つのファイルとなっており、施設側の入力省力化できるように配慮されていた。

(3) 監査の結果及び意見

① 実地調査の実施【意見】

交付要綱別表によると、延長保育事業では「平均対象児童数」、一時預かり事業では、「年間延べ利用児童数」が補助金の算定の基礎となっているが、その人数については実施設から提出される延長保育（一時預かり事業）実績報告（月報）が根拠となり、そ

の正確性についてまでは検証できていない。実績報告書の審査の担当部署は保育施設課であるが、各施設への指導監査は別部署が行っており、指導監査の際に実績報告書の提出書類等に関する確認は行われていない。

牽制効果を生じさせるため、指導監査等を実施施設に対して行っている部署と連携して、会計帳簿や賃金台帳等の書類確認し、実績報告の際に提出された人件費明細や実績調書の数値の正確性を確認することが望ましいと考える。

2-2-10. 保育所等保育料

(1) 概要

① 事業内容

目的・ねらい等	保育所等を利用する世帯に適正な保育料を賦課し、収納することを目的とする。
事業内容	保育所等利用者に対し保育料の賦課・決定を行い、収納するもの。

② 過去3年間の収納率

(単位：円)

年度		調定額	収入済額	収入未済額	収納率
令和 2年度	現年度	688,316,620	684,843,310	3,473,310	99.50%
	過年度	27,835,758	6,747,455	21,088,303	24.24%
	計	716,152,378	691,590,765	24,561,613	96.57%
令和 元年度	現年度	1,395,995,140	1,391,693,270	4,301,870	99.69%
	過年度	41,227,410	15,378,472	25,848,938	37.30%
	計	1,437,222,550	1,407,071,742	30,150,808	97.90%
平成 30年度	現年度	2,272,529,910	2,260,354,440	12,175,470	99.46%
	過年度	50,723,160	17,043,060	33,680,100	33.60%
	計	2,323,253,070	2,277,397,500	45,855,570	98.03%

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、「3歳から5歳までの全ての子ども」と「0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども」の利用料が無料になっており、その影響で調定額が減少している。

(2) 検討内容

福山市の保育料の収納状況について、過去3年においては現年度分の収納率が99.5%前後と高い水準を保っており、保育料の無償化以降、滞納繰越分は年々減少している状況である。保育料にかかる令和2年度末の債権年齢表(表1)によると、一番古い債権は平成7年度のもので、1件当たりの金額は約1万円～数万円が大半という状況である。

表1 令和2年度末の債権年齢表

(単位：件、円)

年度	件数	金額	年度	件数	金額
平成20年度	45	523,710	平成7年度	8	189,400
平成21年度	18	292,100	平成8年度	19	356,900
平成22年度	18	431,600	平成9年度	44	1,300,200
平成23年度	7	149,700	平成10年度	51	1,375,980
平成24年度	23	486,750	平成11年度	63	1,294,600
平成25年度	25	403,100	平成12年度	87	1,583,600
平成26年度	14	154,800	平成13年度	66	1,259,400
平成27年度	38	794,400	平成14年度	24	394,500
平成28年度	85	1,036,473	平成15年度	36	528,300
平成29年度	83	1,195,890	平成16年度	10	121,200
平成30年度	107	1,957,680	平成17年度	10	352,500
令和元年度	77	1,191,700	平成18年度	23	279,700
令和2年度	151	3,473,310	平成19年度	43	520,700

この状況を踏まえて、収納及び滞納整理に係る事務の公平性は確保されているか、事務フローは効率性・有効性を考慮されているかという視点で検討を行った。

ヒアリング及び収納担当事務スケジュール等の資料を閲覧したところ、福山市では、以下のような保育料の納付促進体制がとられている。

	納付促進方法	実施区分
①	納付忘れ等の短期未納者（1～2か月程度の滞納）に対し、電話催告を行う。（毎月初め～1週間程度）	6月～12月
②	口振不納通知（毎月5日前後）	毎月
③	督促状の送付（毎月20日頃）※納期限後20日以内	毎月
④	児童手当徴収未申出者に対する申出促進及び自主納付の勧奨	随時
⑤	催告書の送付（現年度分）	隔月等
⑥	催告書の送付（滞納繰越分）	隔月等
⑦	次年度継続予定の長期滞納者（継続書類保留者）に対する呼出し	隔月等
⑧	児童手当徴収	6月、10月、2月
⑨	夜間・日曜納付相談	5月、8月、12月、3月
⑩	保育料収納事務協力員等による直接納付指導、口座振替加入勧奨	隔月等

⑪	期日呼出に応じない滞納者に対する保育所（園）への訪問指導及び徴収	10月～11月
⑫	延滞金請求	隔月等
⑬	滞納処分（財産調査・差押え）※ボーナス支給月を対象に実施	隔月等
⑭	執行停止・不納欠損	10月～1月

事務スケジュールについて、業務が集中しないように配慮されていた。また、児童手当からの徴収促進や、電話や書面等の様々な形で納付促進活動が行われていた。さらに収納対策連絡会議の議事録を確認し、保育料の収納率向上に向けた検討がなされていることを確認した。

また、ヒアリングにより滞納処分及び不納欠損の対象となる要件は以下のものであることを確認した。

滞納処分	以下の要件に両方当てはまる滞納者 ①納付指導を無視または分納誓約（納付誓約）を行っている場合でも誓約を履行していないこと（分納誓約から状況が変わっており、再度の分納誓約を行っている場合等は除く。） ②児童手当からの特別徴収を行うことができない、又は特別徴収のみでは完納が見込めない場合に無資力ではなく財産があり、かつその財産が金融資産の場合は、反対債権がないこと。
不納欠損	生活困窮又は居所不明（外国籍の世帯が母国に帰国した場合を含む。）等により、消滅時効にかかる時効期間が満了したとき（ただし、時効を援用しない特別の事情がある場合を除く。）。

さらに、滞納処分及び不納欠損にかかる対象者を検討する際の資料を閲覧した。滞納処分については、最終納付日や警告登録日などがシステムに入力されており、出力されたデータをもとに検討がなされていた。また、不納欠損については、納付状況や折衝状況が記載された執行停止一次判定一覧が作成され、所得状況を踏まえて判定されていることを確認した。

その結果、指摘すべき事項はなかった。

2-2-11. 子ども・子育て支援システム保守等

(1) 概要

① 事業内容

目的・ねらい等	教育・保育施設に在籍している児童、施設等利用給付、放課後児童クラブを利用している児童の管理を行うシステムについて、日々の業務が円滑に行えるようにすることを目的とする。
事業内容	システム機器のメンテナンス、運用相談及び制度改正等への対応を行う。

② 事業費の推移 (単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	10,016	39,068	34,845
	決算額	9,893	36,861	34,650
財源内訳	国庫支出金	0	36,861	26,277
	県支出金	9,893	0	8,373

③ 決算額の内訳 (単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保守委託料		9,180	9,265	10,780
改造 委託料	ネウボラ相談窓口対応	713	—	—
	サーバリプレス (win10 対応等)	—	6,696	—
	システム改修費 (無償化対応等) ※ 1	—	20,900	—
	日割減免対応 (新型コロナ対応) ※ 2	—	—	2,310
	台帳統合 (組織改正対応等) ※ 3	—	—	21,560
	小計	713	27,596	23,870
合計		9,893	36,861	34,650

- ※1 令和元年10月より開始される、幼児教育・保育の無償化により、新たな業務について、必要な改修を行うもの
- ※2 令和2年4月分以降の利用料を、子ども・子育て支援法施行令第24条第2項による対応可能な改修を行うもの
- ※3 保育所等関連業務及び放課後児童クラブ業務で同様のシステムを使用しているが、世帯情報や滞納情報をそれぞれ入力管理している。共有できる情報は共有することで、事務の簡素化が図れる。滞納情報を一括で確認できることにより対象者への対応が確実にできるようになるため改修を行うもの

(2) 検討内容

① 情報システムの三要素について

子ども・子育て支援システムは、「機密性」「完全性」「可用性」が確保され、かつ正常に維持されているかについて検討を行った。

福山市では、情報セキュリティに関する基本方針と対策基準を定めた「福山市情報セキュリティポリシー」とその実施手順を定めた「情報セキュリティ実施手順」により、福山市が保有する情報資産に関するセキュリティ対策がまとめられている。

「機密性」に関しては、システム権限一覧を入手し、不要なアカウントがないか、付与されている権限は適切であるか等の視点で検討を行った。なお、システム権限は、業

務ごとに付与されており、「施設等利用給付」、「副食費・預延長管理」、「保育」、「放課後児童クラブ」、「未移行幼稚園」、「幼稚園」の6つの業務が設定されていた。

「完全性」については、ヒアリング及びアクセスログを入手することで確認を行った。当システム導入時以降、作業員、作業内容等の全てのアクセスログがシステムに保存されており、ICT推進課によるモニタリングが常時行われている。

「可用性」に関して、情報システム運用管理手順書及び子ども・子育て支援サーバの運転スケジュールを入手し、複数の記録媒体に毎日バックアップがとられていることを確認した。

② 業者との契約について

契約相手の選定方法は、公正かつ合理性のあるものであるか。契約金額について、経済合理性の観点で問題はないかについて検討を行った。

子ども・子育て支援システムにかかる保守委託料及び改造委託料は、過去3年間の契約については、すべてA社との随意契約となっている。ヒアリングにより選定理由について確認したところ、福山市で導入している子ども・子育て支援システムは、全国の自治体で使用されているシステムであり、このシステムを開発したB社から開発及び保守にかかる全権を委任されているのがA社であるとのことであった。業務の効率性を考慮すると、A社にそのシステムの改修及び保守を随意契約で委託することは妥当であると考えられる。ただ、長期的に連続して同じ会社と随意契約を締結することは、競争の原理が働かず、契約金額が経済合理性のない金額となり、サービス品質の低下に繋がる可能性がある。この点、福山市では、見積書に記載の工数や単価が適切であるかを専門部署（ICT推進課）がチェックすることで、契約金額が適正であるかの確認がなされている。

(3) 監査の結果及び意見

① ユーザーIDの棚卸について【意見】

「情報セキュリティ実施手順」において、「認証情報が適切に維持管理されていることを、定期的（最低年1回）に点検する」と規定されているが、システム権限一覧を確認したところ、同一アカウントが二重に登録されているなど不要なIDが残っており、定期的にユーザーIDの棚卸が実施されていることを確認することができなかった。静脈認証やIP制御等によりセキュリティ対策が取られているとのことであり、現状セキュリティ上大きな問題が生じているわけではないが、不要なIDが存在している状態は好ましくないため、定期的なユーザーIDの棚卸を行うことが望ましいと考える。

② ユーザーIDの権限の付与について【意見】

当システムのシステム権限は、管理者権限、一般的な利用者権限及び閲覧権限の3種の権限が設定されている。個人名ごとに各業務の権限を集計したところ、その大半に1つ以上の業務の管理者権限が付与されていた。一般的に管理者権限は、システムの改変や機密情報の持ち出し、不正なアカウントの登録といった不正行為も容易であることから、付与する対象者は必要最低限とすべきである。IDの棚卸の際にシステム権限についても見直しを行っていただきたい。

2-2-12. 公立保育施設維持補修（工事請負費）

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円、施設)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	20,000	20,000	20,000
	決算額	19,106	19,486	19,761
財源内訳	国庫支出金	—	—	—
	県支出金	—	—	—
	市債	—	—	—
	その他	—	—	—
	一般財源	19,106	19,486	19,761
対象施設数		52	50	49
延べ利用者数		—	—	—

② 目的・内容

【目的・ねらい等】 公立就学前施設等の施設整備を行い、環境改善を図る。

【事業内容】 給排水設備改修工事、冷暖房設備機器改修工事など。

事業の詳細（令和 2 年度分より抜粋）

(単位：円)

No.	工 事 名 称 (保育所はすべて福山市立)	設計金額	契約金額	契約及び見積り	
				契約	見積り
1	中条保育所プール床改修工事	1,098,900	1,046,100	随意契約	2 者見積り
2	西保育所玄関庇塗装改修工事	283,800	275,000	随意契約	1 者見積り
3	西保育所駐車場フェンス扉改修工事	38,500	36,300	随意契約	1 者見積り
4	西保育所調理室窓改修工事	170,500	165,000	随意契約	1 者見積り
5	西保育所非常照明改修工事	1,163,800	1,100,000	随意契約	2 者見積り
6	西山手保育所非常照明改修工事	1,186,900	528,000	随意契約	2 者見積り
7	野上保育所非常照明改修工事	645,700	605,000	随意契約	2 者見積り
8	服部南保育所調理室換気扇改修工事	42,900	25,960	随意契約	1 者見積り
9	服部南保育所屋根改修工事	996,600	957,000	随意契約	2 者見積り
10	引野保育所外灯設置工事	299,200	297,000	随意契約	1 者見積り
11	引野保育所事務室他扇風機設置工事	255,200	209,000	随意契約	1 者見積り
12	引野保育所レースカーテン取付工事	133,100	128,700	随意契約	1 者見積り
13	柳津保育所子育て支援室網戸設置工事	59,400	55,000	随意契約	1 者見積り
14	柳津保育所乳児室カーテン設置工事	36,300	31,900	随意契約	1 者見積り

15	柳津保育所非常照明改修工事	877,800	616,000	随意契約	2者見積り
16	山手保育所1歳児保育室掃出し窓網戸取付工事	30,800	27,500	随意契約	1者見積り
17	山手保育所受変電設備改修工事	1,248,500	1,210,000	随意契約	2者見積り
18	山手保育所駐車場改修工事	299,200	294,800	随意契約	1者見積り
19	山手保育所他3所遊具改修工事	243,100	237,600	随意契約	1者見積り

(2) 監査の結果及び意見

① 設計金額の合理性の検討について【意見】

上記工事のうち、以下の2つの工事はいずれも同じ内容の照明工事で設計金額も近い額にもかかわらず、請負金額に大きな差額が生じていた。

(単位：円)

No.	工事名称	設計金額	契約金額
5	西保育所非常照明改修工事	1,163,800	1,100,000
6	西山手保育所非常照明改修工事	1,186,900	528,000

その理由について確認したところ、「随意契約の場合、最低制限価格を設けていないため、こうした差異が生じる可能性がある。」とのことであった。

福山市では、競争入札の場合の落札価格については、設計金額に基づいた最低制限価格が設定されているため、設計金額から大きくかい離した価格で工事契約が行われることはない。一方、随意契約では、最低制限価格が設けられていないため、契約金額が設計金額からかい離が生じる場合がある。

このようなかい離が生じる要因としては、まず、業者側の企業努力ということが挙げられる。しかし、設計金額と市場価格との間のズレによるものである可能性も考えられる。設計金額が合理性のあるものであるためには、その設計金額が市場価格を適正に反映して設定されていることが必要である。上記の2工事のように設計金額が同じにもかかわらず、契約金額(見積金額)が大きく異なる事例については、その原因を検討し、設計金額の合理性を確認することが重要である。

2-2-13. 施設維持改良費

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円、施設)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	72,931	32,242	40,442
	決算額	71,421	27,909	38,729
財源内訳	国庫支出金	—	—	—
	県支出金	—	—	—
	市債	—	—	—
	その他	10,000	10,000	10,000
	一般財源	61,421	17,909	28,729
対象施設数		52	50	49
延べ利用者数		—	—	—

② 目的・内容

【目的・ねらい等】

公立保育所施設について、年次計画を作成して、老朽化している施設を改修するとともに、設備機器の更新を行い保育環境の改善を図る。

【事業内容】

維持修繕工事 便所段差解消工事、遊具改修工事、遊戯室床改修工事
 設備工事 ガス管改修工事、冷暖房設備改修工事、照明器具改修工事（LED化）
 その他 不動産鑑定評価、測量
 元宮前保育所隣接水路改修工事、園舎耐力度調査業務委託（駅家保育所）

事業の詳細（令和2年度分より抜粋）

No	工事名称 (保育所はすべて福山市立)	指名業種	工期		契約金額 (円)	契約及び見積り	見積書の保管状況	
			着手	完成			契約者分	相見積り分
1	ふくやま子育て応援センター分室調理室冷暖房設備改修工事	管	R02/12/15	R03/1/29	682,000	随意契約 1者見積り	原本	—
2	あけぼの保育所調理室冷暖房設備改修工事	管	R02/5/11	R02/6/30	1,177,000	随意契約 1者見積り	原本	—
3	あけぼの保育所便所新設給排水衛生空調設備工事	管	R02/12/10	R03/3/12	627,000	随意契約 2者見積り	原本	FAX又はコピー
4	あけぼの保育所便所新設工事	建築一式	R02/12/4	R03/3/12	770,000	随意契約 2者見積り	原本	FAX又はコピー
5	あけぼの保育所便所新設電気設備工事	電気	R02/12/14	R03/3/12	214,500	随意契約 1者見積り	原本	—
6	旭保育所外灯設置他電気設備工事	電気	R03/1/13	R03/2/12	118,800	随意契約 1者見積り	原本	—
7	旭保育所休養室冷暖房設備改修工事	管	R02/10/16	R02/11/13	85,800	随意契約 1者見積り	原本	—
8	旭保育所浄化槽段差解消工事	建築一式	R03/2/18	R03/3/31	114,400	随意契約 1者見積り	原本	—
9	旭保育所庇他改修工事	建築一式	R03/1/29	R03/3/31	1,155,000	随意契約 2者見積り	原本	FAX 1/28
10	旭保育所プール他塗装工事	塗	R02/12/25	R03/2/19	297,000	随意契約 1者見積り	原本	—
11	旭保育所便所衛生設備改修工事	管	R02/12/21	R03/2/26	278,300	随意契約 1者見積り	原本	—
12	旭保育所保育室3冷暖房設備設置工事	管	R02/12/18	R03/1/29	550,000	随意契約 2者見積り	原本	FAX 12/25
13	旭保育所保育室3冷暖房設備設置電気設備工事	電気	R02/12/15	R03/1/29	113,300	随意契約 1者見積り	原本	—
14	旭保育所保育室トランプライト壁面他塗装工事	塗	R03/1/13	R03/2/26	270,600	随意契約 1者見積り	原本	—
15	旭保育所遊具撤去工事	建築一式	R03/2/12	R03/3/31	490,600	随意契約 2者見積り	原本	FAX 1/28
16	内浦保育所ガス管改修工事	管	R03/1/28	R03/2/26	99,000	随意契約 1者見積り	原本	—
17	内海保育所事務室冷暖房設備改修工事	管	R03/2/10	R03/3/31	1,001,000	随意契約 1者見積り	原本	—
18	内海保育所調理室排水設備改修工事	管	R03/2/24	R03/3/31	1,195,700	随意契約 1者見積り	原本	—
19	熊野保育所ガス管改修工事	管	R02/11/4	R03/1/29	1,089,000	随意契約 2者見積り	原本	原本
20	熊野保育所遊戯室床改修工事	建築一式	R02/8/26	R02/10/8	1,265,000	随意契約 2者見積り	原本	原本
21	多治米保育所総合遊具設置工事	機械器具	R02/9/7	R02/11/13	1,287,000	随意契約 2者見積り	原本	原本
22	多治米保育所トンネル遊具撤去工事	建築一式	R02/9/28	R02/11/13	136,400	随意契約 1者見積り	原本	—
23	西保育所乳児室1他冷暖房設備改修工事	管	R02/10/13	R02/12/25	3,516,700	一般競争 10社入札	—	—
24	柳津保育所2階保育室便所衛生設備改修工事	管	R03/2/26	R03/3/31	495,000	随意契約 2者見積り	原本	FAX又はコピー
25	柳津保育所総合遊具設置工事	機械器具	R02/4/23	R02/6/19	1,100,000	随意契約 2者見積り	原本	原本
26	山手保育所屋外ガス設備撤去工事	管	R02/10/5	R02/12/25	242,000	随意契約 1者見積り	原本	—
27	山手保育所乳児室1他冷暖房設備改修工事	管	R02/10/9	R02/12/25	2,790,700	一般競争 12社入札	—	—
28	山手保育所乳児室1他冷暖房設備改修電気設備工事	電気	R02/10/2	R02/12/11	297,000	随意契約 1者見積り	原本	—

(3) 監査の結果及び意見

① 同一施設において同時期に行われる複数の少額工事の発注方法について【意見】

No.6 から 15 までの福山市立旭保育所における各工事は工期が令和 2 年 12 月前後とほぼ同時期に施行されている。また、いずれも金額が 130 万円未満の少額工事であるため、福山市契約規則に基づいて随意契約により契約が行われており、各工事について見積書の徴取状況を見ると、2 者からの徴取が 2 工事、1 者のみからの徴取が 7 工事となっている。

福山市契約規則 第 41 条（随意契約によることができる場合）

令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 予定価格が 130 万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。

No.6 から 15 までの工事の契約金額を合計すると 3,473,800 円となるため、仮に一つの工事として発注が行われていれば、随意契約ではなく競争入札によって契約を行うこととなったと考えられる。

これらの工事をそれぞれ別工事として発注することとなった理由については、「工事対象が電気設備、給排水設備、建築など工種が異なること、又同一工種においても関連性がなかったため。」とのことであった。

随意契約よりも競争入札による契約の方が契約金額の客観性は高まることから、同一施設において同時期に行われる複数の少額工事については、できるだけ一本化して発注することによって競争入札に付されることが望ましいと考える。

② 見積書の保管について【意見】

見積書については、コロナ対応として、原本提出の他に、電子メール又はファクシミリによる提出が行われている。その結果、見積書（契約を締結しない方の業者分）は、原本又は電子メール・ファクシミリの写しが保管されることとなっている。

随意契約においては、提出された見積書の比較によって請負業者が決定されることから、見積書は重要な契約関係書類と言える。電子メール又はファクシミリによって提出された見積書については、福山市の受信日を印字した上で保管することにより、契約関係書類としての根拠性を高めることができるものとする。

2-2-14. 施設維持改良費（耐震改修）

(1) 概要

① 事業費の推移

(単位：千円、施設)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	15,000	10,000	—
	決算額	12,310	9,382	—
財源内訳	国庫支出金	3,911	3,126	—
	県支出金	—	—	—
	市債	—	—	—
	その他	—	—	—
	一般財源	8,399	6,256	—
対象施設数		4	2	—
延べ利用者数		—	—	—

② 目的・内容

【目的・ねらい等】

昭和 56 年以前に建設された旧耐震基準の施設について、耐震診断及び耐震改修設計を行い、安心安全な保育環境の整備を図る。

【事業内容】

耐震診断及び耐震改修設計

対象施設 あげぼの、手城、新涯、緑丘、坪生、湯田、道上

事業の対象

公立幼稚園 全 9 園のうち耐震性のない 5 園

耐震性あり 4 園（西、新涯、郷分、道上）

耐震性なし 5 園（あげぼの、手城、緑丘、坪生、湯田）

事業開始（又は廃止）の背景・経過

福山市公立就学前教育・保育施設の再整備計画を踏まえ、地域における需要と供給のバランスや就学前施設の公立・私立の設置状況、児童数の推移などを総合的に判断しながら、幼稚園と保育所の統合を基本に認定こども園化による耐震化を進めてきた。

事業の詳細

(平成 30 年度分)

(単位：円)

工 事 名 称	契約日	工期 (完成)	契約金額
湯田幼稚園 保育棟耐震診断調査業務委託	H30/9/5	H31/3/15	2,290,032
湯田幼稚園 保育棟耐震診断調査業務委託 (設計変更)	H31/2/26	H31/3/15	94,608
あけぼの幼稚園 南側保育棟他耐震診断調査業務委託	H30/9/3	H31/3/15	4,428,000
坪生幼稚園 保育棟他耐震診断調査業務委託	H30/9/3	H31/3/15	3,402,000
道上幼稚園 管理・普通教室棟耐震診断調査業務委託	H30/9/3	H31/3/15	2,095,200

(令和元年度分)

(単位：円)

工 事 名 称	契約日	工期 (完成)	契約金額
緑丘幼稚園 保育棟他耐震改修工事設計委託	R01/7/10	R02/3/13	3,388,000
緑丘幼稚園 保育棟他耐震改修工事設計委託 (設計変更)	R02/1/28	R02/3/13	652,300
手城幼稚園 保育棟 (南側) 他耐震改修工事設計委託	R01/7/11	R02/3/13	4,620,000
手城幼稚園 保育棟 (南側) 他耐震改修工事設計委託 (設計変更)	R02/2/26	R02/3/13	721,600

(2) 監査の結果及び意見

① 耐震改修の進捗について【意見】

令和元年にかけて耐震診断調査や耐震改修工事設計などの業務委託が実施されているが、直近である令和 2 年度においては施設維持改良費 (耐震改修) についての事業費は計上されていない。

福山市の公立幼稚園の耐震化率が低い状況にあるため、建物の耐震化を図ることは重要であるが、出生数、就学前児童数の減少が広がっている状況にあり、耐震化工事の実施にあたっては、今後の保育需要の変化を見極めながら、予算化を検討する必要があることがその背景となっている。

また、幼稚園に限らず、就学前教育・保育施設の再整備については、『福山市公立就学前教育・保育施設の再整備計画』に基づき、集団保育の確保を基本に就学前子どもの数の推計や保護者のニーズ、地域の状況等を踏まえるとともに解決すべき課題を精査し、その内容と緊急性などを総合的に検討・判断する中で進めているのが現状である。

公立幼稚園 9 園のうち耐震性なしの施設は 5 園であり、また、公立保育所の中で旧耐震基準のままのものは 12 施設となっている。公立幼稚園・保育所ともに可能な限り早期の耐震化の完了が望まれる。

2-2-15. 財産台帳（土地、建物）の状況

(1) 概要（事業の目的・内容等）

保育施設課における事務分掌には「保育所等の財産台帳、用地取得、登記及び売買に関すること」と記載されており、財産台帳（土地、建物）の保管及びその管理を適切に行うことが求められている。

(2) 監査の結果及び意見

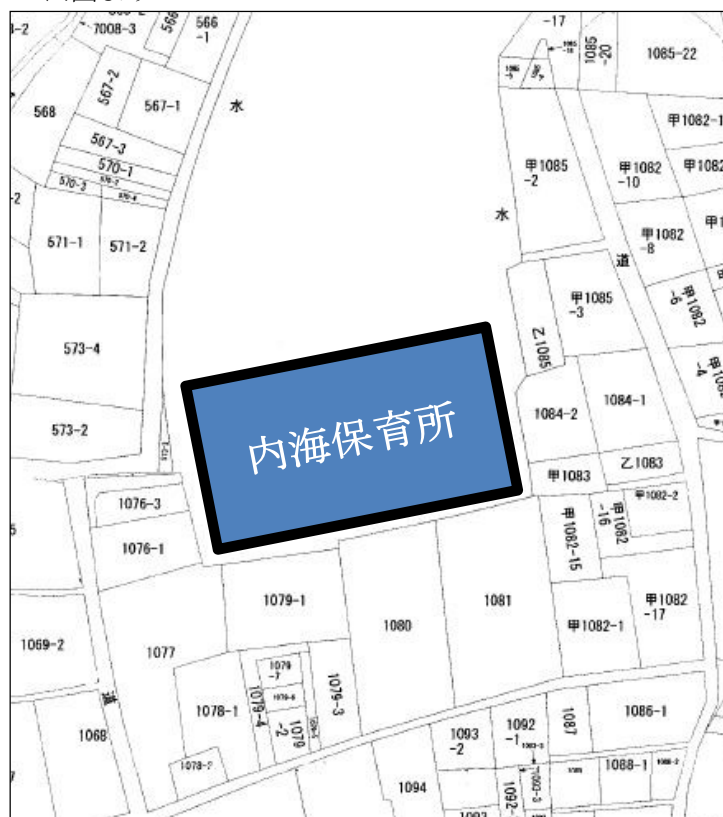
① 内海保育所用地の表示登記について【指摘】

財産台帳（土地、建物）を閲覧したところ、内海保育所の土地基本カードが見当たらず、地番、地積等の情報が不明であった。

内海保育所用地については、旧内海町時代の昭和50年に埋め立ての許可を県に貰い、埋め立てをしてできたものであり、その後、平成15年2月に旧内海町が福山市と合併したことによって福山市の財産に加わったものである。現在の土地の所有としては福山市となっているが、土地の表示登記を行っておらず、内海保育所は、公図上「海」となっており、登記簿や地番がないため、土地基本カードは作成されていないことがその理由である。

内海保育所は、市民に対して保育サービスを提供するために重要な福山市の行政財産である。すみやかに土地としての表示登記を行うことが必要である。

公図より



2-2-16. 普通財産（土地・建物）の状況

(1) 概要

保育所（普通財産）の状況

保育所に関する普通財産（土地・建物）の状況は以下のとおりであり、保育所の法人移管に伴って社会福祉法人に貸付けられているものが大部分となっている。

No.	(施設名)	(状 況)
1	旭保育所	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
2	加茂保育所	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
3	元法成寺保育所	令和3年11月1日付けで一般競争入札を実施
4	元輪光園保育所	保育備品倉庫として使用中
5	元戸手南保育所	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
6	元港町保育所	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
7	元松永東保育所	令和3年7月1日付けで一般競争入札を実施するも不 落のため、現在は随意契約（先着順）による申込受付 中
8	深津保育所	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
9	ひらの保育園	神辺町との合併前より保育所敷地として社会福祉法人 へ貸付中
10	元宜山東保育所	町内会に倉庫敷地として貸付中
11	元紅葉保育所	福山市本庁舎駐車場として使用中
12	元有地保育所	売却予定物件一覧（管財課 HP）へ掲載中
13	元今津保育所	令和3年1月13日に社会福祉法人へ売却
14	元道上保育所	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
15	元竹尋保育所	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
16	元紅葉保育所	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
17	元駅家東保育所	水路として使用しており、今後、整理する予定
18	松永東保育所 移転用地	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
19	元赤坂保育所	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
20	御幸保育所	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
21	深津保育所 移転用地	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中
22	元宮前保育所	法人移管に伴い社会福祉法人へ貸付中

(2) 監査の結果及び意見

① No.11 元紅葉保育所土地の管理担当課について【意見】

施設名	土 地		
	所在	地番	地積(m ²)
元紅葉保育所	東桜町	93 番	224.85
	東桜町	92 番	728.79
	東桜町	153 番 3	38.61

福山市東桜町所在の上記土地は、現在は福山市本庁舎駐車場として使用中であるが、保育施設課の業務に使用されているというよりも、市役所本庁全体で使用されている状況にあり、保育施設課において普通財産として管理するのではなく、市役所本庁において行政財産としての管理を行うことを検討すべきと考える。

2-2-17. 保育所用地の借受状況

(1) 概要（事業の目的・内容等）

保育所用地の借受状況については、主に児童送迎用駐車場として以下の 6 施設において賃貸借契約を締結している。

No.	保育所名	年間借受料 (令和 2 年度)	地 積 等	用 途
1	西多治米保育所	480,000 円	327.26 m ² の内 111.8 m ²	児童送迎用駐車場
2	柳津保育所	360,000 円	233.51 m ²	児童送迎用駐車場
3	常金丸保育所	202,093 円	391.00 m ²	送迎用駐車場
4	本郷保育所	5,917 円	16.3 m ² の内 9.52 m ²	敷地擁壁補強用
5	野上保育所	360,000 円 (5 台×月 6 千円)	665 m ² (33 台分) の内 100.75 m ² (5 台分)	児童送迎用駐車場
6	駅家保育所	324,000 円 (9 台×月 3 千円)	1,046 m ² (45 台分) の 内、209.2 m ² (9 台分)	児童送迎用駐車場

借受料と基準借受料との比較

福山市では、「福山市普通財産（不動産）貸付要領」において、土地を貸し付ける場合の基準貸付料年額を次のように規定している。

$$\text{基準貸付料年額} = \text{固定資産税評価額} \times 1.1 \times 4 / 100$$

それをふまえて、福山市が土地を借り受ける場合には、「土地借受料の取扱いについて（通知）」において、基準借受料に関しては「福山市普通財産（不動産）貸付要領」を準用することとされている。

各物件について契約開始時における基準借受料は次のとおりである。なお、No.5 及び No.6 については、借受料が駐車台数×近隣駐車場単価により決定されているため、基準借受料の算出は省略している。

[基準借受料（年額）の計算]

No.1 西多治米保育所

- ・令和2年度借受料 480,000 円
- ・契約開始時（平成22年）固定資産税評価額 15,144,793 円
- ・契約開始時（平成22年）基準借受料
 $15,144,793 \text{ 円} \times 1.1 \times 111.8 \text{ m}^2 / 327.26 \text{ m}^2 \times 4 / 100 = 227,648 \text{ 円}$

No.2 柳津保育所

- ・令和2年度借受料 360,000 円
- ・契約開始時（平成25年）固定資産税評価額 11,004,765 円
- ・契約開始時（平成25年）基準借受料
 $11,004,765 \text{ 円} \times 1.1 \times 4 / 100 = 484,209 \text{ 円}$

No.3 常金丸保育所

- ・令和2年度借受料 202,930 円
(契約開始時である平成27年度賃借料から同額)
- ・契約開始時（平成26年）固定資産税評価額 4,612,057 円
- ・契約開始時（平成26年）基準借受料
 $4,612,057 \text{ 円} \times 1.1 \times 4 / 100 \times 366 / 366 \text{ 日} = 202,930 \text{ 円}$

No.4 本郷保育所

- ・令和2年度借受料 5,917 円
- ・令和2年固定資産税評価額 230,265 円
- ・令和2年基準借受料
 $230,265 \text{ 円} \times 1.1 \times 9.52 \text{ m}^2 / 16.3 \text{ m}^2 \times 4 / 100 = 5,917 \text{ 円}$

(2) 監査の結果及び意見

① 土地賃貸借契約書について【指摘】

・No.1 西多治米保育所

令和元年の所有者死亡により、相続人代表と覚書を作成し、契約を継続中となっている。現在においては相続手続も完了していると思われるので、現在の所有者と新たに土地賃貸借契約書を作成するべきである。

・No.2 柳津保育所

契約日である平成25年4月1日において所有者死亡のため、相続人代表と賃貸借契約書を作成し、契約を継続中となっている。現在においては相続手続も完了していると思われるので、現在の所有者と新たに土地賃貸借契約書を作成するべきである。

② 借受料の改定について【意見】

・No.2 柳津保育所

借受料 360,000 円が基準借受料 484,209 円を下回っている。また、駐車可能台数は西多治米保育所と同じ 10 台であるが、地積は西多治米保育所の約 2 倍となっており、借受料の増額改定を検討することが必要と考える。

③ No.3 常金丸保育所【意見】

土地賃貸借契約書では「賃貸料は、年額 202,930 円とする。」とうたわれており、借受料の額については固定されている。

しかし、この年額 202,930 円という金額は、福山市普通財産（不動産）貸付要領」を準用して、賃借契約開始時点の固定資産税評価額に基づく基準借受料によって決定されている。

借受料の根拠が基準賃借料となっているのであれば、借受料を固定額とするのではなく、毎年度、対象地の固定資産税評価額改訂に合わせて、借受料の改定を行うように土地賃貸借契約書を変更するべきと考える。

④ 賃借中の保育所用地の取得（購入）の検討について【意見】

現在賃借している保育所用地の大部分は児童送迎用のための駐車場として使用されているものとなっている。これらについて、保育所建物等の敷地のように恒久的に使用されるものではなく一時的に使用されるものであるならば、借受料を支払いながら賃貸借契約を継続することが適当である。

しかし、近年、保護者による自動車を使った児童の送迎は常態化しており、保育所運営において児童送迎用駐車場用地の確保は必須とも言える。現在借受中の保育所用地が将来的にも駐車場として必要な土地であるとすれば、その土地について賃貸借契約を継続するのではなく、取得（購入）することを検討する必要があると考える。

2-3. 保育指導課

2-3-1. 放課後児童クラブ事業

(1) 概要

① 目的・内容

<p>目的・ねらい等</p>	<p>運営費（支援員報酬・期末手当・共済費・通勤手当） 福山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例では、各教室に2人以上の配置をすることとしている。ただし、1人を除き、補助員をもって代えることができることとしている。各教室に複数配置することがクラブ運営の質の確保のためには望ましいが、全ての教室への複数配置には至っていない。支援員を複数配置できない教室については、2人のうち1人を補助員配置している。</p> <p>運営費（補助員賃金・共済費・通勤手当） 放課後児童支援員の不足対応のための補助員や課題のある児童への対応のための加配補助員、休暇の代替えのための補助員を配置している。</p> <p>運営費（その他） 放課後児童クラブ運営のために必要な光熱水費、施設修繕の維持管理費、消耗品及び備品等の購入を行う。直営未開設の地域（千年、能登原、常石）は民間に運営を委託する。</p>
<p>事業内容</p>	<p>運営費（支援員報酬・期末手当・共済費・通勤手当） 支援員に対する報酬・共済費等の経費</p> <p>運営費（補助員賃金・共済費・通勤手当） 補助員に対する報酬・共済費等の経費</p> <p>運営費（その他） 光熱水費、教室の施設修繕費、消耗品費、備品、沼隈町の3法人（4教室）の運営委託に係る委託料等の経費</p>
<p>開設日・ 開設時間</p>	<p>通常 月曜日から金曜日 下校時～18:00 土曜日 8:30～17:00 学校代休日 8:30～18:00</p> <p>春・夏・冬休み 月曜日から金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00</p>

利用料金	児童1人：月3,000円（ア） 同一世帯から2人以上の児童が利用する場合 ：2人目以降の児童は、1人につき月1,500円（イ） 月の途中から利用、又は月の途中で退会した場合 その月は日割り計算 （ア又はイの額）×（利用開始月又は退会月のクラブ開設日数）÷25
減免制度	次のいずれかに該当する人は、放課後児童クラブ利用料が免除になる。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けている者 ・市町村民税非課税世帯 ・災害その他の特別の事情があると市長が認めた者
利用承諾基準	次の表のとおり。

利用承諾基準

児 童	市内の小学校に在学又は市内に住所を有する児童		
保護者	対象要件	要件概要	利用承諾期間
	就労	週平均3日以上就労し、1・2年生の申込みの場合は15時以降、3年生以上の申込みは16時以降まで就労していること ※通勤時間は含みません （※春・夏・冬休み期間中に限る短期利用の場合は11時以降）	就労期間
	病気	保護者が長期の治療を必要とする病気もしくは負傷により児童の監護ができないこと	児童の監護ができない期間
	障がい	保護者が障がいにより児童の監護ができないこと	
	病人などの介護	長期で病気の状態や、障がいがある親族を週3日以上常時看護・介護することにより監護ができないこと	
	出産	出産前後で児童の監護ができないこと	産前産後 3か月
	就学	就学や職業訓練等のため児童の監護ができないこと ※通学時間は含みません	就学期間
	災害復旧 その他	震災、風水害、火災、その他災害の復旧にあたっていること	児童の監護ができない期間

② 事業費の推移

運営費（支援員報酬・期末手当・共済費・通勤手当）（単位：千円）

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	421,735	405,147	489,977
	決算額	406,180	398,706	469,111
財源内訳	国庫支出金	122,360	131,129	161,514
	県支出金	104,149	97,501	125,750
	利用料	103,422	94,909	76,372
	一般財源	76,249	75,167	105,475

運営費（補助員賃金・共済費・通勤手当）（単位：千円）

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	194,943	245,974	319,435
	決算額	187,727	239,250	336,773
財源内訳	国庫支出金	58,171	70,421	116,048
	県支出金	49,513	52,361	90,352
	利用料	47,799	56,951	54,873
	一般財源	32,244	59,517	75,500

運営費（その他）（単位：千円）

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	84,113	101,515	149,567
	決算額	70,332	94,908	117,607
財源内訳	国庫支出金	20,059	24,434	40,378
	県支出金	17,074	18,055	31,438
	利用料	17,908	22,592	19,093
	一般財源	15,291	29,827	26,698

(2) 検討内容

① 放課後児童クラブの負担割合

放課後児童クラブは、効率的な運営によるコスト抑制を図りながら、受益者負担の適正化に取り組んでいき、将来の市の財政状況に左右されない安定した運営を行う必要がある。放課後児童クラブの運営費の負担割合については、国が「クラブ運営費における利用者負担割合は概ね 50%」という考え方を示している。この国が想定する負担割合に対して現行の福山市の負担割合はどのような水準であるかという観点で検討を行った。

② 放課後児童クラブの公立と私立の比較

放課後児童クラブは、授業の就業後に施設を利用して自主学習、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的としている。放課後児童クラブは、福山市内の全ての公立小学校及び私立小学校の小学生が利用することが想定される。公立小学校及び私立小学校の運営費に対する補助はどのような水準で支給されているかという観点で検討を行った。

③ 放課後児童クラブの利用料

福山市の放課後児童クラブの利用料は、毎月定額であり、平日は何時間預けても、利用料に差が生じることはない。また、土曜日・学校代休日だけでなく、春・夏・冬休みのように長期休暇中に放課後児童クラブを一日中利用したとしても、利用料は定額のままである。受益者負担の原則を踏まえると、利用時間や利用日数等に応じて利用料を負担することも考えられる。どのような利用料体系にすることが妥当であるかという観点で検討を行った。

④ 放課後児童クラブの減免制度の対象範囲拡大

福山市の放課後児童クラブは、ひとり親世帯が放課後児童クラブを利用する場合に負担額を軽減するような特例制度は存在しない。ひとり親世帯の貧困問題がこれまで以上に社会的に注目されるようになってきている。ひとり親世帯が放課後児童クラブを利用する際に、どのような支援制度にすることが子どもの健全な育成を図るとともに、ひとり親世帯の就業及び自立を促進することにつながるのかという観点で検討を行った。

⑤ 放課後児童クラブの開設時間の延長

福山市の放課後児童クラブの開設時間は月曜日から金曜日は18時まで、土曜日は17時までである。この開設時間は、通常時も春・夏・冬休みも同様である。これは、保育園時代に延長保育を遅くまで利用していた世帯にとっては、迎えの時間が早くなることになる。女性の就業率の上昇に伴い、フルタイムで勤務する女性が増加するなか、放課後児童クラブの利用率は上昇している。このような状況のなか、放課後児童クラブの開設時間を延長することの是非について検討を行った。

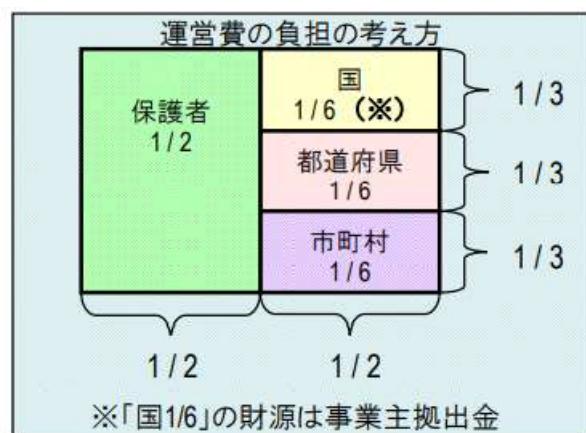
(3) 監査の結果及び意見

① 放課後児童クラブの負担割合【意見】

福山市の放課後児童クラブの運営費の負担金額について、保護者の利用料負担は、児童1人の場合は月に3,000円、同一世帯から2人以上の児童が利用する場合は2人目以降の児童1人につき月1,500円である。現状は、国、広島県、福山市、保護者で概ね四等分する負担割合となっている。

運営費の負担割合については、国が示す「クラブ運営費における利用者負担割合は概ね50%」という考え方があり、下の表の通り、保護者1/2、国1/6、広島県1/6、福山市1/6が負担割合となる。国の想定する放課後児童クラブにおける運営費の考え方によると、福山市の保護者の利用料負担は5,000円から6,000円程度となり、現行の福山

市の利用料とは大きく開きがある。



福山市の経過としては、平成10年に利用料を導入して以来、受益者負担の適正化を念頭に事業運営に取り組んでおり、運営経費の抑制やサービス拡大による利用児童数の増加（平成10年1,291人→令和2年6,192人）によって、保護者の負担割合も平成10年当時の約16%から現在の概ね25%に推移しているところである。しかし、国が示す「クラブ運営費における利用者負担割合は概ね50%」という考え方の半分の負担に過ぎない。

今後は、福山市の子育て支援施策全体を勘案する中で、引き続き効率的な運営によるコスト抑制を図りながら、受益者負担の適正化に取り組んでいき、国が本来考えている負担割合に近づくように見直しを行う時期を検討していく必要がある。

② 放課後児童クラブの公立と私立の比較【意見】

福山市の放課後児童クラブは、合併前より社会福祉法人で実施していた放課後児童クラブを除き、全て公設で実施されており、私立小学校が運営する放課後児童クラブに対しての運営費等の補助制度は存在しない。これは、福山市の放課後児童クラブは、市内の全小学生を対象としており、私立小学校の児童であっても希望者は通常の利用料により、公設の放課後児童クラブを利用できるという考え方に基づくものである。

放課後児童クラブは、保護者が就労などで昼間家庭にいないことが前提としてある。保護者が就労している場合、児童が通っている私立小学校から公設の放課後児童クラブと一緒に移動することができない。制度上、児童が公設の放課後児童クラブを利用できるとしても、児童だけで下校時に公設の放課後児童クラブに移動することは安全面に懸念が残る。移動中に事故が発生した場合の補償は、利用の前提条件であるスポーツ安全保険の対象であるが、金銭的な補償があるからといって保護者の安心につながるものではない。安全面を重視すると、小学校と同じ敷地に放課後児童クラブがあり、保護者が安心して児童を放課後児童クラブに預けられる環境を整えることが重要である。

福山市において、公設で運営される放課後児童クラブの保護者の利用料負担割合は、現状では25%程度であり、国が概ね50%を想定しているのに対して、半分の負担に過ぎない。一方で、国は民間サービスを活用した多様なニーズへの対応を掲げるものの、

福山市では私立小学校が運営する放課後児童クラブに対しては全く補助制度が存在しない。放課後児童クラブは、すべての児童が利用する可能性があり、通学先が公立小学校か私立小学校かの違いによって放課後児童クラブの利用料に差が生じることは公平性が確保されていないと考えられる。

福山 100NEN教育が描く未来は、変化の激しい社会の中で、「子どもたちは、自分の夢の実現に向かって、ローズマインド（思いやり・優しさ・助け合いの心）を胸に、福山で、日本で、世界で、たくましく生きている。そして、環境・貧困・人権・平和・開発等、現代社会の様々な問題を自らの問題として捉え、それらの課題解決のために、様々な人々と協働して、持続可能な社会を創造している。」というものである。このような基本理念のもと、福山市では特色ある学校として日本における公立初のイェナプラン教育校をスタートさせるなど、多様性を認める教育を行っている。

教育において多様性を認める根底には、子どもの家庭環境・個性・能力等の様々な多様性を保障するという考えがある。放課後児童クラブは、すべての保護者と児童にとって必要とされる可能性があり、多様な主体がサービスを提供することで、放課後児童クラブの多様性の確保につながると考えられる。

放課後児童クラブは、授業の就業後に施設を利用して自主学習、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的としている。保護者が就労などで昼間家庭にいないすべての児童にとっては必要不可欠なものであるという点では、公立小学校と私立小学校の間で差はない。国や市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たした放課後児童クラブの運営を私立小学校が行う場合は、公的な補助を受けることができるような制度の検討が望まれる。

③ 放課後児童クラブの利用料【意見】

福山市の放課後児童クラブの利用料は、毎月定額であり、児童1人の場合は月に3,000円、同一世帯から2人以上の児童が利用する場合は2人目以降の児童1人につき月1,500円である。放課後児童クラブが開設されている日であれば、平日は何時間預けても、利用料に差が生じることはない。また、土曜日・学校代休日だけでなく、春・夏・冬休みのように長期休暇中に放課後児童クラブを一日中利用したとしても、利用料は定額のみである。

放課後児童クラブの運営費は、支援員や補助員の人件費等が大部分を占めており、受益者負担の原則を踏まえると、利用時間や利用日数等に応じて利用料を負担することが基本となる。ただし、利用時間を個別に集計するには事務負担等が生じることから、利用時間等のみを考慮して利用料を決定するのは現実的ではなく、受益者負担の原則と事務負担コスト等のバランスを考えながら利用料を決定するのが合理的である。

他の地方自治体の放課後児童クラブの利用料を調査すると、迎える時間によって利用料に差を設けたり、夏休みがある8月のみ利用料の値上げを行ったりする等それぞれの地方自治体の考えや方針により、利用料を設定している。ITが発達し、入退室等の管理システムが導入しやすい環境になっている状況のなか、福山市においても、受益者負担の原則と事務負担コスト等のバランスを考えながら、利用料の決定方法の見直しを検討することが望ましい。

④ 放課後児童クラブの減免制度の対象範囲拡大【意見】

福山市の放課後児童クラブの利用料減免制度について、生活保護を受けている者、市町村民税非課税世帯及び災害その他の特別の事情があると市長が認めた者が対象となっている。一方で、ひとり親世帯が放課後児童クラブを利用する場合に負担額を軽減するような特例制度は存在しない。

ひとり親世帯のうち、特に母子家庭においては「相対的な貧困」の状態の割合が多い。ここでいう、「相対的な貧困」の状態とは、平均的な所得の世帯の半分に満たない所得のレベルで生活をしなければならないという状態である。下の表は、母子家庭の所得状況である。母子家庭の総所得が低い主な要因は、稼働所得が少ないことによるものであり、稼働所得の1世帯当たり平均所得金額は、「児童のいる世帯」の金額の34%に留まる。

母子家庭の現状（所得状況）

- 母子世帯の総所得は年間306.0万円。「児童のいる世帯」の41%に留まる。(2019年国民生活基礎調査)
 - その大きな要因は「稼働所得」が少ないこと。稼働所得は「児童のいる世帯」の34%に留まる。
- (参考)「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)のうち、「大人が一人」の世帯員の貧困率は48.1%と、依然として高い水準となっている。

所得の種類別 1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）						
全世帯	552.3	410.3	105.5	15.8	6.2	14.5
児童のいる世帯	745.9	686.8	25.6	8.1	18.5	6.9
母子世帯	306.0	231.1	10.4	17.6	37.3	9.6
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）						
全世帯	100.0	74.3	19.1	2.9	1.1	2.6
児童のいる世帯	100.0	92.1	3.4	1.1	2.5	0.9
母子世帯	100.0	75.5	3.4	5.8	12.2	3.2

(出典) 2019年国民生活基礎調査(2018年の所得状況)

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。

福山市の保育料については、ひとり親世帯の所得金額が一定の水準未満である場合、保育料表の特例が適用されることになる。これは、ひとり親世帯の子育ての経済的負担軽減を図り、子育て支援を促進するという観点では、有用な制度であると考えられる。しかし、ひとり親世帯の子どもが小学校にあがり、放課後児童クラブを利用する場合には、負担額を軽減するような特例制度が適用されなくなってしまうのである。

所得税改正により令和2年以降は婚姻歴や性別にかかわらず、全てのひとり親に対して「ひとり親控除」が適用されることになった。改正以前は、同じひとり親でも離婚や死別なら「寡婦(夫)控除」が適用できたのに対して、未婚のひとり親は所得控除の対象外であった。そのため、所得税が軽減されないだけでなく、所得等を基準に支給され

る手当等の判定において不利になるケースが問題になっていたのである。この「ひとり親控除」の改正も子どもの貧困問題に対処するためにできた規定であるといえ、税制上の公正な支援が期待されている。

このように、ひとり親世帯に対しての問題が社会的に注目されるなか、貧困問題等に対応するための支援が欠かせない。ひとり親世帯の支援政策はまだ進んでいるとはいえないので、より手厚い経済的な支援を行っていく必要がある。但し、ひとり親世帯のなかには、十分な所得がある世帯も存在するため、ひとり親世帯という理由だけで放課後児童クラブの利用料負担額を軽減するのは適切ではない。今後、放課後児童クラブの保護者の利用料負担が増加することになれば、所得の少ないひとり親世帯にとってはより影響が大きくなる。一定の所得制限を設けてひとり親世帯の放課後児童クラブの利用料負担額を軽減することが、子どもの健全な育成を図るとともに、ひとり親世帯の就業及び自立を促進することにつながると考えられる。

⑤ 放課後児童クラブの開設時間の延長【意見】

女性の就業率の上昇に伴い、フルタイムで勤務する女性が増加するなか、放課後児童クラブの利用率は上昇している。人口減社会に突入した日本が成長を続けていくためには、女性の労働力は重要な戦力である。このような状況のなか、平成30年の税制改正により、配偶者控除を受けられる妻の年収の上限が103万円から150万円に拡充され、女性が就業調整することを意識せずに働けるような仕組が改善された。

育児・介護休業法では、時短勤務は原則として子供が3歳の誕生日を迎える前日までと規定されている（育児・介護休業法23条1項）。また、企業には、小学校就学の始期に達するまでの子を育てる労働者に対する措置として、時短勤務を認めるよう努力義務が課せられている（育児・介護休業法24条1項）。しかし、育児・介護休業法は、小学校の子どもを持つ親を対象としていない。夫婦で働く世帯にとっては、時短勤務が認められないうえに、子どもを迎えに行く時間が早くなり、迎えに間に合わない場合には会社を退職せざるを得ないという事態に陥るいわゆる「小1の壁」と言われる社会的な問題がある。福山市の放課後児童クラブの開設時間は月曜日から金曜日は18時まで、土曜日は17時までである。この開設時間は、通常時も春・夏・冬休みも同様である。これは、就学前までは18時以降の延長保育を利用していた世帯にとっては、迎えの時間が早くなることになる。

福山市の放課後児童クラブの開設時間を延長することは、フルタイムで長時間の勤務をする世帯にとっては歓迎すべきことである。しかし、放課後児童クラブの開設時間を延長することにより、人員が追加的に必要となり、運営費も増加することになる。また、放課後児童クラブの開設時間を延長することで、家族で過ごす時間がより少なくなるという弊害が生じることになる。したがって、福山市の放課後児童クラブの開設時間を延長することについて、時代背景を考慮にいれながらメリットとデメリットを総合的に勘案し、利用者からアンケートをとるなどして、慎重に検討することが大切である。

2-3-2. 日本スポーツ振興センター負担金

(1) 概要

① 目的・内容

目的・ねらい等	入所（園）児童が、登降所を含む保育中にけがをした際の医療費等を支給するための保険であり、公立保育施設の入所（園）児童がけがをした際の医療費等の負担を軽減するために実施している。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の加入手続き（契約・途中入所（園）児童の異動報告）に関する事務（共済掛金を保護者から徴収し、市費と合わせて日本スポーツ振興センターへ支払う）。 ・災害給付請求及び医療費等の支給に関する事務（支給決定額を保護者へ支払う）。
事業の対象	市立保育所等の全入所（園）児童
事業開始（又は廃止）の背景・経過	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則を設け、昭和47年から加入し、現在に至る。
負担金額	<p>市立保育所…児童1人当たり、年額365円 （このうち保護者が負担する額は275円で、残りの90円は福山市が負担する。）</p> <p>市立こども園…児童1人当たり、年額285円 （このうち保護者が負担する額は200円で、残りの85円は福山市が負担する。）</p>
給付の対象となる災害の範囲と給付金額	次の表の通り。

◆ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

（令和3年4月1日現在）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	<p>医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10

疾病	<p>その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校給食等による中毒 ● ガス等による中毒 ● 熱中症 ● 溺水 ● 異物の嚥下又は迷入による疾病 ● 漆等による皮膚炎 ● 外部衝撃等による疾病 ● 負傷による疾病 	<p>(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)</p> <p>ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額 	
障害	<p>学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される</p>	<p>障害見舞金 4,000万円～88万円 (3,770万円～82万円) 〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円 (1,885万円～41万円)〕</p>	
死亡	<p>学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡</p>	<p>死亡見舞金 3,000万円(2,800万円) 〔通学(園)中の場合 1,500万円(1,400万円)〕</p>	
	突然死	<p>運動などの行為に起因する突然死</p>	<p>死亡見舞金 3,000万円(2,800万円) 〔通学(園)中の場合 1,500万円(1,400万円)〕</p>
	突然死	<p>運動などの行為と関連のない突然死</p>	<p>死亡見舞金 1,500万円(1,400万円) 〔通学(園)中の場合も同額〕</p>

② 事業費の推移

(単位：千円)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	492	459	422
	決算額	477	415	385
財源内訳	国庫支出金	—	—	—
	県支出金	—	—	—
	一般財源	477	415	385

(2) 検討内容

① 福山市における高額な損害賠償事案への対応

近年では、事故発生時の損害賠償事案が高額化している。このような状況のなか、日本スポーツ振興センターの給付金で賠償額が賄われるかどうかという観点で検討を行った。

② 私立保育所等における高額な損害賠償事案への備え

私立保育所等においても万が一の損害賠償事案へ備えることが重要である。損害賠償事案への備えとして、日本スポーツ振興センターの共済制度だけでなく、民間の保険会社が扱う損害賠償保険に加入すること等が挙げられる。私立保育所等における高額な損害賠償事案への備えに対する状況について、福山市が把握しているかどうかという観点で検討を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① 福山市における高額な損害賠償事案への対応【意見】

日本スポーツ振興センターの給付内容は、制度創設以来、施設の管理下で発生する事故の状況、関係者や保護者の要望等を踏まえて適宜の改正が行われ、現在の形になったものであり、共済特有のメリットとして肯定的に評価されている。しかし、障害見舞金の最高額は 4,000 万円、死亡見舞金の最高額は 3,000 万円が支払われるのみであることから、高額な損害賠償額を全て補うことは難しい場面が想定される。障害見舞金や死亡見舞金の金額水準が低いと、保護者から給付条件や給付水準を全般的に拡大することについての要望があがる場合がある。また、支払うべき損害賠償額が障害見舞金の最高額 4,000 万円、死亡見舞金の最高額 3,000 万円を超える場合に、どのように補填するのかという問題が生じることになる。

福山市においては、日本スポーツ振興センターの給付金額の不足分を補う方法として、全国市長会損害保険に加入している。この全国市長会損害保険により、福山市に国家賠償法、民法上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害に対して総合的に保険金が支払われることになる。福山市は令和元年度から損害賠償保険の契約類型を変更しており、平成 30 年度までは、契約類型 (A 型) で身体賠償 1 名につき 2,000 万円の限度額であったものが、令和元年度以降は契約類型 (E 型) で身体賠償 1 名につき 1 億 5,000

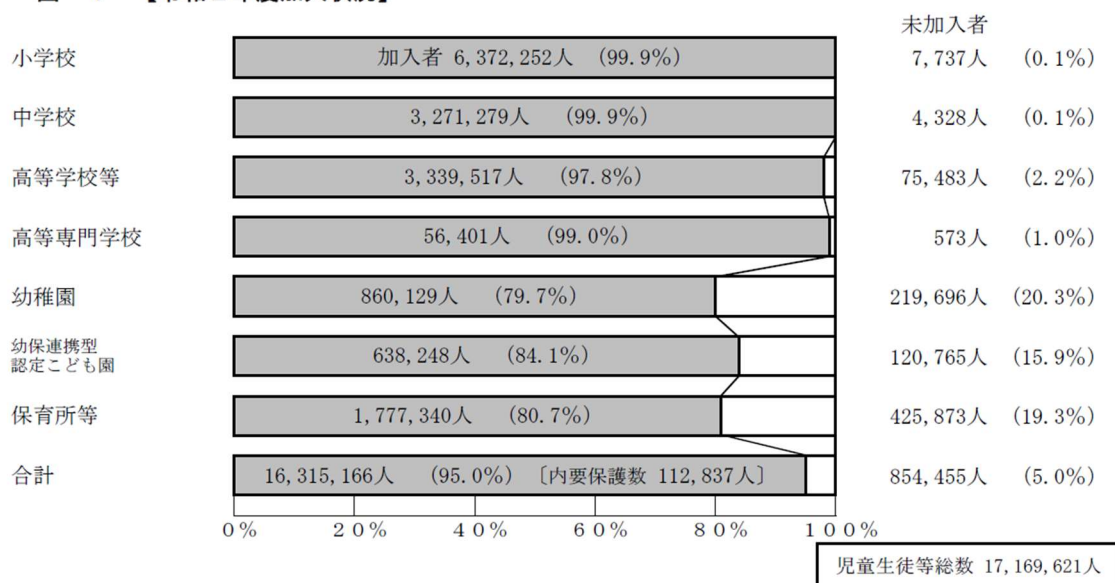
万円の限度額となっている。このように、福山市では、日本スポーツ振興センターだけでなく、全国市長会損害保険にも加入し、契約類型を変更し保険金額を増加することで、高額な損害賠償事案に対応できている。

② 私立保育所等における高額な損害賠償事案への備え【意見】

私立保育所等においても高額な損害賠償事案へ備えることが重要である。保育施設は安定的な運営が必要とされ、万が一の事故に対して準備しておく必要があるからである。損害賠償事案への備えとして、日本スポーツ振興センターの共済制度だけでなく、民間の保険会社が扱う損害賠償保険に加入すること等が挙げられる。

スポーツ振興センターの令和2年度の加入状況は図-1の通りであり、小学校及び中学校では児童生徒の99.9%が災害共済給付制度に加入しているのに対して、幼稚園では79.7%、幼保連携型認定こども園では84.1%、保育所等では80.7%の加入率となっている。

図-1 【令和2年度加入状況】



(出所) 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部「令和2年度(2020年度)災害共済給付状況」

私立保育所等において、高額な損害賠償事案へ対応できるような共済や保険に加入しているか福山市に確認したところ、各保育施設の保険の種類や限度額等までは取りまとめて管理等はしていなかった。

日本スポーツ振興センターの共済制度は、国、施設等の設置者及び保護者等による互助共済制度であり、施設の管理下で発生する不慮の事故を補償するので、被害者救済のために有用な意味をもつ。ただし、災害共済給付制度への加入は任意であり強制力をもつものではない。各保育施設が、民間の保険会社の損害賠償保険等の方が有用と判断すれば、当該損害賠償保険に加入することも考えられる。日本スポーツ振興センターの共済制度と民間の保険会社の損害賠償保険等のいずれにしても、高額な損額賠償額を請

求されたときに対応できるようにすることが大切である。

施設の活動における事故や怪我のリスクは常に存在するものである。福山市においては、私立保育所等について、日本スポーツ振興センターの共済制度や民間保険会社の損害賠償保険等に関する加入状況や限度額等を把握し、高額な損害賠償額に対応できるよう指導していくことが望ましい。

2-3-3. 太陽光発電電力売払収入

(1) 概要

① 目的・内容

目的・ねらい等	温室効果ガスの排出抑制を図るため、太陽エネルギーの利用を促進する。
事業内容	福山市環境基本計画に基づき設置した太陽光発電システムにより発電した電力を電力会社に売払うもの。
事業の対象	令和3年度は、7施設で実施する。(川口、駅家西、長和、福田、大学附属こども、ふたば、伊勢丘こども)

② 事業費の推移

(単位：千円、施設)

年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業費	予算額	2,069	2,337	2,600
	決算額	1,988	2,469	2,670
財源内訳	国庫支出金	—	—	—
	県支出金	—	—	—
	一般財源	1,988	2,469	2,670
対象施設数		5	6	7

(2) 検討内容

① 太陽光発電電力売払の回収年の計算及び回収期間

福山市では、太陽光発電の売電を行っている保育施設は7施設ある。各施設の設置費、売電額、回収年等については、下の表のとおりである。点検等については、建物の電気設備とともに実施しているが、メンテナンス費用については、現在のところ生じていない。

太陽光発電電力売払に関して、回収年の計算が適切に行われているか、太陽光発電電力売払投資の回収期間は妥当であるかという観点で検討を行った。

太陽光発電売電実施施設（設置費一覧）

（単位：円、kWh、年）

設置年度	施設	設置費	単価	発電量 (平均)	売電額 (1年)	回収年
平成26年度	川口	7,780,000	44.00	11,373	500,412	16
平成27年度	駅家西	5,460,000	39.60	12,556	497,218	11
平成28年度	長和	5,790,000	29.70	12,776	379,447	16
平成29年度	福田	6,090,000	29.70	14,127	419,572	15
平成30年度	大学附属	9,200,000	23.10	13,642	315,130	30
令和元年度	ふたば	7,220,000	19.80	15,216	301,277	24
令和2年度	伊勢丘	7,830,000	15.40	13,893	213,952	37
令和3年度	—	—	13.20	—	—	—
平均 (平成26年度～ 令和2年度)	—	7,052,857	28.76	13,369	384,492	19

(3) 監査の結果及び意見

① 太陽光発電電力売払投資の回収年の計算【意見】

太陽光パネルは、製品寿命が約25～30年とされている。使用済みパネルは有害物質を含むことがあり産業廃棄物に該当するため、製品寿命の到来後は多額の廃棄コストがかかることが予定されている。太陽光パネルの所有者は、太陽光パネルの製品寿命到来後、解体・撤去の依頼等をする必要があり、依頼を受けた解体・撤去業者は排出事業者として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）上の処理責任を負い、埋立処分業者は廃棄物処理法に従って適正に処理する必要がある。

このように、太陽光パネルの廃棄に多額のコストがかかることから、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の下で、令和4年7月から太陽光発電設備の廃棄等に関する費用について、太陽光発電事業者に対して、原則、源泉徴収的な外部積立を求める制度が始まる。

一般的に太陽光発電電力売払投資の販売業者から提出されるシミュレーションは、初期コストである設置費のみを用いて回収年の計算が行われており、設備のメンテナンス費用、修理・交換費用及び最終的な廃棄コストは計算に含まれていないことが多い。このような販売業者から提出されるシミュレーション資料を現実的な回収年の計算資料としてそのまま受け入れるのではなく、太陽光パネルの所有者が慎重に実質的に回収年の計算を行うことが必要になってくる。

福山市の現在の太陽光発電電力売払投資の回収年の計算も、設置費を1年の売電額で除した計算式により算定を行っている。しかし、太陽光パネルの維持及び廃棄には、設備のメンテナンス費用、修理・交換費用及び最終的な廃棄コスト等多額のコストが発生することから、これらの将来的な維持及び廃棄コストを含めて回収年の計算を行うことが望ましい。表面的な回収年の計算ではなく、実質的な回収年の計算を行うことで、より精緻

な意思決定に資する回収年の計算を行うことが可能となるからである。

② 太陽光発電電力売払事業の回収期間【意見】

福山市の各施設の設置費、売電額、回収年等についての表によると、平成 25 年度から平成 28 年度の回収年は 11 年から 16 年の間であるが、平成 30 年度は 30 年、令和元年度は 24 年、令和 2 年度は 37 年と回収年が長期化の傾向である。

太陽光発電といった再生可能エネルギーは、固定価格買取制度の下、国が売電価格を決めている。再生可能エネルギーの固定価格制度自体は、世界の多くの国で採用されている手法である。固定価格制度が始まった当初は、高い売電価格であったが、近年は売電価格が引き下げられる傾向にあり、遅れて投資するほど利益を出しにくい構造にある。近年の売電価格の引き下げの状況のなか、太陽光発電電力売払事業を行っている事業者が存在するのは、太陽光発電システムの初期設置費が低下傾向にあり、性能も向上し発電量が増加傾向にあるから、投資の回収が十分に可能と判断するからである。

福山市の各施設の設置費、売電額、回収年等についての表によると、平成 25 年度から平成 28 年度の間において、初期設置費の低下は見受けられない。直近の平成 30 年度、平成 31 年度及び令和元年度の初期設置費用は、平成 25 年度から平成 28 年度の平均設置費用を上回るものである。これは、近年の太陽光発電システムの初期設置費が低下傾向という状況とは相反するものであり、太陽光発電電力売払投資の回収期間の長期化の一因となっている。

太陽光発電に使用する太陽光パネルは、製品寿命が約 25～30 年とされているなか、福山市の各施設の設置費、売電額、回収年等についての表によると、平成 30 年度は 30 年、令和 2 年度は 37 年と回収年が製品寿命を上回っている。この平成 30 年度は 30 年、令和 2 年度は 37 年という回収年は、表面的な回収年の計算に基づくものであり、将来的な廃棄コストを加味した実質的な回収年の計算を行うと、各年度の回収年はさらに長いものとなる。これでは、太陽光発電電力売払収入事業が当初から投資額を容易に回収できない事業ということになる。

太陽光発電電力売払収入事業の目的・ねらいは、「温室効果ガスの排出抑制を図るため、太陽エネルギーの利用を促進する」ことであり、必ずしも採算性だけにより事業を行うものではない。しかし、太陽光発電電力売払事業として実施する以上は、太陽光発電電力売払投資の回収期間を慎重に検討する必要がある、太陽光パネルの初期設置費についても市場動向を注視しながら事業を行うことが望まれる。

3. 平成 24 年度包括外部監査における指摘事項の再検証

福山市においては、平成 24 年度の包括外部監査において少子化対策としての次世代育成支援施策に係る財務事務の執行及び管理について監査対象に選定されている。今回、再度、福山市の行う少子化対策を監査対象としたのを機に、平成 24 年度の監査時の指摘事項について、その後の措置状況を検証した。

3-1. 市民参画型の福祉サービスの提供が必要である

市民サイドから見る福祉への期待と、行政サイドから見る福祉の役割には大きな期待のギャップがある。平成 24 年度の包括外部監査において、この福祉に対する期待ギャップの解消を図るためには、行政が市民ニーズを的確に把握し、市民が望む福祉サービスを立案することが第一であり、また市民参画型の福祉サービスの提供を行い、市民とともに事業の評価を行い、フィードバックを行うことが提言された。

あわせて、市民が適切に参画もしくは事後的に評価できるようにするためには、市民に対し、市の全体ビジョンを明確に示し、市民と行政が明確なビジョンや正しい情報を共有することが重要であると指摘された。

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法が成立し、これに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月に施行された。この中で市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、5 年間で計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくるのが義務付けられた。そこで福山市において作成されたのが「福山市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進行動計画）」である。また、毎年、計画の進捗状況の点検・評価を行い、効果的な施策の展開を図る内容となっている。

福山市ではこの計画の策定に当たり、就学前の児童・小学校の児童を持つ家庭を対象に子育て家庭の実態や意向、課題等を把握するためにニーズ調査を実施し、計画の策定や今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として使用した。また学識経験を有する者及び社会福祉事業従事者で構成する、「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（福山市版子ども・子育て会議）」において、計画の検討を行った。またパブリックコメントも実施した。このようにこの計画の策定にあたっては、福山市は多様な市民のニーズを把握し、市民が望む子育て支援策の策定を行っている。

またこれに続く後期計画である「福山市ネウボラ事業計画」においても住民ニーズ調査は行われている。また前期計画における計画値と実績値を比較し、提供状況の評価も行っている。市民のニーズは多様であり、また状況の変化によりそのニーズも変わってくる。市民が必要とするときに必要とする量のサービスを提供できるよう、引き続き市民のニーズを適時に把握しておくことが必要である。

3-2. 福祉サービスの提供主体を官から民へ移譲すべきである

市民の参画を増やし、また市民の参画意識を高めるために、行政が直接のサービス提供者となるのではなく、サービスの提供主体を民間（業者）とし、民間への移譲を進め

るべきである。幅広い福祉の需要に応えるためには行政だけでは困難であり、平成 24 年度の包括外部監査において、多様な民間主体を活用し、幅広い需要に応えていく必要があると提言している。

この点について、保育所・認定こども園等の民間移管が進んでいることが確認できた。

保育所等の推移

(単位：所)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市立保育所	54	53	51	49	47
私立保育所	51	42	35	31	30
市立認定こども園			1	1	2
私立認定こども園	10	22	31	39	43
地域型保育事業	11	16	21	26	31
計	126	133	139	146	153

月平均児童数の推移

(単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市立保育所	5,082	4,801	4,432	4,247	3,794
私立保育所	6,477	5,120	4,261	3,393	3,216
市立認定こども園			176	203	342
私立認定こども園	1,481	3,473	4,577	5,804	6,325
地域型保育事業	150	238	347	430	494
計	13,190	13,632	13,793	14,077	14,171

上表からわかるように、市立保育所の法人移管が進み、施設数も増加している。また施設も保育所から認定こども園への転換が進んでいることもわかる。福山市も少子化が進行する中で、月平均児童数が増加しているのは、0 歳から 2 歳の子どもの受入れが増加したためと考えられる。私立認定こども園の施設数が増加しており、民間移譲の効果と言える。

3-3. 子どもに関する相談窓口の拠点化と周知徹底を

平成 24 年度の包括外部監査において、福山市の場合、本庁、キッズコム、保健所がすべて異なる場所に点在し、同一の場所がないことから、市民が行ったり来たりとならないよう、関連する手続関係はできるだけ 1 か所で完結するような仕組みづくりが要望された。また子どもに関する相談を、いつでも気軽にできる窓口を一つに決めて拠点化し、それを市民に周知徹底することが提言されている。

母子保健法の改正により、平成 29 年 4 月から「母子健康包括支援センター」を市区

町村に設置することが努力義務とされた。これを受け福山市では平成 29 年に子ども・子育て家庭に対する支援施策全般を総合的に展開する「福山ネウボラ」を創設し、平成 29 年 6 月にネウボラ相談窓口「あのね」を設置し、子育ての相談窓口をワンストップ化するとともに子育て相談システムによる関連する部門の情報共有を図った。子育ての相談窓口だけではなく、保育所の入所や各種手当の支給を含めた総合的な子育て支援を一体的に実施する体制を整えた。「あのね」は市内 13 か所に設置されており、オンラインでの相談も可能である。また「あのねキッズコム」では土曜日・日曜日の相談対応が可能である。

福山市では「あのね」を核にして子育て支援策を推進している。とはいえ「あのね」はまだ歴史が浅く、市民に十分に浸透しているとは言えない。「あのね」の機能強化に努めるとともに、引き続き市民に対し周知徹底を図ることが必要である。

3-4. 働く女性のワークライフバランス実現のために、行政も積極的な支援を

働く女性の子育て・家庭と仕事の調和は、女性が子どもを産みやすい・育てやすい環境を作ることにより、子どもを増やすことを目的とした少子化対策である。女性の社会進出自体は進んでいるが、子育て・家庭と仕事の調和の実現については、いまだ課題が多いのではないだろうか。

平成 24 年度の包括外部監査においても、働く女性が仕事と結婚・出産・子育ての両立・調和が図れる社会の仕組みづくりのために、働く女性の就業を支援する取組を行政も積極的に行うことを要望された。

国は平成 11 年に男女共同参画社会基本法を施行し、平成 13 年には内閣府の設置に伴い男女共同参画局を設置し、男女の機会均等や共同参画を推進してきた。現在では第 5 次男女参画基本計画に基づき各種施策を実行しているところである。基本法施行から 20 年を経過し、国は長期にわたって取組を行っているが、「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が公表するジェンダー・ギャップ指数 2021 では、日本は 156 か国中 120 位にとどまっている。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスにあるが、「政治」と「経済」は低いレベルとされている。現状では不十分という国際的な評価・認識であり、引き続き、国の強力かつ効果的な施策が求められるところである。

とはいえ、女性の就業率は着実に上昇している。わが国において、15~64 歳の就業率は、近年男性は減少傾向にあるのに対し、女性は著しく上昇してきたが、令和 2 年は低下に転じ、令和 2 年には 15~64 歳で 70.6%、25~44 歳で 77.4%となっている。

また女性の年齢階級別労働力率の状況については、女性の年齢階級別労働力率について昭和 55 年からの変化を見ると、昭和 55 年は結婚や出産年齢である 25~29 歳(49.2%)及び 30~34 歳(48.2%)を底とする M 字カーブを描いていたが、令和 2 年では 25~29 歳が 85.9%、30~34 歳が 77.8%と上昇しており、グラフ全体の形はかつての M 字型から先進諸国で見られる台形に近づきつつある(データは内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書 令和 3 年版より)。

働く女性の就業を支援するためには、さらなる保育所等の拡充、父親の積極的な育児参画の支援などに引き続き取り組み続けることが必要である。

福山市が製作する市の広報誌「広報ふくやま」の令和 3 年 11 月号の表紙の写真とタ

イトルは「男性も育児参加で希望の子育てができるまちへ」であった。そして「希望の子育てができるまちをめざして」というタイトルで特集記事を組み、男性の育児参加の促進を行っている。希望の子育てができるまちをめざして、引き続き積極的な支援を期待するところである。

3-5. 福祉（行政）の在り方を市民とともに変える必要がある

少子化・高齢化の進展、多くの自治体の財政が厳しくなる状況の中で、福祉行政の在り方の見直しが喫緊の課題となっている。平成 24 年度の包括外部監査において、社会福祉の在り方として、「広く・公平に・手厚い福祉」から「真に必要としている人に、必要な量だけ提供する福祉」へ転換していかなくてはならないと提言された。

令和 3 年 12 月に子育て世帯への臨時特別給付、いわゆる 18 歳以下への 10 万円相当の給付について、福山市は広島県内ではいち早く 10 万円の現金給付を決定した。子育て世帯への臨時特別給付については、その在り方や支給方法、対象者の線引きなどが盛んにマスコミ報道され、また国会でも議論が行われた。一方でバラマキとの批判もあった。

例えば今回話題となった子育て世帯への臨時特別給付は 18 歳以下の子どもを持つ世帯には有意義であるが、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響が長期化する中、生活が困窮し、支援を必要としている人は他にも多くいると思われる。しかし国並びに多くの自治体の財政が厳しさを増す状況の中で、「広く・公平に・手厚い福祉」の実現は難しいところである。バラマキ型ではなく、真に必要としている人に、必要な量だけ提供する福祉の在り方が求められるところである。

自治体は、信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上に努め、また情報公開等による事業運営の透明性の確保を図りながら、市民に対し、福祉に対する正しい認識を持ってもらうような周知・啓発活動を強化する必要があるのではないかと。

3-6. 安心して子どもを産める・安心して子どもが育てられるまちづくりを

一般的に子どもを産み・育てている 20 代・30 代のファミリー層の人口が増加すれば、出生数自体は増加する。そして働き手世代でもある 20 代・30 代のファミリー層の人口が増加すれば、社会保障費の担い手が増加することになるので、財政的にも良い影響を及ぼす。従って、この世代の層を福山市に呼び込み、定着を図ることが必要である。そのためには、企業立地の促進を始め、長期的かつ安定的に十分な所得を稼得できる労働環境（経済環境）の整備が必要であると、平成 24 年度の包括外部監査において提言された。

この点について、直近平成 27 年の国勢調査結果によると、福山市の就業者数は男性（15 歳以上）が平成 22 年度の 118,481 人から平成 27 年度は 119,401 人、女性（15 歳以上）は平成 22 年度の 91,235 人から平成 27 年度は 94,051 人と男女ともに増加しており、労働環境（経済環境）については一定の整備が図られていると考えられる。また、福山北産業団地第 2 期事業の公募も行われ、企業や労働者の流入が期待できる状況にある。

福山市においては、就業者数は維持されているものの、出生数は平成 22 年度が 4,531

人、平成 27 年度は 4,272 人と減少、さらに令和 2 年度は 3,519 人まで減少している。労働環境を整備しても、出生数の増加につながらないところが少子化対策の難しいところである。しかし福山市の財政面や少子化対策に限らない様々な観点から労働環境の整備は必要不可欠であり、引き続きの整備と充実に努めることが必要である。

3-7. 市立保育所等常勤職員の適正配置について

福山市では、高度成長期における本市の発展・拡大に合わせて増加した保育ニーズに対応するために市立保育所の半数以上が昭和 50 年頃に開設されており、保育所の保育士や技術員（調理員）の採用もこの時期に集中している。そのため、その年齢構成には大きな偏りが生じていた。平成 24 年度の包括外部監査において、今後は、厳しい財政運営の中で総人件費の抑制を行いながら、保育所職員の年齢構成、常勤・非常勤のバランス等を見据えたあるべき人員構成を検討するとともに、その実現に向けた新規・中途採用、研修による能力開発、業務の見直しによる必要人員の削減等を織り込んだ中長期的な人員計画の策定が必要であると指摘された。

福山市では、定員の適正化において「福山市行財政改革大綱」及び「福山市中長期定員適正化計画」に基づき職員数を削減してきた。平成 28 年 2 月には「福山市定員適正化計画 2016」を策定し、定員適正化を進めている。市立保育所については民間への移譲が進む中で、職員のバランスを考慮した適正配置を行っている。

3-8. 補助金・委託料の算定方法について

延長保育事業の補助金交付額は、定額部分と加算部分の合計額により算定され、定額部分の比重が高い算定方法となっている。当補助金交付額の算定方法は、定額部分を高く設定することにより延長保育実施所の確保が図られ、一方において、利用児童数に応じた加算部分を高くすることにより補助金交付の公平性の確保が図られることになる。平成 24 年度の包括外部監査において、過去においても定額部分と加算部分の見直しは国の要綱等によって行われているとのことであるが今後においても延長保育実施所の確保と補助金交付の公平性双方のバランスに配慮する必要があると指摘された。

平成 27 年度から延長保育促進事業基本分は運営費に含まれることとなった。利用児童数に応じた部分については、以前よりわずかながらアップしているが、基本的には以前と変わっていない。

3-9. 病児・病後児保育事業の利用状況について

平成 24 年度の包括外部監査において、市内 3 か所の病院で実施されている病児・病後児保育事業の年間延べ利用者数（稼働率）は、総じて、高い稼働率とは言えない状況であり、より一層の市民への周知が望まれるところであると指摘された。

現在は市内 4 か所の病院で実施されている（内、1 か所は令和 3 年 10 月から休止中）。近年も稼働率は高いとは言えない。令和 3 年度は施設の増設を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により職員体制が整わないこと等から増設部分の開始を見送っている状況である。近年の実績値は「福山市子ども・子育て支援事業計画」での計画量を大きく下回っている。

令和2年度に関しては新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、令和元年度の利用者数1,577人から大幅減の641人、稼働率は12.27%である。各施設は定員数に応じた病床と人員を常時確保しておく必要があることから、運営基本分として定額の委託料を交付しており、事業費の総額は令和2年度では37,493千円であった。市民からのニーズが高い事業であり、常時一定の病床数を確保しておく必要はあるが、稼働率が著しく低くなることのないよう定員数を検討するとともに、委託料とのバランスについても検討すべきである。

3-10. 自立支援教育訓練給付金について

ひとり親家庭などに対する支援の一つとして、ひとり親家庭の親に対し、就労に有効な資格を取得するための経費の一部の助成や特定の資格を取得する期間に係る給付金などを支給し、自立を支援している。この中で、自立支援教育訓練給付金について、平成23年度における当該給付金の支給実績は0件であった。そこで平成24年度の包括外部監査において、今後はハローワークが実施する類似の制度である求職者支援制度の動向も注視しながら、自立支援教育訓練給付金の活用方法を検討する必要があると指摘された。

その後、平成28年には支給額を費用の20%から最大60%までに拡大、平成31年4月からは看護師等の専門資格の取得を目指す講座を対象に追加、あわせて上限を20万円から80万円（年20万円×修業年数）に引き上げを行い、制度の利便性を高めた。この改正の結果、現在では看護師資格の取得を目指す者への給付が増加している状況である。

3-11. 私立保育所等の適正運営に向けてチェック体制の強化を

平成24年度の包括外部監査において、当時、広島県では、県が検査する法人や県が補助金を支給する団体での不正が相次いで発覚した。このような不正事案を未然に防ぐために、引き続き、チェック体制や監視体制を強化していくことが重要であると指摘された。

福山市においては、このような事案は発生していないが、全国では未だに保育所・認定こども園等での不正事案が散見されている。

福山市では、利用者の福祉サービスの選択と施設の適正な運営を図ることを目的として、保育所及び認定こども園の指導監査を実施し、その結果を公表している。

また幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について外部監査（公認会計士又は監査法人の監査）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村が行う会計監査を省略することができるという制度も導入されている。今後も不正事案を未然に防ぐために、施設運営者に対し適切な指導や支援を行うことや必要に応じて研修やセミナーなどを行うとともに、指導監査を適切に行うことが必要である。

第5. 終わりに

福山市の子育て支援について、改善すべきと考える点も存在したものの、全体として手厚く適正に運営されていると評価できた。ただその施策には、「福山市ならでは」といえるような、あるいは「キラリとひかる」といったような、特別な工夫等は物足りないように感じた。

「手厚い」の意味は、従事する人員が十分であることや支援拠点多く設けられていること等、「供給量」が概ね十分であることを意味している。もちろん「供給量」が十分であることは重要であるが、それは市民の側のニーズすなわち「需要量」以上であっては無駄となってしまう。行政は有効な施策を求められながら、効率性という観点も求められる。子育て支援も例外ではなく、経済負担に見合った最大の効果が得られるように運営されなければならない。現在の福山市の子育て支援の状況は、表面的な需要に対する供給としては概ね十分であると評価できたので、今後は、潜在的に存在している需要の掘り起こしや新たな需要の喚起に、知恵を絞るべき状況にあるように思われる。施策の効果を十分に発揮するために、その周知をより徹底すべきであるし、また需要の喚起についても、市民一丸となって、引き続き努力と工夫に取り組んでいかなければならない。